

# 刑 政

第四十六卷 (昭和八年)

95a

# 刑政第四十六卷總目次

## 卷頭言

- 少年院の増設と少年處遇の核心
- 文書教化の進展
- 刑務所に於ける生活基準
- 犯罪に對する嶄新性と受刑者の誇大性
- 戦線の囚人と銃後の囚人
- 監獄法の自由法學的解釋
- 獄中記事と監獄映畫と世道人心
- パルチツク海と白海との連絡
- 刑事政策より見たる二つのニユース
- 囚人より見たる監獄改良の諸點
- 行刑累進處遇令の公布
- 昭和八年を送る

正木亮

## 論說・資料

- 作業統制に關する成績報告
- 行刑一年の回顧と展望
- 行刑における技術化、經濟化、教育化及び法律化

鹽野季彦 鹽野季彦 牧野英一

號	一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二	一三
頁	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	五

● 文化國刑法に於ける好意と技術との原理	牧野英一	七	二
● 行刑のユートイリタリズムと教育主義	正木亮	二	四
● 累進處遇に關する教育的、技術的統制	正木亮	八	五
● 法律學より見たる犯罪の遺傳性	木村龜二	二	四
● 女子犯罪現象の特質、原因及び對策	木村龜二	六	五
● 斷種	木村龜二	三	〇
● 現代犯罪生物學の展望	吉益備夫	五	四
● 勞作教育と刑務作業	青木誠四郎	七	三
● 行刑と知的教養	青木誠四郎	二	五
● 刑務官の懺悔	岡部常	〇	八
● 行刑に於ける懲罰	近藤貞次	〇	九
● 一九三二年に於ける世界の行刑	中尾文策	二	一
● 刑務作業に關する現況に就いて	井川信一	二	二
● 刑務所の工場災害並に作業手當金に關する考察	福山福太郎	三	三

No. 4140

# 刑 政

號 一 第 月 一 卷六十四第

讀者の頁——家庭の頁——刑政俳壇——練習所見學記—— 雜錄其他	刑務所建築の回顧 白井勇松 74	劇と犯罪(上) 渥美清太郎 63	ジャーナリズムと犯罪記事 中野澄夫 57	海外時報 52	白耳義に於ける獨居拘禁制度と行刑統計 ジョルジュ・ゲルトン 46	失業と刑務所入所者數 レイ・マース・シムブソン 35	一九三二年における世界の行刑 中尾文策 26	行刑における技術化、經濟化、教育化及び法律化 牧野英一 5	少年院の増設と少年處遇の核心(卷頭言) 正木亮 2
------------------------------------	---------------------	---------------------	-------------------------	------------	-------------------------------------	-------------------------------	---------------------------	----------------------------------	------------------------------

財團法人 刑務協會 發行

● 週間制度の行刑に及ぼす效果 所謂民業壓迫私考 戸田作造 三	● 假釋放、審査規程制定前後に於ける假釋放の成績比較 印南眞一 五	● 我邦刑獄略史 白井勇松 五	● 統制施行前後に於ける刑務作業の實績比較 前田靜雄 八	● 退職所長譚 印南於菟吉 八	● 行刑實務の尊き体験 鍵山俊治 九	● 統計上より見たる累進處遇 内山隆治 二	● 小菅刑務所防空演習實施報告 木野信三 二	● 作業賞與金考 寺光忠 二	● 作業統制事務協議會 八七	● 失業と刑務所入所者數 レイ・マース・シムブソン 一	● 白耳義に於ける獨居拘禁制度と行刑統計 ジョルジュ・ゲルトン 一	● 白耳義に於ける行刑制度の發達 アー・デリエルニユウ 二	● 保護觀察論 ジョール・アール・ムーア 二	● イタリヤの行刑制度 デナヴァンニ 二
三	五	五	八	八	九	二	二	二	八七	一	一	二	二	二
三	三	三	六	六	三	二	二	二	四	三	三	四	四	五



● フランスの刑法改正 ドクトル・ザルネル 五	● マサチユセツツに於ける刑事學の研究室 フランク・ラブランド 六	● ブルガリアの刑法 エン・ドラブチエフ 七	● エルマイラ感化院に於ける教育計畫の豫備報告 ドクトル・ワルター・ベツク 八	● ドイツ聯邦ザクセンに於ける刑務所の國家社會事業 ドクトル・ワルター・ベツク 八	● 犯罪の原因 ドクター・ナサニエル・キャンター 九	● サウビエツト・ロシアの行刑制度 デオン・ギリン 一〇	● プロイセンに於けるナチスの新行刑政策 ドクトル・シユミツト 二	● 合衆國政府とキツトナバー レモンド・クラツパー 三
五	六	七	八	八	九	一〇	二	三
四	七	七	六	六	六	五	四	二

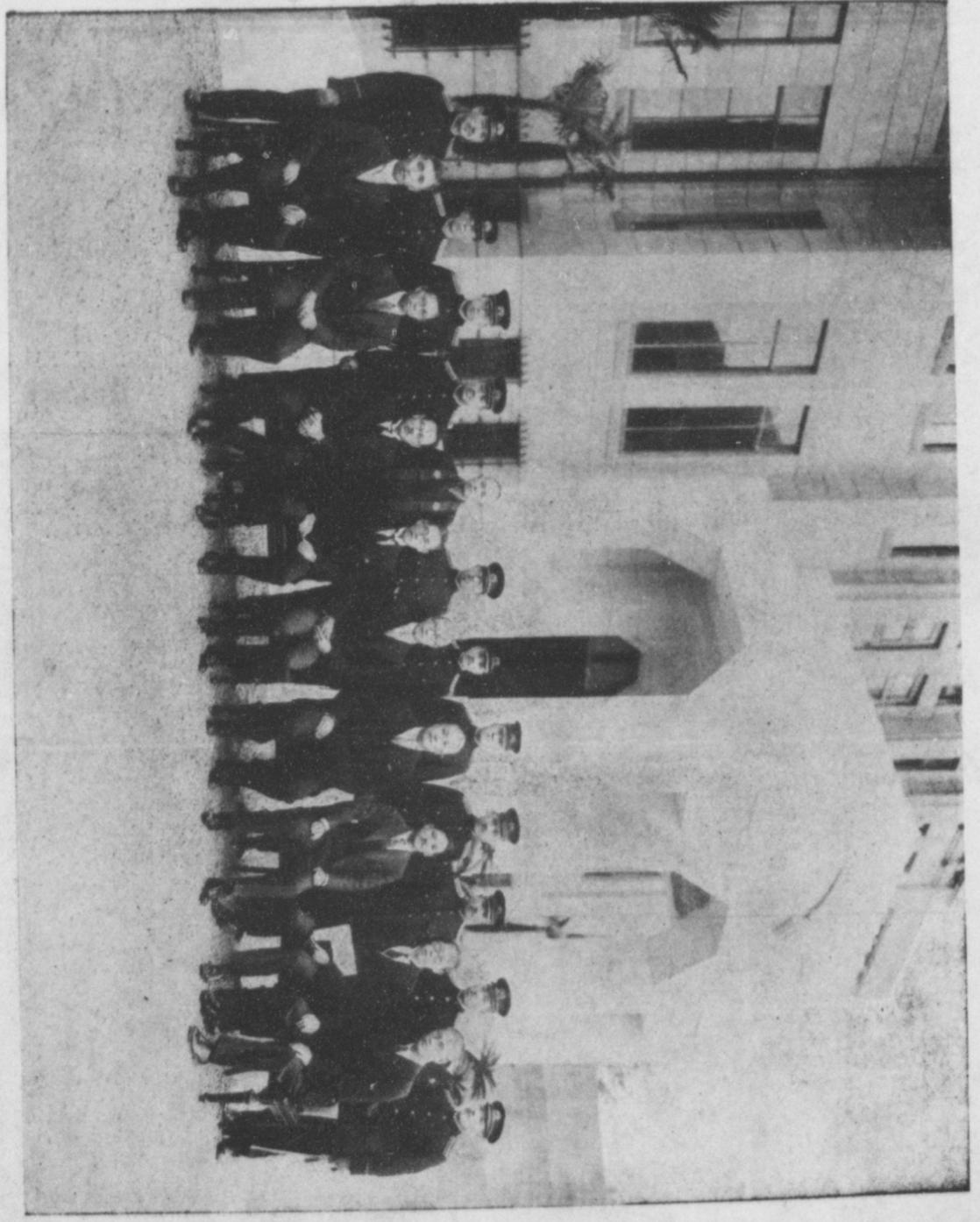
# 謹賀新年

昭和八年一月元旦

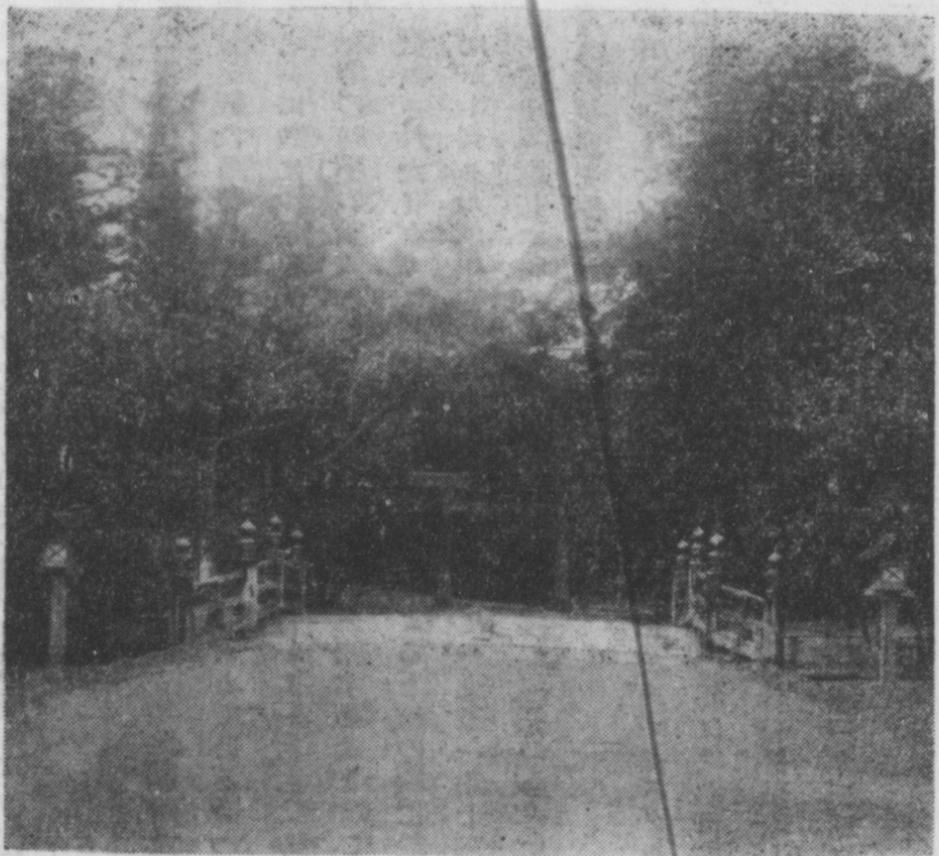
## 刑務協會

(イロハ順)

東	芥	正	岡	池	河	椎	佐	吉	岡	秋	鹽
邦	川	木	五	田	邊	名	藤	田	部	山	野
彦	信	亮	郎	克	然	藏	乙	律	常	要	季
											彦
平	大	平	野	阿	大	能	野	印	大	伊	
居	森	野	口	部	石	勢	尻	南	原	藤	
三	日	宗	幸	清	弘	忍	交	於	虎	忠	
郎	榮	一	喜	衛	武	六	吉	菟	夫	次	
		郎						吉		郎	



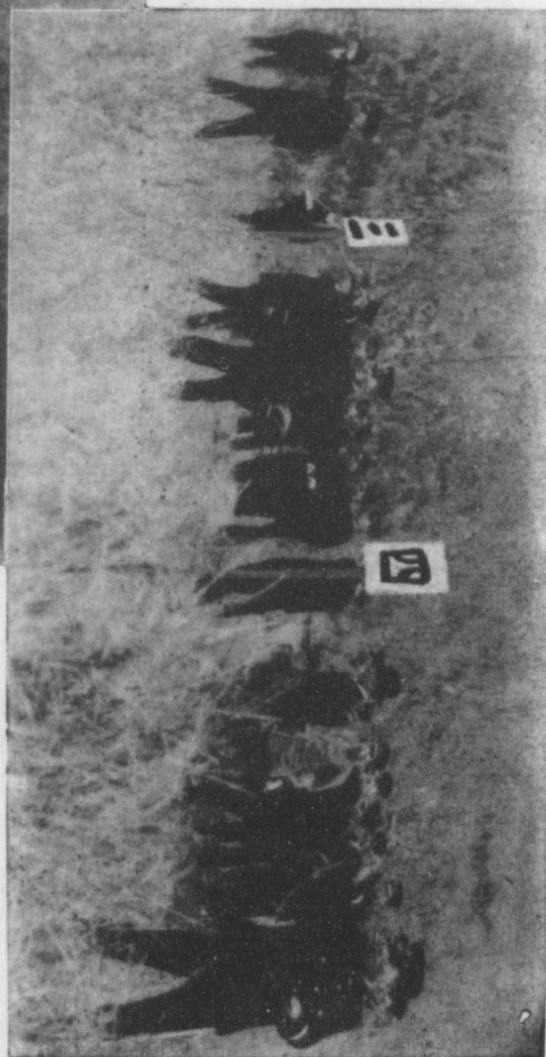
左より三人目推名所長、正木書記官、馮權長、王立法副委員長、木村謙洲  
 國司法部秘書官、櫻洲國事務官



# 刑 政

第 四 十 六 卷

第 一 號



小菅刑務所職員射撃  
演習(於國府臺射撃場)

### 少年院の増設と少年處遇の核心

既に公表されたところによると大藏省は名古屋に少年審判所及之に伴ふ少年院の増設を容認したので今議會の協賛を経たる後愈々之が建設に着手することである。わたくしは此の新事業に對し衷心慶賀の意を表すると共に茲に少年犯罪對策に對する核心に付いて一言しようと思ふ。

少年犯罪の防壓の對策として此の種の施設を擴張することはひとり日本だけの情勢ではない。一九三二年八月に發表されたイギリス行刑當局の報告書によると彼の國に於ても亦一昨年即一九三〇年の五月以來ロイドハムにポースタル感化院の建設に着手し、更に一九三一年十二月にはキャンブヒル豫防拘禁所の收容者の幾部を大戰後閉鎖して居たレウエス刑務所に移してそのあとに少年犯人を收容するなど少年犯人の收容施設に多大の異動を試みて居る。

その理由としてイギリス行刑當局は聲明して曰く「ポースタルに拘禁せらるべく判決を受ける少年の數は逐年増加し一九二九年には六百七十九名、一九三〇年には七百二十五名而して一九三一年には八百七十七名に達した。ポースタルの拘禁は平均約二年であるから一日平均人員は一九三〇年には約千三百名であつたのが一九三二年には約千七百名に上り此の調子で行けば一九三三年には千八百名に上るであらうといふ豫想からかくは施設をはかつたのである」と。

何故に、少年犯人が逐年増加するかに付てはその報告書に詳かにはして居ない。しかし、之を刑事政策に

行刑上の見解から歸納すれば複雑の度が加速度的になりつつある今日の社會現象の産物として當然のことなので敢て報告を俟つまでもないが、更にイギリス行刑當局がその全機能をポースタル主義に傾け行刑教化の成果を此處に納めようとして居ることは報告書中従來は釋放を受刑後二年前に許すことが殆んどなかつたのをロイドハムに於ては教化に適應したものは一年にして之を釋放することにしたとされて居る部分によつて之を察知することが出来る。殊に、イギリス當局はかくポースタルを増設するに際して、その増設を隔離の目的だけに止めるならばむしろ弊害の伴ふことあるを恐れて犯人の個性鑑別に最大の力を盡すべきことを聲明して居るのである。

名古屋少年院の増設が果して時を全うして居るポースタル院増設と全し理由なりや否やはわたくしの知るところではない。しかし、若しもそれが單に少年犯人増加とその收容所に困つた結果に止まるものとするれば國家の爲めにむしろ悲しむべき事態であるといはねばならぬ。

わたくしは少年院の増設は悪性の少年を成るべく多數に收容し成るべく多數を感化矯正し得る可能性を前提として許さるべきものだと思ふ。換言すれば、少年院の教化が有效確實なる信頼を受け得ることを前提として之を是認しなければならぬと思ふ。

惟ふに、今日の少年犯人の教化といひ、行刑教化といひ、稍もすれば教育教化の眞髓に遠ざかるころがありはしないであらうか。人稍もすれば教育の本旨を枉げて教育とは勞働時間の制限と生活の安易の下に讀書三昧することを考へる者がないでもない。わたくしは曩に少年院の教化情況を視察して之を先年視察したポースタル院のそれと對比して特にその感を深うしたことであつたのである。

イギリスの行刑當局はいふ。ポースタル少年の生活は刑務所に於けるそれよりもつと厳しいものである。勞働と訓練との日課はもつと骨の折れるそして熱烈な arduous and exacting ものであるといつて居るが、少年犯人の教育はかやうにして彼等の額から汗をしぼり出させねばならぬのである。それだけ勞働させ、訓練させたのちにラヂオや蓄音器の送る楽しい音波が彼等の耳鼓を打つとき茲に働き終へた愉悅と慰安とが渾然とけ合つて彼等の生活を陶冶してゆくのである。

最近教育者の中にすらスパルタ教育を回顧し寺小屋教育を回顧する人があるがそれらの教育の根幹は全力傾到主であつたから今日から顧みても非議し得ざるところを見出し得るからである。

今日の行刑及び少年犯人矯正の主眼とする教育教化が果してこの全力傾到主義と合致して居るか否かは甚しく考慮の餘地があるのである。わたくしはわたくし年來の主張である教育行刑の根幹が決して全力傾到主義を離れて居るものでないことを敢て再び明かにし、犯人處遇に當られる總ての人々にその點の理解を求めたいのである。殊に、少年院増設されんとするに際し之に關聯して少年犯人の處遇に當られる方々にその點の考慮を求め度いのである。

昭和七年十二月十六日夜

正木亮

## 行刑における技術化、經濟化、教育化及び法律化

牧野英一

- 一 行刑の改良の意義
- 二 行刑の技術化
- 三 行刑の經濟化
- 四 行刑の教育化
- 五 行刑の法律化
- 六 行刑の倫理的目標

一

刑法は、法律中で特に倫理的なものだ、と考へられてゐる。さうして、従つて、そこには技術的な問題は第二次的にのみ考慮せらるべきものとされてゐる。——しかし、最近における刑法の改正乃至發達は、全く技術的な立場において、全く技術的に營まれつつあるといひ得よう。

刑法を純正に倫理的なものだとする考へ方は、いふまでもなく、刑罰をもつて、正義の要求に因る應報であるとし、その内容は害悪のためにする害悪に外ならぬものだ、とするのである。害悪のために害悪を科するのに技術といふことを考へる餘地はないわけである。

しかし、それ等の學者の間にも、刑罰は、現在のものよりも、もつと人道的であつていいといふ改良論を主張してゐるものがある。この種の論者は、刑罰がその本質において應報的害悪であるとするの考へ方をどこまでも維持するのであるが、しかし、ただ、分量的に害悪の程度を少くすることが適當であらうといふのである。それが單に程度論であるだけに、技術的といふ考へ方については理解がないわけである。

わが國の一部の學者には、また、全くちがつた立場から人道化論を唱へてゐる者がある。それ等の學者は、一方において、應報刑の倫理的意義を高調しながら、他方において、刑罰は害悪にして資本主義社會における支配階級の搾取手段に外ならぬものであるから、できるだけその害悪をうすらげることにはせねばならぬ、といふのである。いふまでもなく、これ等の論者の刑罰論には刑罰の技術化といふことを考へる餘地はない。

しかし、われわれは、刑罰に對し、これをしかく犯罪人に對して科するにおいては、何等かの効果的なものを待ち受けたいのである。應報刑論からいへば、裁判所の言渡した刑をそのまま執行すれば、それで刑を科するの目的は達せられたわけである。刑期の滿了に因つて釋放を受ける者が、むかしのままの不良性を帶び、また多くの場合において一層の不良性を帶びて監獄から社會へ復歸するといふことを見ることにおいて、何等の不満足をも感ずべきではないことである。しかし、事實において、われわれは、そこに一種の不満足を感ぜざるを得ないのである。それで、若し多少なりともこの不満足を減殺する方法が考へられるならば、行刑はそれだけ效果的である

ることを得るわけである。これは、果して事實として待ち設けられ得ないものであらうか。

わたくしは、一部の學者が現代の資本主義的社會においてかくの如きを望むは木に縁つて魚を求めむとするが如きものだとしてゐるのを知らぬではない。しかし、現代の社會が、資本主義的であるといふことの前提から、しかく簡單に、その不可能を演繹するのは、むしろ早計ではなからうかと考へざるを得ない。(しかのみならず、その故をもつて刑は應報的害悪でなければならぬとするの主張に至つては、ますます、不可解とせねばならぬ)。

假りに、應報的害悪といふことをもつて、刑罰の倫理的本質を爲すものだと考へても、若し、その害悪性の外に、多少なりとも改善的 果を刑に待ち設け得ることになるならば、それは、その程度において刑の改良と稱することを得るものではあるまいか。さうして、かくの如き改良に向つて刑罰の制度を發達せしめることは、もはや、單に分量的に刑を人道化せしめることではなくして、性質的に刑を變更せしめること——故に、人道化といふよりも更に高次な或もの——になるのである。

學者の或者は、監獄と病院とを混雜してはならぬとわれわれを戒しめてゐる。若し單に純正に論理的に論ずるならば、或種の病院組織において犯罪人を改善し得ることが確實である場合に、われわれは、その改善のむしろ待ち設けるに難き現在の監獄に犯罪人を送るよりも、その病院に之を收容することが、却つて望ましいことであると考へざるを得ない。しかし、事實において受刑者の處遇が、その學者の考へてゐるやうな病院であり得ることは、さし當り想像し得る未來

においてあり得ないことである。それで、かやうな純正に論理的な問題は暫く度外においてい  
いであらう。(却つて、將來遠からず認めらるべき保安處分において、それが刑罰でないこととされな  
がらも、不幸にも害悪的要素が多量に包含されるであらうことを、深くおそれておかなければなら  
ぬ。)

それで、問題の實際的意義は、如何にして、現在の刑罰制度に改善的效果を營ましめ得るか、とい  
ふことに歸着するのである。この意味において、刑法及び行刑の改良問題は、刑の改善的作用と  
いふことを焦點として論議されてゐるのである。——明かにことわつておかねばならぬのは、應  
報刑論からは、刑法改正の議論は出てゐないし、また出で得べきものでもないことである。(ただ、  
一部の應報刑論者から刑法否定論とも見るべきものが主張されてゐるだけである。)

## 二

刑罰に改善的效果を持たせようと試みた第一のものとして、わたくしは、獨房制を考へねばな  
らぬ。フィラデルフィヤにおいて、フランクリンをはじめのクエーカーの人人が考へた獨房制  
は、受刑者をそれに因つて改善せむことを考へたのであつた。人は、クエーカーの信仰に従へば  
孤獨に沈黙を守り、靜思を重ねることに因つて、神に近づき得るものとされたのであつた。クエ  
ーカーのその人人は、その宗教的な信念を行刑に適用することに因つて、犯罪人をおのづから神  
に近づかしめ、これを改善せむことを考へたのであつた。

獨房制は、今日では失敗したものとされてゐる。わたくしは、それが全然失敗したものと考  
へない。今日でも、累進行刑の或階段において獨房制を採用することは、むしろ廣く認められて  
ゐるところである。しかし、クエーカーの人人が豫期したやうに、それに因つて犯罪人がおのづ  
から神に近づくことになるであらうとの豫期は裏切られたのである。

さあれ、わたくしは、かやうな考へ方における獨房制をもつて、行刑を技術化した第一歩である  
と考へるのである。宗教的な信念を利用することをもつて技術化と呼ぶことは、或は冒瀆にな  
るかも知れない。しかし、その信念の内容を爲すところの一種の法則を行刑に適用して行刑の  
成績を効果的ならしめむとした點においては、明かに技術化的な行動であつたといはねばなら  
ぬのである。

ただ、その適用せむとした法則は、實は宗教的な信念に過ぎなかつた。不幸にして、そこには實  
證的な要素が缺けてゐた。すなはち、獨房制は生きてゐる實際の人間としての犯罪人に對する  
犯罪人乃至受刑者について理解を缺いてゐたのである。されば、獨房制の失敗は原因がここに  
在るのであると同時に、この點につき實證的な所與に因つて修正を加へるところに、十九世紀に  
おける行刑の發達があつたわけである。いはゆるオーバン式行刑——晝間雜居夜間獨居の制  
度——はこの見地において加へられた修正であつたのである。

他方において、累進制が創意せられることになつた。オーストラリヤの一隅において、流刑囚  
に對し試みられたこの制度は、明かに技術的なものといはねばならぬ。この制度は、人間の向上

心といふ實證的な事實を基礎とし、害悪としての刑罰にニュアンスを與へることに因つて、そのやはり害悪たるにはちがひない刑罰が、受刑者に及ぼすべき一種の影響を、仔細に考慮したものである。累進制においては、人間としての受刑者の心理に對する實證的な所與を基本として、行刑が著しく技術化されたわけになるのである。

ただ、マコノキー乃至クロフトンの手においての累進制では、受刑者の心理に對する實證的な考察が、むしろ常識的乃至素人的なるものたるを免れなかつたといひ得よう。われわれは、さりとて、マコノキー乃至クロフトンの創意の、いはば破天荒にして特に尊重すべきものたることを忘れてゐるのではない。しかし、事物に對する觀察は、宗教的から常識的に進むと共に、更に、またその常識的なるものから科學的なるものに進まねばなるまい。ここに、十九世紀の最後四半世紀以後發達した科學主義の趨勢が理解せらるべきである。

科學主義の創始者は、やはり、ロムブローゾである。ロムブローゾの唱道にかかる生來的犯罪人論が、科學的研究のその後の發達に依つて如何に批評せらるべきことになつたとしても、犯罪人を生物學的研究の對象として科學的に取扱ふことに思ひ至つたのは、明かにロムブローゾの創見であつたといはねばならぬ。その後、實證的研究は、一方において心理學的分野に廣められ更に、他方において社會學的方面に開拓せられたものではあつたが、とにかく、ロムブローゾが、犯罪現象の科學的研究といふことを、われわれに示唆したのであつた。

社會學的な研究においては、犯罪の發生に及ぼす環境の影響が特に考慮されるわけである。

これは、一般刑事政策上特に重要なものではあるが、行刑上、犯罪人の處遇を如何にすべきかについては、直接に關係するものが少ない。行刑上の問題としては、生物學的に且つ心理學的に考へられた科學的所與が特に重要なのである。この所與を技術的に處理するところに、われわれの仕事の將來がなければならぬ。

學者の或者は、われわれのかやうな期待に對して甚しく反感を持つのである。曰く、科學を過信すること勿れ、行刑の中核は行刑當局者の人格に在りと。わたくしは、その論者が、犯罪に關するかやうな實證的研究のまだ幼稚であることにつき警戒を與へるのであるならば、それは固より當然だと考へるのであるが、しかし、その趣旨が、實證的科學を輕視し、専ら行刑當局の常識に重きをおかむとするに在るのならば、もつて遺憾なる論議と爲さざるを得ない。科學は常識を論理的に整頓したものである。如何に訓練された常識といへども、畢竟は科學に歩をゆづらねばならぬものである。わたくしは、行刑當局のいはゆる人格的な識見が、漸次に科學化されむことを希望せねばならぬのである。科學は平凡人に名人の仕事させ得るものである。科學は、また、平凡人に、優秀なる行刑當局の仕事が可能ならしめるものである。

右の意味において、行刑は日に日に技術化せねばならぬのである。その科學の今なほ幼稚なるやいふまでもなし。従つて、一層、行刑當局の人格が、固より尊重されねばならぬ。しかし、行刑の改良乃至發達は、われわれが、實證科學の所與を更に發展せしめ、その利用を更に進捗せしめることの技術的な契機に依存するものであることを考へねばならぬのである。この意味におい

て、今後の行刑は國家の權力を行使する帶劍の吏員の外に、又、實證科學の所與を考察する醫師、心理學者、教育家等の力に待たねばならぬものが大きいのである。

三

行刑の技術化の一つのあらはれとして、わたくしは、行刑の經濟化といふことを考へて見たい。最近、わが行刑においては、經濟化すなはち作業收入の増收が大に面目を新たにするものあることになつたといはれてゐる。わたくしは、これをもつて注目すべき進歩であると考へる。

論者の或者は、かくの如き行刑の經濟化に對して甚しき反感を持つてゐる。さうして曰く、行刑は公益のために爲されるものである。さうして、公益のために爲される事業に對して國家が費用を支出するのは當然のことであると。わたくしは、國家が公益のために經費を支出せねばならぬといふことを否定するつもりは毫もない。しかし、すべての事業は、事業の經營自体において、また、できるだけ費用を支辨することを考へてしかるべきではあるまいか。わたくしは、この論者の主張のあまりに素朴なるにおどろかねばならぬ。

わたくしは、論者の言を、經濟化に急いで行刑の本義を忘れてはならぬ、との警戒の意義にのみ解しておきたいとおもふ。行刑は營利事業ではない。況や行刑において労働をいはゆる搾取するといふが如きことがあつてはならない。しかし、受刑者を適當に労働せしめることは、畢竟労働者を、やはり人間たるにふさはしく處遇することになるので、改善の目的にも適合してゐる

ことと考へるのである。

従來の害惡刑においては、受刑者の身体に苦痛を與ふるの目的をもつて労働を科したことからして、いはば一つのナンセンスに過ぎないものがあつた。——かの米搗き乃至砲丸運びとか稱せられるものを考へ合はせよう。——今日においては、行刑の作業は、『有用なる労働』でなければならぬとされてゐる。この有用なる労働といふ觀念が、一方においては、經濟化の方面において、他方においては、改善的效果の立場から考慮されねばならぬのである。

受刑者の大部分は壯年者である。因より、嚴密なる心理考査の上において、これ等の者は多く若干の程度においての異常者であることが今や確認されてゐる。しかし、それが、いはゆる心神喪失の程度に立ち至つてゐない者であり、さうしてそれが壯年者であつて見るならば、われわれは、それ等の者の労働に對して相當なる効果を待ち設くべきではあるまいか。

右の意味において、受刑者は、國家に對し、むしろ労働權を主張し得べきではあるまいか。換言すれば、國家は、受刑者に對して相當なる労働を供給するの義務ありと解すべきではあるまいか。されば、國家は、他方、監獄内の工場組織において最近の技術的仕組を全うすべきであらう。さうして、その仕組を利用することに因る受刑者の労働能率を最高度に引上げる必要があるべきであらう。

わたくしが行刑における三位一體の原則を主張してゐることは、すでに久しいことである。第一に、受刑者はすべて人として労働せねばならぬ。第二に、受刑者は人として労働に因り修養

せねばならぬ。さうして、第三に受刑者は人として労働の能率を發揮せねばならぬ。——この三箇の原則である。

第一に、受刑者は人として労働せねばならぬ。この意義において、受刑者は、ひとり労働せずして止まるべきではなく、その労働は生活に對し意義あるものでなければならぬ。そもそも、労働といふのは、單に身体を動かして疲勞を引起すといふだけに止まるものでない。労働といふのは、自然に對してわれわれの工夫を及ぼすことに因り、自然をわれわれの生活に同化せしめることである。されば、生活に關係のない身体の動作は労働と呼ばるべき性質のものでない。わたくしは、行刑作業としての『有用なる労働』といふ語をもつて、むしろ重複的なものと考へる。何となれば、労働といふ以上は當然に有用なるものでなければならぬからである。さうして、労働をしかく理解することになつて見ると、作業は、受刑者をして人としての任務を全うせしめるものである。決してことさらに害惡を加へるものではない。

第二に、しかし、作業が受刑者の技能と嗜好とに一致しない場合においては、その作業は受刑者にとつて大きな苦痛であるにちがひないばかりでなく、作業の効果もまた大に支障を受けるわけである。されば、國家は、作用の分配に方つて、受刑者に著しい無理を強制すべきでない。さうして、これは受刑者に對し適當なる心理考査を行ふことに因つて目的を達し得ることであると同時に、國家は、また、作業の種類及び選擇において十分の注意を爲すべきであらう。かくして、われわれは、作業が修養の方法として、むしろ、修身乃至宗教の講話よりも効果の多いものであらう

といふことを考へるのである。

第三に、労働の能率は、そこに、おのづから待ち設けられ得ることになるのである。國家は、行刑が公益事業たるの故をもつて、受刑者の活動を無益に浪費すべきでない。それを適當に組織し、適當に指導することに因つて、少くとも自給自足の方針を樹立すべきである。わたくしは、帶劍の看守に加へて、多數の技術家が行刑に参加し、もつて刑罰の害惡的色彩を適當に緩和することに因り、その經濟的效果を著しく進捗せしめるに至つた最近の事例につき、世上の十分の理解を得ねばならぬ。不幸にして學者の多數は、この事相を呪ひつつ、依然、應報刑論、害惡刑論を主張しつつあるのである。

かやうな意味において、行刑の經濟化は、單に物質的の意義のものたるに止まらず、又實に、受刑者の改善に對して多くを寄與し得る性質のものであることを考へることができよう。論者の或者は、われわれの主張を目して、刑罰の倫理性を冒瀆するものやうに論じてゐるのであるが、わたくしは、斯くして、國家が、受刑者の末に至るまでに對し、これを人として處遇してゐるものなることを考へるのである。人として働かしめ、人としてその働きに因つて修養し、人としてその働きの能率を發揮せしめることになるのである。——敢て考へよう。かやうな理念は、果して行刑の理念たるに止まるべきものであらうか。兎にか、かやうな理念が、社會の或一隅たる監獄の經營について考へられ、それに向つての實踐の進捗しつつあるといふ事實が、思想一般の問題として、特に考慮されてしかるべきではあるまいか。わたくしは、この點を格別に高調しておき

たいのである。

#### 四

教育刑といふ語は、リーブマンに依つて考へつかれた名稱としては新らしいかも知れない。しかし、刑罰に對しての改善的作用を尊重するといふ思想は、決して新らしいものでない。特別的豫防といふ考へ方は、要するに、改善刑といふことを意味するのである。リストの目的刑論といへば、すでに五十年を超えた思想である。さうして、改善刑の思想について、トーマス・アクイナスまでさかのぼることになると、すべては古いことにならう。

しかし、應報刑害悪刑の論者たちにとつては、教育刑といふ語は甚だしく異様にひびくのであるらしいし、その思想は矛盾の外の何ものでもないのであるらしい。

今、實證的な事實として、犯罪人はすべて改善の不能なものであると確定されてゐるのであるならば、われわれは、もちろん、考へなほさねばならぬであらう。——しかし、さりとて、その改善不能な者に對して應報刑害悪刑を科するだけで正義が全うされたとするのは何故であらうか。——しかし、犯罪人乃至犯罪現象に對する實證的研究は、犯罪人をして社會と同化せしめることの可能を指示してゐるものが、着着しかりといはねばならぬのである。世には、實證的研究からして悲觀的な結論を繹出することしかないいはゆる宿命論者があることも考へておかねばならぬ。しかし、人生の意義は、實證的所與を基礎として、樂觀的に、理念に向つてのわれわれの努力を

確實ならしめるところに存するのではあるまいか。

わたくしは、一派の論者が、矯正不能の犯人があるといふことを高調してゐることを知つてゐる。その論者たちは共に應報刑論を高調するのではあるが、或者はいはゆる反動的な立場において之を主張するのであるし、他の者はいはゆる左傾の立場においてしかするのであることが、特に注意せらるべきである。わたくしは、その反動的應報刑論者がその矯正不能者に害悪刑を科することに因つて何を豫期してゐるのかを聞きなほしたい。同時に、その左傾論者は、マルクシズムを論據とするを稱しつ——しかし、果してマルクシズムに對する理解があるのであらうか——或ときは、應報刑を主張し、或ときは刑罰からの解放といふやうなことを高調してゐるのであるが、その論理的な關係も、その實際的な政策もそこには實は甚だ明瞭でない。

少くとも、ただ一つ明瞭であることは、矯正不能者が犯罪人の全部でない、といふことのみであることである。されば、少くともその矯正可能と認めらるべき犯罪人に對しては、われわれは、單純なる害悪刑に因つてその矯正をむしろ困難ならしめるよりも、これに對し矯正を全うせしめることを考へねばならぬのではなからうか。この意味において、さうして少くともこの範圍において、教育刑は、理論としても、實際としても成立し得るわけであり、從來の消極的な應報刑論に比して、より文化的なものとして稱することを得るわけである。

さて、そのいはゆる矯正不能者と稱せられるものについて考へよう。われわれは、事實として、われわれの手に依つては矯正されることの不能と考へざるを得ないものあることを經驗せざ

るを得ないのである。しかし、これはただ「われわれの手に依つては」矯正されしめることができなうといふことを意味するに過ぎないのである。われわれは、技術上、決して行刑の進化の極點に達してゐるのでない。否、近く、漸くにして、思想上、教育刑なる理念に想到し得ただけである。されば、われわれは、そのいはゆる矯正不能者に對して、われわれの態度を反省せねばならぬことになるのである。今日の矯正不能者が畢竟どこまでも矯正不能の者であることの論理的な意義も科學的なそれも成立してゐるわけではないのである。

われわれは、固より犯罪の社會的原因といふことを考へねばならぬ。それに因つて、廣義における刑事政策としては、社會の改良といふことを高調せねばならぬ。しかし、狹義における、すなはち本來の意義における刑事政策の立場から考へ、現にわれわれの社會的秩序を紛淆する者に對する社會的措置を論ずるにおいては、われわれは、やはり、まづ、その紛淆を不能ならしめる方法を採用、更に永く紛淆を斷念せしめるの方法に進むの外ないわけではなからうか。その紛淆が社會的原因に出づるの理由をもつて、それ等の者を、刑罰からいはゆる解放すべしといふ結論は出て來ようものとおもはれない。さうして、同一の社會的原因からして、或者のみが特にその紛淆を敢てすることを考へ合はせるとき、われわれは、犯罪の個人的原因といふことに想到せねばならぬのであり、従つて、その個人的措置を考慮せねばならぬことになるのである。この個人的措置が、やがて、特別豫防であり、改善であり、教育であるのである。

アメリカの監獄會議の『原則宣言』は、われわれに教へて、犯罪人はすべて矯正可能なものだとい

ふ信念を失ふ勿れ、としてゐる。われわれの今日の努力と技術と科學とでは、この信念は、やはり一の信念たるを出でないものであるかも知れない。しかし、われわれは、われわれの努力と技術と科學との發達の跡について考へ、この發達の推進を可能なりとして見ることに因り、矯正不能者の存立を信するよりも、矯正の畢竟可能なるものなるを信することの方が、より科學でもあり、より文化的でもあり、より理念的でもあり、より光明的でもあると考へざるを得ないのである。教育刑の理念はまさに斯くの如きの點において成立してゐるのである。

されば、學者が、われわれを目して、監獄と學校とを同一視するの言を爲す者と爲すが如きは、おそらくは、教育と學校とを同視したもので、教育といふことの觀念乃至思想を理解しない者の言ひ草ではあるまいか。わたくしは、この學者が、斯くして刑罰はやはり應報と害惡とを本質とせねばならぬといふのに對し、必しも深く批判を下すの必要を認めない。

## 五

かやうな理念と實踐とは、できる限りにおいて法律化させられねばならぬ。

或學者が、この點について、わたくしをのしつていつた。教育刑論においては、刑罰を科することは良いことになるのである。しかし、良いことをするのに法律を要するわけではない。この論者は、やはり、刑が應報であり、害惡であるべきことを主張し、刑法の改良は反動的ならざるべからずと主張してゐるのである。

わたくしは、さきに、一部の學者が、行刑における技術化を排斥して、行刑當局の人格に重きをおくの論を高調してゐるのに對し、但し、ここに附記しておかねばならぬのは、その論者は、かく行刑當局の人格を高調しつつ、やはり、應報刑論者、害惡刑論者であるのである。技術は凡人をして名人の仕事に成さしめるものなることを説いた。それとおなじく、法律は、また、凡人をして名官の仕事に成さしめるものであることを考へねばならぬ。人格者乃至名判官の仕事は、一方において技術化せしめられねばならぬし、他方において法律化せしめられねばならぬのである。この意味において、法律は、技術に國家的色彩を與へたものである。

わたくしは、教育刑の理念を確立することに因つて、刑罰は、最近の國家理念にふさはしいものとなることを考へてゐる。しかし、現在において——さうして、おそらくは想像し得べき將來においてなほ永く——刑罰は、やはり、一の害惡であることを免れないであらう。刑罰が、その執行において自由の制限を伴ふことを免れない限り、これは止むを得ないことであらうと考へる。されば、われわれは、いかに教育の名においてなりとも、個人が不必要の刑罰に處せられることを固く戒しめねばならぬ。しかのみならず、裁判官乃至行刑の吏員が、その職務の執行において過誤に陥らないとは限らない。従つて、裁判乃至行刑を一定の準則に従つて執行せしめることにせねばなるまい。これは、刑法における罪刑法定主義の意義である。この原則は、おなじ意義において、行刑にも適用されてしかるべきである。この範圍内においては、われわれの主張は、おそらく、應報刑、害惡刑の論者と歩調をおなじくし得ることであらう。

しかし、教育刑論においては、刑罰は、單純な害惡でない。それは教育である。従つて、論者のいはゆる「良いこと」である。されば、罪刑法定主義は、從來のかくの如き消極的な意義のものに止まるべきではなく、更に積極的な意義を持つものにならなければならぬ。われわれの同志は、これを標示して、犯罪人は、法律上、刑罰に對して保護されねばならぬと同時に、また、刑罰に依つて保護されねばならぬと主張してゐるのである。

現行の監獄法は、行刑吏員に對する執務上の訓示規程なるに過ぎないものである。さうして、行刑上の最近の技術的發達——その最も重要なものとしては、例へば累進制——の如きは、全くそれに關する規定を持たないのである。固より、この點については、今なほ、當局吏員の人格と工夫とに待つものが大きいので、煩瑣な規定をもつてその行動を拘束するのは、決して當を得たものではないが、しかし、また、その點について、吏員の行動を常に活潑ならしめるだけの法律上の用意があつてしかるべきである。この意味において、行刑上の技術に對する受刑者の要求が、法律關係として整頓されねばならぬのである。ここに最近における行刑法改正運動の要點が存立してゐる。

行刑法の新原則は、教育刑の原理を法律關係として構成し、刑罰に依る國家の惠澤——おそらくは、かのマルクシズムとみづから稱する刑法論者からも、また、かの刑法改正は反動的ならざるべからずと主張する論者からも、異論のある提言であらう——を受刑者に權利として要求せしめようといふ點に存するのである。されば、これを、學者は、刑法における新人權宣言と稱するの

である。

犯罪人も亦人である。「人」といふ語に三つの意義が存する。第一に、人は一の生物である。われわれは、生物としての犯罪人に對する適當なる理解から仕事を始めねばならぬ。第二に、人は人格者である。法律上それは権利の主体として考へられてゐるものである。犯罪人も亦人格者であり、國家の一員であつて見れば、よしそれが犯罪人であつても、その運命が國家の吏員の恣意に放任されてはならぬ。さうして、第三に、人は、やはり、人間である。人間としての生命と尊嚴とを持つものである。それに對して、國家は、いはゆる人たるに値ひする生活の保障を全うするの責務あるものと考へねばならぬ。

行刑の法律化といふことは、畢竟するに、生物としての犯罪人に對し、これを人格者として、國家の一員たるに値ひする生活を全うせしめるがための法律關係を、法律上、明かにせねばならぬといふことになるのである。

六

われわれも、亦、刑法乃至行刑が倫理的なものであることを考へる。しかし、本能的に素朴的に考へられた報復、乃至、その如何に醇化せられた形式のものとしても、應報思想が、刑法乃至行刑の理念を構成するものであるとは考へ得ない。

われわれの研究は、犯罪乃至犯罪人に對する實證的研究から事をはじめた。これは、應報刑論

者の誇りたる哲學的方法に對し、われわれの主張する方法的立場に存する特色である。學者の或者は、如何に實證的に事實を確認しても、それから決して當爲の出て來るものでないといつた。しかし、それ等の學者は、自己が單に事實上信念として持つてゐる應報思想を擧げて、これを當爲の論理的な基本規範であるとしてゐるのである。

われわれの態度は、實證的事實を基礎として、目的的に、すなはち技術的に、刑法乃至行刑を考へようといふのである。かくして、われわれは、常に「刑罰經濟」といふことを考へるのである。刑罰は、一方において無用なものであつてはならぬと同時に、他方において目的に對し、適切なものでなければならぬ、といふのである。學者の或者は、しかく經濟といふ考へ方をもつて、刑罰の倫理的意義を無視したものとし、倫理と經濟とは無關係のものだとしてゐる。しかし、わたくしは考へる。犯罪人に對し、何等效果的なもののない刑罰を科することが、どこに倫理的であらうか。犯罪人に對し、その社會的復歸に最も適切なる方法を講ずることが、何故に倫理的でないであらうか。わたくしは、經濟的なることが、必しも倫理の極致でないといはう。しかし、經濟的なることは、刑罰の倫理的意義を發揚する第一の要件であることを考へざるを得ないのである。

犯罪人は惡むべきであらう。しかし、犯罪人も亦國家の一員であることを考へねばならぬ。さうして、犯罪現象の社會學的研究に従事する者は、犯罪の發生に對する社會の責任乃至責務といふことも亦これを考へねばならぬのである。犯罪人の惡むべきを説いて死刑を主張するもよし。しかし、死刑は刑罰の最も重いものたるに止まり、その適用において甚だ狭く、その効果に

おいてむしろ微弱といふ外のなきものである。苟も自由刑をもつて現代刑罰組織の原則と爲すことが既定の動かし難き事實であるとするならばわれわれは自由刑の教育化といふことを除いて自由刑を發達せしむべきゆゑんを發見し得ないのである。

教育刑の理論は、要するに國家をして犯罪人の末に至るまでに、その生存權を認めしむることになるのである。曾て、社會問題に關して生存權といふ標語が高調されたとき、それはむしろ倫理上好ましからざるものとされた。近く國際問題に關してこの語がくり返されるに至つて、今や、これは政治上甚だ好ましいものだと言はれることになつてゐる。

生存權の觀念は、決して唯物的のものでもなく、鬭争的のものでもない。それは國家が、その國民のすべてに對して『志を遂げ、倦まざらしむる』の政治を爲すことを意味するのである。この意味において、それは、國家と國民との間に調和を持ち來たさむとするものであり、和合協同を全うせむとするものである。

わたくしは、行刑上の論議が單に行刑上のものに止まつてゐるのでないことを、常に考へてゐるのである。行刑における三位一体の原則は、今なほ、わが國の學者論者たちの理解するところとなつてゐないのであるが、しかし、世界の趨勢は、すでにその方向に向つて、著しく歩を進めてゐる。さうして、刑罰にあらはれたる國家の本体を、今、新らしく凝視して見ると、國家は、十九世紀における法治國といふが如き消極的のものであるべきでないことになつてゐる。國家は、今、新らしく、文化國と呼ばれるにふさはしく積極的な倫理的なものになつてゐるのである。わたくし

は、行刑論から文化國家の理念に到達せざるを得ないのである。さうして、文化國家の理念から行刑論を再吟味せねばならぬのである。

刑法乃至行刑における倫理的意義といふことが、斯くして、新らしく理解されねばならぬことになつてゐるのである。かやうな理念を目標として、われわれは、今、われわれの現在から當に一歩を踏み出さねばならぬのである。

# 一九三二年に於ける世界の行刑

中尾 文策

- 一、犯罪の重歴と其の対策
- 二、監獄暴動と其の教訓
- 三、刑務官吏に關する問題
- 四、行刑費用の問題
- 五、不況と刑務作業（以上本號）
- 六、新獨居制論
- 七、行刑と裁判官
- 八、刑法改正草案
- 九、受刑者の法律上の地位
- 十、結論

## 一

依然たる經濟界の不況、生産の不振、失業者と貧民との洪水の中に憂鬱なる一九三二年の幕は閉じた。此の社會狀態に依りて誰しもが恐らくは想像に餘りあるであらう如くに、一九三二年に於ける所謂 *crime wave* は甚だ高かつた。勿論未だ昨一箇年間の犯罪統計は發表せられな

は茲數年間に於ける犯罪増加の狀態と、而して其増加の最重要なる原因として擧げられる經濟界の不況が何等改善せられざるのみならず、却つて益々、失業者の群を世界に氾濫せしめつゝある事とに依り、依然として犯罪指數曲線が上向を續けつゝある事を想像し得るのである。此の事は又、我國に於ける監獄收容者數の上に間接に現はれて來て居る。言ふ迄もなく單に入監者の數のみからは犯罪數を斷定する事は不可能ではあるが、經驗上兩者の數は常に大体一定の比例を以て並行線を描いて居るのであるから、入監者の數に依つて間接に、犯罪の數を想像し得るのである。今、一昨年即ち昭和六年（一九三一年）末日に於ける在監者數と昨年十月末日に於けるそれとを比較して見ると、

	昭和六年	昭和七年	増
受刑者	四二、二五三人	四五、一五八	二、九〇五
被疑者の被告人	四、七四二	五、八九〇	一、一四八
勞役場留置者	五〇五	七〇九	二〇四

其他	七	六
合計	四七、五〇七	五一、七六三
		四、二五六

と成つて居り總數に於て四、二五六人の激増である。加ふるに、昨年度に入つてからの假釋放人員は一昨年と比較し、十月末迄に於てすら約八九百人の増加を來して居る事實を考慮に入れなければならぬ。尙注目し値するは受刑者の増加率が約七パーセントであるに係らず、被疑者並びに被告人の増加率は實に二四パーセント強即ち受刑者のその三倍以上である事であつて、此の事は、即ち、昨年度に於ける犯罪數の増加を明瞭に示すものと考へられる。此の四、二五六人と言ふ増加人員は、小菅、巢鴨の如き大刑務所約三ヶ所を併せた收容者數に匹敵し、又若し水戸、小田原の如き刑務所に收容するとせんか、實に十數ヶ所を以て之に充てなければならなく成るのである。

此の、在監者過剩 *Überfüllung des Gefangenen*、

*overcrowd of inmate* の問題は、昨年度に於て發表せられた各種の統計が、行刑家に對する新しき頭痛の種として世界に提示したる所のものであつた。試みに其の二三を擧げて見ると、アメリカでは一九二〇年以後一九三〇年間に於て、國立監獄の成年男性受刑者の數は實に九六パーセントの増加を示して居り、女受刑者は更に之を

越えて一〇四パーセントの増加である。爲に一九三〇年には、其の法定收容力を超過する事六五・九パーセントに及ぶと迄稱せられ、監獄暴動の有力なる一原因と成つて居る。一九三一年度の分は未だ不明であるが、既に昨年四月末現在、更に前年を超えて居ると報ぜられた。リトニアでは、一九二九年より一九三〇年にかけて一一パーセント増加し、ドイツではインフラチオンの餘波靜まりし後、一時小康を得たが、一九二七年以後再び上昇を續けて居る。我國に於て收容者數がはじめて四萬台を突破したのは昭和五年（一九三〇年）九月の事であつたが以後漸増を續けつゝある事、既に述べたるが如くである世界を通じて、受刑者の數は一九二三年より一九二七年の五年間に於て、二一・四パーセントの増加を來したと言はれて居る。今日更にそれが上昇せる事は、敢て想像するに難くない。

右の如き罪犯の重歴は、必然的に、犯罪鬭争の問題に人を驅らざるを得ない。世は次第に犯罪の危険に曝されるのである。現に、ロンドンの如きは近年特に財産罪の犯人激増したる爲、最早ロンドン郊外に於ては、盜難保險契約の締結に應ずる保險會社がなく、同地警察會議に於ては其の對策が深刻に論ぜられて居る。

「監獄は果して犯罪者を改善し得るか？」これ、あらゆる人の考へた問題であり、古くして新しく、昨年も依然として、否一層深刻に考へられた。けれ共、刑罰の峻厳化が依然素朴な刑事政策家に依つて叫ばれ、通俗なる輿論が之に賛成する状態なりしに拘はらず、教育刑論はよく之を仰へ、理想の貫徹に努めた。其の著しいものとして、私は、ニューヨーク州に於けるボームス法 *Booms Law* の改正を挙げ度し。ボームス法がかの地の監獄暴動の要因を爲し、且つ、教育刑の理論と對蹠を爲すものである事は既に正木學士の説かれた所であるが（正木學士、「アメリカに於ける監獄暴動の禍根」法學志林第三二卷第三號第三三頁以下）、本年其の修正案が議會に提出せられ、可決を見たのである、その修正案の要點は、

- 一、「四犯ノ重罪犯人ニ對シ無期刑ヲ課ス可シ」を、「課スル事ヲ得」となし、裁判官に、たとひ無期刑に該當するものあるも尙選擇の餘地を與へた。
- 二、無期刑に處せられたる者に對し、十五年の刑期を果したる者は假釋放 *parole* を許可せられる。
- 三、或種の罪に付き、短期十五年を十年に、長期無期を十五年に引下げた、

尙又別に、善時制度に依る特典 *good time allowance* を一ヶ月七日半に増加した。

技術の方面では、大体三つの事が問題とせられた。其の一は、受刑者の科學的人格調査を徹底して受刑者の分類を一變し、以て教化作用の効果を擧げる可しと言ふ事であつて、昨年に現はれた論文及び著書にして此の問題を扱ふもの頗る多數である。行刑技術に極めて保守的なリシフランス迄が之に乗出して調査報告を發表して居る。ベルギーは依然此の點ではイニシアチブを取つて居るが、ヴェルヴェック *Vaerweck* の發表した科學的行刑の結果を見るに其の效果著しきものがあり羨望に禁へない (cf. *L'annexe psychiatrique des prisons, "Revue de droit pénal et criminologie, 1932, p. 245 et s.*)

次には、トランスボーテーションであつた。我國では正木學士が新しき視角に於けるトランスボーテーションの復活に觸れられた事であるが、米國でも之を眞面目に考案した人があつた。もつとも後者は犯罪の激増と行刑の無力とに失望する氣持が強いのであるが、要するに米國全土の監獄を一切廢止し、米領西インド島に囚人殖民地を作り、犯罪者を悉く之に送れと言ふのであり、其の爲に要する費用の如きは、年々行刑に投じて居る濫費に

比して遙かに少額であると言ふのであるが、單に隔離作用にのみ重點をおいた此の議論は承認し得ない。然し、教育刑の理想の下に、此のトランスボーテーションを考慮し直す事の必要は痛感せしめられる。特に之が自由刑の拘禁生活其物に附着する欠陥に對する有力なる是正法である點に於て、

第三は、ステリリザチオンであるが之は稍疑ひの點もあるのではし當り批評を避けておく。

二

監獄暴動は近年特に世界の神經を刺戟する。私の知り得たるものは三つある。昨年は珍らしくアメリカには無かつた様である。其の一つはダートムーア *Dartmoor* (英國) 其の二はスペインのバルセロナ *Barcelona* 第三は同じくスペインのマラガ *Malaga* にあり、ダートムーアでは建物の一部が燒失し、早朝より正午頃迄を要して鎮壓され、バルセロナでは軍隊に依つて辛うじて治安が恢復せられ、マラガでは居房を脱出した政治犯人が放火し軍隊の出動して來た時には吏員を捕へて人質となし、遂に軍隊を消防隊と交代せしめておさまつた。然し何れも、米國程の戰爭化は無く、従つて損害も米國程で

はない。

スペインの暴動原因に付ては、唯、其の責任受刑者の側に在りと稱せられるのみで何事も知り得ないが、ダートムーアの暴動は英國監獄史上稀有の事である爲頗る問題と成り、種々の意見も出た。監獄暴動の如きものは獨り米國にのみ勃發するものと考へられ、對岸の火災視して居たにも係らず、一日二時間の喫煙を許され、中央暖房装置あり、圖書館あり講演あり音楽會あり、*hard work* と認めらるゝものばせいゝ鍛冶工位のもの、之とて血氣盛んにして之に耐え得るものみに就業せしむるダートムーアから、何故に行刑當局を敵とする公然たる暴動が起つたのであらうか、これ英國及ドイツの新聞に於て相當問題と成つた事であつたし、我々とても其の眞相に大なる關心を持たざるを得なかつたのである。

其の説明は未だ一致を見ないやうである。或者に依れば、ダートムーア受刑者の大部分は、ロンドンに於けるギヤング團に屬して居り、入所後も互ひに密接なる連絡を取り、外部の共產黨の分子から煽動を受けた者が入監し、ギヤング團の巨頭連を唆かし、同時に脱走を計つたものであると言はれる。或者に依れば事實に於て官吏の受刑者處遇法が野蠻を極めたとも言はれる。又或人は新

任典獄が作業成績を上げる爲に、受刑者の轉業願ひ出でに對して嚴格なる制限を設け容易に之を許可しなかつたに依るものとも言つて居る。宗教的禮拜の出席を一率に強制せる爲であると言ふ人もある。

けれ共畢竟特にダートムーアに居た受刑者を普通以上の極悪人とせざる限り、原因は監獄の側にあるものとなければならない。他所には勃發せずしてダートムーアに起つたからである、私は右の如き優遇が果して受刑者の心に觸れるものであつたか否かを疑ふのである。優遇は優遇其自身に價値のあるものではなく、それが受刑者の内的改善と必然的に結合する場合にはじめて意義があるものであり、然らざる限り、マリヤ、リーブマンが増菜や閲讀書籍の増冊を笑つたと同様の結果に終るのであらう、尙、ダートムーアの建築の頗る古い事、従つて其處の拘禁生活が團体生活に於ける心の暖かさ緊張とを與へ得なかつた事も考へられる。要するに、監獄建築其物の與ふる外的條件の欠陥と、官吏が徒らに處遇の形式に走り、受刑者に於ける「人」を捉へる事に失敗したるものに依るのではあるまいか。此の暴動を機縁として、恐らく英國は多くの反省を積み行刑の改善を圖るであらう。

三

受刑者を教化するものは制度其物ではなくて寧ろ刑務官であり、あらゆる制度と技術とは一に刑務官に依つて活殺を左右せられるものであるとの見地から、一九三二年に於ては一層此の問題が論ぜられた。蓋し最近受刑者處遇上の制度とか技術とかは頗る世に論じられ又進化をも示して居るのであるが、此の制度を運用する刑務官の改善に關し殆ど無關心で過されて來たのは寧ろ危怪な事であると言はねばなるまい。昨年では特に英國が、ダートムーア暴動の原因として、受刑者の心に觸れる行刑を爲し得る官吏が少い事を發見し、其の點の反省を促された様である。

問題は四つあつた。先づ、刑務官特に看守の俸給を上げる事に依り、彼の内容的充實を期すると共に有能の人物を刑務界に輸入する事である。但し之は單に希望として叫ばれたのみで、何處にも實現はしなかつた。唯ドイツの或邦に於て、事務看守に對し戒護看守と同様の特別手當を給する事に成つた事が報ぜられて居る。

次は勤務時間の問題である。之はリーブマンならず共誰しも看守の勤務時間が長きに過ぎる事を遺憾とするの

であるが、經費の都合上如何とも爲し得ざる現状に在る之に就ては我國は一昨年より試みとして實行した受刑者の作業時間短縮を昨年も繼續して行ひ、之に依つて日勤看守の勤務時間を一時間短縮して居るが、之は、單に看守の勤務に關する點のみからも、頗る機宜を得たものと言はなければならぬであらう。ニューヨーク州は、昨年の特別議會に、看守に對する八時間勤務と一週間一度の休暇を與ふる法案を提出したが、不幸にして之は否決された。

次に刑務官の養成の問題がある。行刑は全く特殊の専門的技術であるので、之に特別の教育を施し、智的更には情意的訓練をも施さなければならぬ。茲に於て刑務官養成所なるものが開設せられるのであるが、我國では昨年は特に其の熱心の度が高められ、看守の普通練習所の外特別練習所の開設せられる事五回の多きに及び、其の練習生の範圍も殆どあらゆるカテゴリーの者を網羅し大いに世界に氣を吐いた。それかあらぬか米國の刑事學者ギリンは大いに我練習所の文化的意義を稱揚すると共に、之が實に世界最古の練習所なることを指摘して居る。

米國では最近續出する刑務事故に刺戟せられ、「監獄

を専門家の手に移し、行政的要求に應じ得るが如きものにする」目的を以て、刑務官練習所を急速に増設し、特に國立のものをニューヨークに設置し、理想的な訓練を施行す可く、其の具体的立案も發表せられた。又、フライブルグには、バーデン政府支援の下に行刑學のゼミナールが開設せられ *Seminar für Strafvollzugskunde* だが、之は大いに實際的活動を期待して居り、同時にバーデン邦内の刑務官吏には自由に備へ付けの圖書を利用せしめる事とした。 *Behrle's Die Stellung der deutschen Sozialisten zum Strafvollzug von 1870 bis zur Gegenwart, 1932* (法學志林第三四卷第六號に木村教授の紹介あり) は此のゼミナールの出版である。

最後に之は英國人の提案であるが、監獄看守に他の國家機關との間に交代融通を認め、以て氣分の轉換を計る可しと言ふ事があつた、蓋し特に看守の如きは其の勤務上、ともすれば無味乾燥を感じて飽き易く、人生觀が固定し易く、 *weltfremd* と成り易くから、大体系統の近い國家機關との間に、時々轉勤せしむる様な方法をとれば有効ではないかと言ふのである。勿論之は我國現在の官制上簡單には出來ないであらうが、其の含む一面の眞理の故に、一考の價値があらうと思ふ。

四

財界不況に依る國家の歳入減は、國費の一般的節約を強要するに至るのであるが、行刑費が其の槍玉に上る事言ふ迄も無い。之は、一般に抱かれて居る應報思想と容易に結合するからである。此の不況時にあへぎ乍ら、尙犯罪人を養ふ事は耐えられない事だ、とも考へられる。前述した如く、米國のさる刑事學者は此の行刑費用を以て殆ど空費であるとなし、之を國內に残して巨費を使ひ乍ら尙日夜脅威を受くるよりは、寧ろ之を遠く國外の離れ島に送る可しとなし、この爲めにこそ眞の支出があり得ると説いた。(因に、米國に於ける一ヶ年の犯罪費用 cost of crime は百億乃至百五十億と言はれる)ドイツでは、プロイセン判事會 Preussische Richterverein が監獄費用を以て濫費の状態に在るものとなし、給養費を低下する事に依つて其の費用を減額す可しとの節約案を出したが、勿論之は行刑家の反對を招いた。かのブラントステッターの如きは、現状に於ける給養費が決して不當の濫費に非ざるを説き、最後に受刑者の食物を其の都度一般に公開すれば恐らく直ちに納得するであらうと説いて居る。

我國では、七月に開催せられた刑務所長會同に於て、刑務作業の特別會計案の可否が諮問せられた。之は時機尙早と言ふ事に成つたが、私は、此の特別會計法案が、行刑費と密接に關係して來る事を考へる、我々だけの立場からの理想を言へば、刑務作業を發展せしめて収益を上げるから、行刑の費用を今少し潤澤に貰ひ度いのである。支出は、結局、充分に無形と有形との収入に依り補填し得る、一円を惜しんで、二円を奪ふ泥捧を作つて又之に行刑費を掛けるよりは、はじめから二円を使つて彼を善人とした方がどれだけ社会と彼との利益であるか知れないと思ふ。

五

未だ昨年度の統計は不明であるが、一般的生産の不振が、刑務作業に影響せずには置かない事は餘りに明瞭である。加ふるに産業合理化企業集中の状況は、生産技術に於て甚しく劣等と成り勝ちな刑務作業を一般市場より驅逐し、加ふるに所謂民業壓迫の聲は生産界の沈滞と共に一層高められるに至る可く、監獄の失業は益々其の可能性を高めた。既に米國では數年前より、課す可き定役無き爲不就業なる者常に全收容者の三分の一に及んで居た

が (Gillin, Taming the Criminal, 1931, p. 302) 最近之が更に増加を見たであらう事は想像に餘りがあり、現にロビンソンの如き學者は「現在の監獄失業は更に著しく増加す可き重大なる危険がある」と警告して居る。問題は二つある。此の監獄失業を如何にして脱するかと言ふのが其の一、さしあたりの監獄失業の故に徒食して居る受刑者を、如何にして墮落より救ひ善導するかが其二である。

昨年中に如何なる手段が各國に於て講ぜられたかは、到底之を詳かに知る事を得ないが、恐らく各國共其の手段の發見に苦しんだであらう。アメリカでは、新たに National advisory Committee なるものが組織せられて、廣く行刑家以外の有力者を委員に加へた。それは、全國的な刑務作業に於ける組織の再研討である。そして同時に、監獄其の他の國家機關に依つて經營せられて居る作業の組織發展及び其の利用等に關する方策を研究しその結果を各機關に勧告するのが其の使命である。

米國では事業家及び労働組合特に後者が、刑務作業の市場進出に執拗に反對する歴史がある。プロックウエーがエルマイラでブラシ等の製造に依り一時異常な成績を挙げたものを、忽ち彼等の運動に依りてエーツ法 Yates

Law を成立せしめ、其の結果却て職業訓練所と軍事教練とを少年監獄に創設せしむるの歴史的効果があつたのは著明な事實である。此の民業壓迫を避けんが爲に考へ出されるのは官用主義であつて、ドイツ及び米國は法律を以て之が實行を期して居るけれ共、特に米國に於ては各州が著しく獨立した権限を有する爲、統一的に之を貫徹する事を得ないのである。故に、昨年は、其の弊害を除く目的を以て、先づ各州間に於て監獄製品 Prison-made de good の取引を禁止する Federal Hawes-Cooper Act を制定發布した。現在に於ては、各州は監獄製品を販賣する商人を指定し、製品には Prison-made の太鼓判を押した上、他州と取引せしめて居るのであるが、本法は恐らく之をも、一般民業を壓迫するものとして禁止せんとするのであらう。然し之は、更に本法に従つて各州が法律を制定するに非ざれば其の精神を貫徹する事を得ない。

刑務作業の經營に付ては、今少し根本的な問題を考へなければならぬと考へるが、昨年も遂に之に觸れられなかつた様である。各國は、官用主義に徹底する事に依り作業の問題は解決するが如くに樂觀をして居るけれ共、國家機關の購買力を奪ふ事は間接とは言へ當然一般市場

への壓迫と成るのであり、其の他官用主義に偏する事は受刑者の教化上種々欠陥を來すのである。刑務作業は、畢竟、國民經濟全体の立場から、而して資本主義的生産組織に關係付けて、考察せられなくてはならぬ事である。やがては、其の清算に直面する事であらう。「刑務作業よ、何處へ行く」の問題を持つた儘、一九三二年は暮れた。

次に、失業受刑者を、如何に善用し、緊張を失はしめないかの問題がある。エルマイラで行つた軍事教練は、まさか成年の受刑者には行へないので益々、所謂リクリエーションが頻繁に成る。ドイツでは、教育の時間を増加し、講演會音樂會の増加が提案せられ、現に音樂會の如きは、一九三一年七月より昨年三月迄の間に、プロイセンのみでも十六ヶ所が之を催ほして居る。其の他、小手工業例へば、紙、糊、木細工の職業訓練を行へと言ふ議もあつた。

### 北海道樺太刑務官表忠碑建設

札幌刑務所長谷内庄太郎氏ハ赴任以來一年有半、樺太集治監、空知分監等ヲ視察シ昔ノ行刑狀態ヲ聞キ本道ノ開拓ハ收容者に負フ所多大ナルコトヲ痛感スルト同時ニ兇惡不良囚の爲一時ニ三人迄殺害犠牲トナリシ事實等不幸事多ク、素ヨリ本道ノ開拓ハ他官廳員の忠誠ニ依ル處モ多大ニシテ其等犠牲者ノ忠魂碑ハ數多ク建設セラレ年々慰靈祭モ施行セラル、モ獨リ刑務官ノミ何等酬ユルモノナキヲ痛感シ有志ト相圖リ此度表忠碑建設ニ企圖セラレ過般行刑 長ノ揮毫ヲ乞ヒ自然石丈々十一尺余ノ碑石及其ニ伴フ壯麗ナル臺石等計畫昭和八年三月末頃竣工ノ豫定ナリト建設費等ハ不明ナルモ道内官民ノ寄附金等ニ依ルコトナランモ同氏ノ此ノ發心ハ動モヌレハ道義類レ行カントスル世相ニ對シ一ニハ故人ヘノ追福トナリ一ニハ將來行刑界ヘ進ミ行クヘキ青年ニ發奮興起ノ清涼劑トナルヘク頗ル機宜ニ適セル美舉ト謂フベシ

## 失業と刑務所入所者數

(Unemployment and Prison Commitment)

レイ・マース・シムプソン

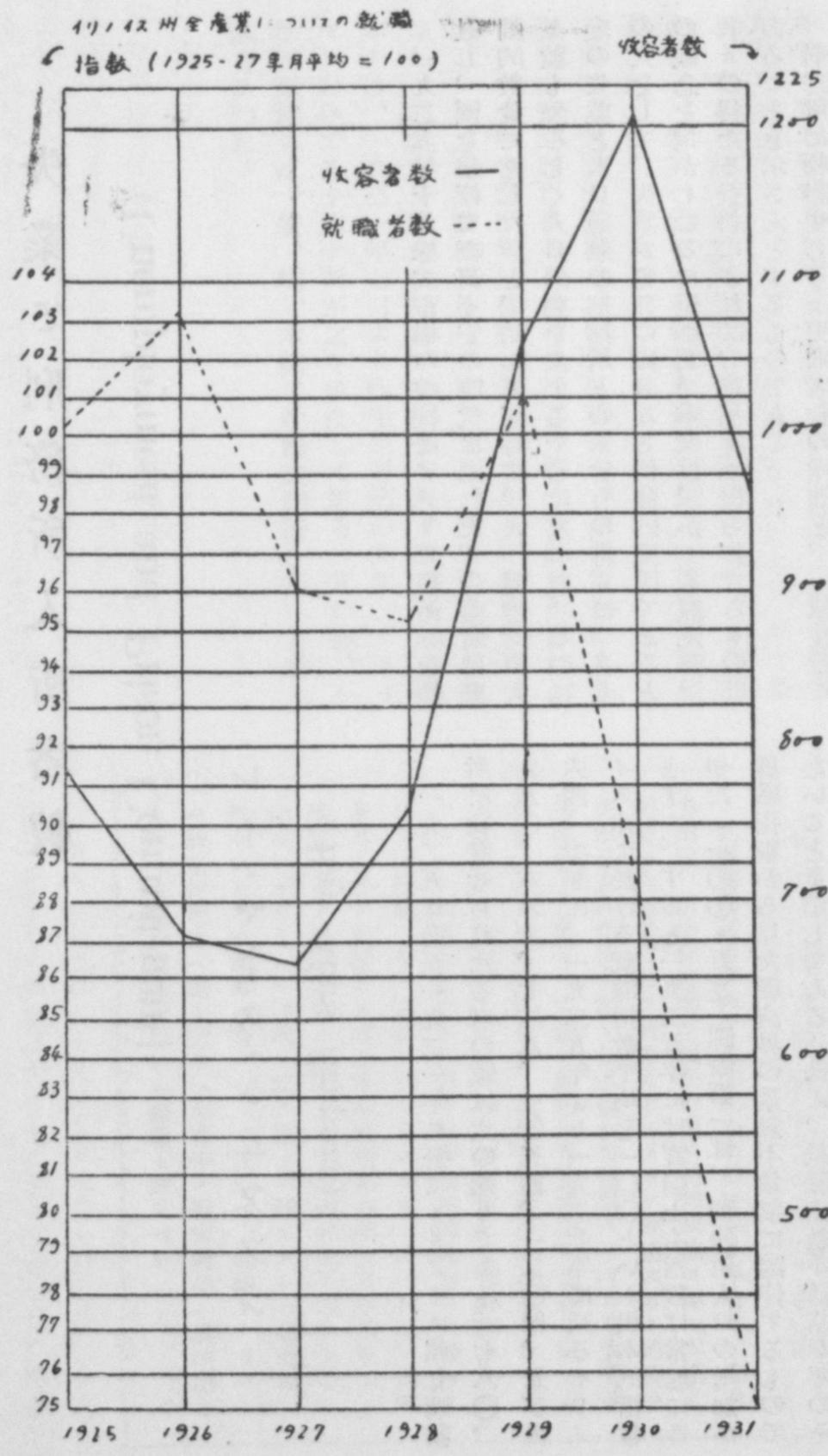
(Ray Mars Simpson)

一九二九年十月株式市場の破綻はアメリカ經濟界を攪亂し、國を擧げて經濟不安の時代に陥れた。失業者は悲劇的數量に達した。と、殆んど同時に、大小刑務所の大多數も恐ろしく人口過剩を呈するやうになつた。この過度の失業と人口過剩の刑務所との未曾有の併立は、多くの人をして、失業が犯罪の顯著なる偶發的原因であるとの觀念を抱かしむるに至つた。本文は、かゝる假定が、我々の得たる資料によれば、全然認め得られざるものであることを示さんとするものである。

刑務所に收容せらるゝ受刑者數の増加と、一般社會に於ける就職指數との間には、何等一定した關係はないやうである。

一九二五年乃至一九三一年に於てイリノイス州立刑務所に收容せられたる者の數は次の通りである。七八〇、六八〇、六六九、七六八、一〇五四、一二〇四、及び九六四。次に、一九二五年より一九二七年に亘るイリノイス州に於ける就職指數平均を一〇〇といふ根本的指數とす。すると一九二五年には實際上也指數は常態にあつた(一〇〇・五)。圖表第一は、刑務所人口の増加が就職指數から見た經濟界の景氣不景氣に隨伴するものでないことを示してゐる。殊に、就職指數が前六ヶ年のそれよりも著しく下つた一九三一年に於て、收容受刑者數が激減してゐることは興味ある處である。

圖表 第一  
七年間に於けるイリノイス州立刑務所男子收容者数と、同期間に於ける就職指数との比較



が、年々イリノイス州立刑務所に送致せらるゝ受刑者数は、イリノイス北部地方で行はるゝ犯罪量についての索引の一に過ぎざることを銘記せねばならない。従て、右の資料から早急な結論を引出すことは注意しなければならぬ。

さて、犯行當時失業状態にあつた受刑者の間に於ける失業状態に關する數字と、全國に於ける賃銀所得者に於ける平均數字を比較して見ると、犯罪人の方に失業者の多いことがわかる。即ち一九二七年にジョリエットのイリノイス州立刑務所に送致された男子の五十パーセントは犯行當時失業状態にあつた者である。一九二九年にはその率が三十七パーセントに低落してゐる。それが一九三〇年には四十四パーセントに増加し、更に翌一九三一年には五十三パーセントを示してゐる。右の結果を分析するためには、之れを全國に於ける失業状態に關する數字のみならず、刑務所入口の集められた地域に關する數字と比較する必要がある。

ポール・エツチ・ダグラス、ア、ロン・ディレクター兩氏は、「失業問題」(一九三一年)に關するその名著に於て、「一八九七年乃至一九二六年の三十年間に於て、工業、運送、鑛業及び建築業に於ける、疾病及び無能を合

めた意味の失業平均率は約十パーセントであつた。産業全體では約八パーセントと見てよからうと信ずる。」と云つてゐる(三十二頁)。彼等はまた、一九三一年一月一日に於ける、建築業、工業、及び運送業についての失業者数は約十四パーセント五であつたと云つてゐる(二十二頁)。右の數字は、如上三大業種を基礎とせる、全國に於ける失業者率が、前述せる如く刑務所に於ける失業者率よりも相當低いものであることを示すに足る。

又、一九三一年中にイリノイス州立刑務所に送致された受刑者の六十五パーセント三はクック郡(シカゴはこの郡にある)から來たものである處を見れば、次ぎの報告は更に一步を進めたる比較の基礎を提供する。即ち、イリノイス労働局は一九三一年十月十五日、「一九三〇年四月の國勢調査に現はれたるシカゴの有給労働者總數の内四十パーセント」は失業状態にあつたと報告してゐる。而して、一九三一年中に送致された受刑者の五十三パーセント五は犯行當時失業状態にあつた者である以上不景氣が犯罪人間に於ける失業の過多十三パーセント三の原因であることが明白の様に見える。しかしながら、景氣状態が標準指數百より僅か四しか低くなかつた一九二七年に於て、受刑者の五十パーセントが失業状態にあ

つた（犯行當時）ことを思ひ出さねばならない。もし失業者が犯罪の顯著なる偶發的原因であるとするならば、一九三一年中に送致された受刑者中にはもつと多くの失業者が見出されねばならぬ筈である。

年々收容せらるゝ受刑者数の増加が、失業者数の一定の増加又は減少に伴ふものでない以上、犯罪の偶發的原因として、餘りに多くの非難を失業に加へてはならぬことがわかる。もし失業が犯罪の原因であるならば、著しき不景氣時代の間は、又はその直後には、年々の收容者数にも一定の増加が見られねばならぬ譯である。更に、たとへ過度の失業と犯罪との併存する場合に於ても、必ずしも前者が後者の原因であるとは云はれないのである。却て、實際には、犯罪が犯罪人の間に失業の多い原因などではあるまいか。この問題に關する最後の結論はもつと證據を出してからの事にしよう。

一九三〇年十二月、シカゴ警察部の一局として設けられた銃砲檢閲局は、五百三十七名の拳銃携帯者の訊問に關する報告書中に於て、次の如く云つてゐるのである。「現今の失業状態は犯罪率に關して何等特別の影響を與へてはゐない。逮捕せる銃砲携帯者の約五十パーセントは失業者であつたが、これは好景氣時代のそれと殆んど

同率である。」と。

もし年々の刑務所收容者数によつて測定せらるゝ處の犯罪数と失業との間に關係があるとすれば、犯罪人間に於ける失業者の月々の（季節的）變動と一般經濟状態の月々の變動との間には相當な一致がなければならぬ譯である。然るに、第一表は犯罪数の極端に多かつた月が不景氣の最も甚しかつた月に對應してゐないことを示してゐる。なほ、こゝにイリノイス州の就職指數が用ひられてゐるのは、千百三十五名の受刑者の出身地方の經濟状態を示すのに、それが最も信頼すべき指數であると認められたからである。經濟状態が大體良好（常態）であつた十一月に於て、失業者率は六十六パーセント六六といふ過量に上つてゐる。しかも、これら手當り次第に選び出したる千百三十五名の受刑者間に於ける失業の平均は五十二パーセント五一となつてゐるのである。又一九三〇年一月中旬に罪を犯せる者の五十六パーセント一七は就職指數の高率なるに拘らず失業した者である。經濟状態は一九三〇年の一月には、同年中の何れの月よりも好かつた。建築業に於ける失業の變動と犯行當時失業状態にあつた者の比率との比較は、更に一層の差異を示す。例へば、建築業に使用せらるゝ者の数は十二月、一月、

二月、三月に於て非常に少ないのに、その四ヶ月間に罪を犯せる失業者の比率は、十二月、一月に於て平均（第一表中の十三ヶ月の平均である）より高く、二月三月に於てそれよりも低い。小賣物價は十一月、十二月の間に可なり騰してゐるのに、その二ヶ月間に罪を犯した失業者の比率は非常に高い（六十六パーセント六六、五十八パーセント五八）。一月、三月は自動車工業にとつては景氣の悪い月なのであるが、この二ヶ月間に罪を犯した者についての失業の割合は第一表の平均より低い。これらの比較によつて見ると、犯罪人間に於ける就職の如何は景氣の季節的變動によつては説明出來ないものであることがわかるのである。

第一表

犯行當時失業状態にあつた千百三十五名の受刑者の比率と、常態（一九二五年乃至二十年の平均）及び一九三〇年に於けるイリノイス全産業の季節的就職指數との比較

犯罪月次	件數	失業者數	失業者比率	*常態指數	一九三〇年指數
一九三〇年一月	九四	五三	五六・七	一〇一・四	九七・〇

二月	九〇	四〇	四四・四	一〇一・六	九六・二
三月	八八	四二	四八・四	一〇一・一	九五・〇
四月	七八	四九	六三・六	九九・五	九三・九
五月	七六	三八	五〇・〇	九九・九	九二・五
六月	八〇	三三	四一・五	九八・九	九〇・七
七月	九六	四三	四四・九	九八・〇	八七・三
八月	一〇九	五三	四八・五	九八・五	八六・四
九月	八〇	四二	五二・五	九九・七	八五・四
十月	九五	四九	六一・六	一〇一・八	八三・四
十一月	八七	五八	六六・六	一〇〇・八	八一・八
十二月	九九	五八	六〇・三	一〇〇・五	八一・八
一九三〇年一月	六三	三八	五九・一	一〇一・四	七九・九
總計	一、二五	五九六	五二・五		

\* 此等の數字はイリノイス労働局發行にかゝる「労働時報」(The Labor Bulletin " Vol. XI, No. 2, August, 1931. から採つたものである。

次ぎには、受刑者の過去に於ける前科が失業と關係を有する。第二表は、前に刑務所に收容されたことのある者の六十パーセントが、現に收容の原因となつてゐる犯行當時、失業状態にあつた者であるに對し、何等前科を

有せざる者にあつては、僅かその三十一パーセント九四の者だけが犯行當時失業者であつたことを示してゐる。小刑務所、勞役場及び矯正院に收容經歷を有する者について見ても、やはりその率は高い。尙ほ、本表は一九三〇年度に於ける收容者中から五百名を手當り次第に選抜したものである。

第二表

失業と前科

(一九三〇年度收容者中から手當り次第に選出た五百名の受刑者について)

前科別	件数	失業者数	失業比率
前科なきもの	二一六	六九	三一・九四
小刑務所及勞役場收容	一五〇	八七	五八・〇〇
矯正院收容	四四	二九	六五・九一
大刑務所收容	九〇	五四	六〇・〇〇
總計	五〇〇	二二九	四七・八〇

第三表に於ては、五百名の總数の内、十三パーセント八の者が、現在收容の原因となつてゐる犯行當時、何等

前科を有せざる失業者であつたことが示されてゐる。そして、總數五百名の五十四パーセントは前科を有し、(即ち小刑務所、勞役場、矯正院及び大刑務所に收容せられしことのある者で)、且つ最近の犯行當時失業状態にあつた者である。第三表はまた、一九三〇年度の收容者中から手當り次第に選擇したこれら五百名の内、五十二パーセント二の者は、その收容の原因となつてゐる犯行當時職に就いてゐた者であることを示してゐる。(一九三〇年度に於ける收容者中失業者總數が四十四パーセント二八であつたことを思ひ合せねばならぬ。) 第二表、第三表は何れも累犯が犯罪と失業との關係に關する數字について重要な役割をなしてゐることを教へてゐる。實際一九二九年の收容者中三分の二は何れも嘗て法網に觸れたことのある者であつた。即ち、僅か三十三パーセント四の者だけが何等前科を有せず、十二パーセント四の者は大刑務所に、二十五パーセント九の者は小刑務所及び矯正院に收容せられたことのある者であり、十八パーセント七の者は逮捕せられしも有罪の判決を受くるに至らなかつた者である。要するに過去の前科が、犯罪人の間に非常に失業の多い一部的原因と見らるゝ、「心的動向」を生ぜしめるものではなからうか。

第三表

失業と前科

(一九三〇年度收容者中から手當り次第に選出た五百名の受刑者について)

何等前科を有せざる失業者	件数	比率
何等前科を有せざる失業者	六九	一三・八
小刑務所及勞役場に收容せられしことのある失業者	八七	一七・四
矯正院に收容せられしことのある失業者	二九	五・八
大刑務所に收容せられしことのある失業者	五四	一〇・八
有職者	二六一	五二・二
總計	五〇〇	一〇〇・〇

失業犯罪人の最大多數の者は強盜、夜盜及び窃盜に於て見られる。この事實は第四表がよく之れを示してゐる。強盜、夜盜及び窃盜といふ罪種は、殺人や性的犯罪よりも遙に累犯に陥る特徴をもつてゐる。窃盜の原因として餘りに多くの非難を不景氣に加へる前に、われわれは、含まれたる累犯量を考察せねばならぬのである。

第四表

罪種別に見たる失業

(一九二九年度千五十四名の收容者について)

罪種別	總件数	失業者	失業比率
強盜	三五九	一六四	四五・六八
夜盜	一五七	七一	四五・二二
窃盜	一四四	六〇	四一・六六
詐欺	八九	二七	三〇・三四
自家盜	四七	一三	二九・七八
殺人	一三二	三七	二八・〇三
性的犯罪的	一〇〇	一五	一五・〇〇
雜	二六	一一	四二・三〇
總計	一、〇五四	三九八	三七・五八

イリノイス州立刑務所收容者の間に於ける失業の原因が不景氣又は經濟界の季節的變動と大して關係のないものであること以上の通りである。その上、前科者の方が之れを有せざる者よりも、犯行當時失業状態にあることの多いことも示摘した。

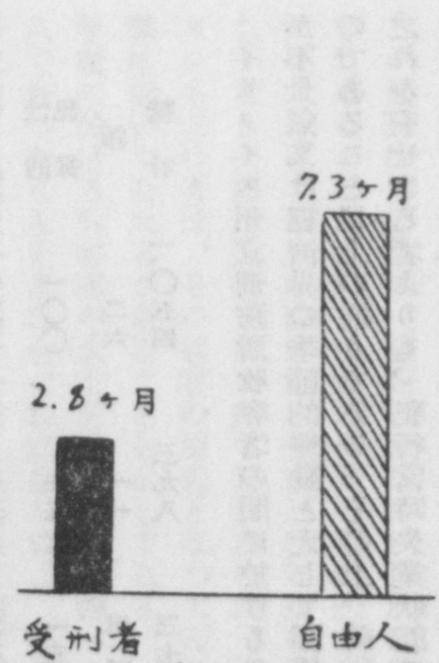
かくて、遵法的な者なら、刑務所の收容者よりも、より長い間、法を犯すことなくして失業に堪え得ることがわかるだらう。

圖表第二は、一九三一年一月シカゴのイリノイス州自由職業紹介所に來た二百六十九名の失業自由人を、犯行當時失業状態にあつた百七十二名の受刑者と比較したものである。自由人については最近の職業以來失業してゐる平均期間を算出し、受刑者については犯行時に於ける平均失業期間を算出した。圖表第二は、自由人については失業期間が平均七ヶ月三であるに對し、受刑者に於てはそれが僅か二ヶ月八であることを示してゐる。即ち、自由人は受刑者について示された平均失業期間よりも平均二倍半も長く失業状態にあるにも拘らず、彼等は罪へきに觸れずに済んでゐるのである。

圖表 第二

最近の職業以來失業の平均期間

(二百六十九名の失業自由人と、犯行當時失業状態にあつた百七十二名の受刑者との比較)



兩者間に於ける四分の三對四分の一點間の範圍に於ては、右の差異を説明すべき何等顯著なる差異はなかつた。その上、自由人についての中間失業期間は七ヶ月一であるに對し、受刑者のそれは二ヶ月九であつた。明かに、失業以外の何等かの個人的差異が、この圖表第二に於ける自由人と受刑者間の著しき差異を生ぜしめてゐるに違ひない。

一九二九年には、犯行時失業してゐた者で刑務所に收容せられた者は犯行前平均三ヶ月二の失業期間にあつた者である。失業期間には一日より四年まで種々あつた。六パーセントの者は一年若しくは一年以上失業状態にあつたことを報告してゐる。事實はそれら失業者の四十一パーセントの者が一ヶ月未満の失業者であつた。一九二九年イリノイス州立刑務所に收容せられた千五十四名の受刑者の内の三十七パーセントが三ヶ月二の平均失業期間を示してゐるのも、圖表第二に示せる百七十二名の受刑者の二ヶ月八といふ平均に較べて、さう高いものではない。かく比較して見ると、こゝに掲げた平均數字の信頼出來るものであることがよく判るだらう。

智力も受刑者の犯行前における平均失業期間を考へる上に参照せられねばならぬ。第五表は、平均智力(100)が、これより優れたる、又は劣りたる智力を有する者よりも稍々長い間罪へきに觸れずに済んでゐることを示してゐる。智力のあり過ぎること、少な過ぎることが、職業の不安定を來たさしめることはあり得ることである。併乍ら、優秀なものや劣等なもの比較的少かつた第五表からは、はつきりした結論をひき出すことは出來ない。

第五表

失業平均期間と、犯行當時失業状態にあつた受刑者の智力との比較

智力	失業月數	件數
A	二・〇九	一一
B	二・二七	二二
C+	三・七二	四〇
C	二・五九	四七
C-	三・〇三	三二
D-E	二・二七	二〇
總計	二・八一	一七三

(陸軍アルファ検査表に據る)

一九二九年中にイリノイス州立刑務所に收容された強盜犯、夜盜犯の全部、及び窃盜犯人の約六十パーセントは、智力に於て平均以上であつた。第四表に於ては強盜及び夜盜の約四十五パーセントが犯行當時失業状態にあつたことが示された。即ちこれら罪種の受刑者は一般に優秀なる智力を有しながら、しかもその四十五パーセントの者は犯行當時失業状態にあつたのである。彼等は正直な生活を働いて暮せるだけの力を有しながら、不法な方法をとるに至るのである。

優秀なる智力を有する以上の者に較べて、智力の劣つてゐる殺人犯及び性的犯罪人の側を見るのは興味がある。一九二九年中にイリノイス州立刑務所に收容せられた殺人犯の六十八パーセントは智力に於て平均より劣つてゐたが、犯行當時失業状態にあつた者は全體の内二十七パーセントに過ぎなかつた。又性的犯罪人の實際には五十パーセントの者が平均以下の智力者でありながら失業率は十七パーセントに過ぎなかつた。かうした罪種の比較をして見ると、數字は變つたことを教へる。つまり無智な者の方が職業を有し智力のある者の方が失業してゐるのである。この種の比較は犯す罪質によつて蔽はれるものである。

大體に於て、失業に關する限り、年齢の進むに従つて職業は固定して來るものである。處が第六表に於ては、三十五才乃至三十九才級の者に於て轉倒（即ち増加）があることを注意せねばならぬ。第六表に於ては失業者の最高率が二十才乃至二十四才の者にあることが示されてゐる。この年齢の青年は、普通は商工業に於て最も需があるのである。然るにも拘らず、犯行當時失業してた者がかく多いといふことは、極めて重大なことである。

の者の非難を受けることは明瞭である。又、第七表中の、「解雇」欄は受刑者と自由人の間に著しき對照を見せてゐる。自由人の四十パーセント一の者は「解雇」されたと述べてゐるが、一九三〇年度受刑者にあつては十九パーセント六だけの者がこの理由を擧げてゐるにすぎない。しかし、一九二九年といふ年は非常に好景な年であつた（圖表第一の就職指數參照）ことを思へば、一九二九年度受刑者のかくも大多數（約五十五パーセント）が失業の原因として經濟状態を非難してゐるのは驚くべきことである。

第六表

年 齡	總件數	失業者數	失業比率
一五—一九	二九	一六	五五・二
二〇—二四	九六	五七	五九・四
二五—二九	九一	四三	四七・二
三〇—三四	五三	二三	四一・九
三五—三九	三六	一九	五二・八
四〇—四四	一九	七	三六・八
四五—以上	二三	八	三四・八
總計	三四七	一七三	四九・八

以上の事實より最後の結論を抽きだす前に、此等失業者をして自ら語らしめる必要がある。彼等が失業の原因として述べた各種の理由を掲げたものが第七表である。受刑者、自由人何れもが擧げてゐる、主たる理由といふのは、「仕事がない」といふことである。これと同じ辯解は一九二九年にも三〇年にも第一位に位してゐる。もし失業の原因として彼等の擧げてゐる最初の四つの理由（「仕事がない」、「解雇された」、「不景氣」、「閑散な季節」）を合せると、經濟上の不景氣が、一九二九年度收容者の五十五パーセント三、同じく三〇年度收容者（五百名の手當り次第に選擇した者を含めて）の八十二パーセント五更に三一年一月の求職自由人中の九十二パーセント八

第七表 失業の原因（比率）

失業原因	一九二九年度受刑者中	一九三〇年度受刑者中	一九三一年度自由人中
仕事がない	四四・〇	五八・三	四二・三
解雇	一〇・〇	一九・六	四〇・一
不景氣	一・三	四・六	一〇・四
閑散な季節	一・一	六・九	二・七
疾病	二・〇	三・五	—
辭職	二・〇	二・九	—
旅行	二・〇	一・一	—
免職	二・〇	一・一	—
父の死	二・〇	一・一	—
母の死	二・〇	一・一	—
休暇	二・〇	一・一	—
逮捕	二・〇	一・一	—

の者の非難を受けることは明瞭である。又、第七表中の、「解雇」欄は受刑者と自由人の間に著しき對照を見せてゐる。自由人の四十パーセント一の者は「解雇」されたと述べてゐるが、一九三〇年度受刑者にあつては十九パーセント六だけの者がこの理由を擧げてゐるにすぎない。しかし、一九二九年といふ年は非常に好景な年であつた（圖表第一の就職指數參照）ことを思へば、一九二九年度受刑者のかくも大多數（約五十五パーセント）が失業の原因として經濟状態を非難してゐるのは驚くべきことである。

以上の事實より最後の結論を抽きだす前に、此等失業者をして自ら語らしめる必要がある。彼等が失業の原因として述べた各種の理由を掲げたものが第七表である。受刑者、自由人何れもが擧げてゐる、主たる理由といふのは、「仕事がない」といふことである。これと同じ辯解は一九二九年にも三〇年にも第一位に位してゐる。もし失業の原因として彼等の擧げてゐる最初の四つの理由（「仕事がない」、「解雇された」、「不景氣」、「閑散な季節」）を合せると、經濟上の不景氣が、一九二九年度收容者の五十五パーセント三、同じく三〇年度收容者（五百名の手當り次第に選擇した者を含めて）の八十二パーセント五更に三一年一月の求職自由人中の九十二パーセント八

# 白耳義に於ける獨居拘禁制度と行刑統計(その三・完)

## ジヨルジュ・ゲルトン

一九二〇年五月三十日の勅令によつて、刑務所内に、人類學部 (service anthropologique) なるものが設けられた。これは、犯罪素因といふ見地から受刑者の身體検査 (l'examen anthropologique) を行ひ、行刑處遇の個別化のために類別を行ふことを、目的とする。フオレスト、サン・ジル、ルーヴン、アンヴェル、ガン、ブリージト (Bruges)、リエージュ、モン(Mons)、ナムール (Namur) の諸刑務所は、この事業部を持つてゐる。この事業部は、實驗室で、累犯者及び三月以上の受刑者の人體検査を行ひ、その人體記録を作製する。この研究の中には、身體検査、人體測定、心理試験が含まれ、又精神能力を觀測するためには、質問、環境調査が行はれる。人々は、このすべての事項に就き、個人的記録を作製する。報告書は刑務所長に提出される。當該囚人の處遇に關する指示要項がその報告に記入されてあつて、毎

週行はれる會議において、これを討議する。條件附釋放をよしとすといふ指示が或囚人に就いてなされた時は、修正及び再類別の機會を得るために、も一度新しい報告書を提出させる。この研究は、囚人をそれぞれ適應の作業種別に導くことを、可能ならしめる。又それは犯人の精神的缺陷を、分明にする。

一九二五年には、一、九六一人の受刑者が人體検査を受けた。その中男子一、七五六人、女子二〇五人、累犯三八九人(男子三四二人、女子四七人)。條件附釋放を指示せる報告書は、四七四通あつた。その中男子に就いてのものが四一九通、女子についてのものが五五通、心理的又は神經的疾患を指摘せる報告書が三一六通、内男子に就いての分が二九九通、女子に就いての分が一七通、最後に諸々の犯罪素因を指摘せる報告書が三〇一通、内男子に就いてのもの二八九通、女子に就いてのもの一二通。

精神的疾患の問題は、全く特別なる注意の對象となる。フオレスト、アンヴェル、ガン、ルーヴンの諸刑務所には、心理的又は神經的疾患に陥るかも知れない囚人を絶えず診察するために、附屬精神病棟を、設けた。精神病に罹つた受刑者、又は獄内で異常な様子を示す受刑者は、これを、検査醫に告知する。神經過敏に陥つた者又は自殺をやりかけた者、又は繰返し／＼取締規則を破る者は、官命によつて、醫者の診察を受けさせる。受刑者が狂暴性疾患に罹り、刑務所内に收容して置くことが出來なくなつた場合には、醫師の作製せる證明書に基づいて、これを精神病療養所に移させる。疾患がかかる手段を迄必要としない場合には、附屬病舎でこれが手當を受けさせることが出来る。そうでなければ、メルクスブラス及びガン刑務所内に設けられた療養所に、これを移すのである。被疑者及び被告の場合にあつては、診察手續を取らしめる權能は、豫審判事に屬するのである。

生理的精神病 (Psychopathies) ・平衡喪失 (déséquilibre) ・心神耗弱 (défaibles mentaux) 六四人、神經病五七人、中毒症一人、自殺未遂及び自殺觀念一人、診斷の結果異常無しと認められたる被疑者一八人、各種八二人、總計三〇四人。

入院の統計を見やう。一般に精神に異常ある受刑者はこれをツールネー (Tournai) 精神病療養所又はレツクホーム (Reckheim) にある國立精神病療養地 (colonie psychiatrique de l'Etat) に、收容することになつてゐる。女子はこれをモン國立療養所に收容する。

附屬精神病棟の收容者數は、一九二五年に三〇四人あつた。その中被疑者一二五人、受刑者一三八人、被拘留者及住所不定の者四一人。收容者の疾患種別は次の通りである。精神病及び精神錯乱 (psychose et démenée) 六二人、監獄精神病 (psychose pénitentiaire) 九人、

一九二一年には、重刑務所に一五人の入院者があつた。その内譯ルーヴン四人、ガン二人(獨居)ガン九人(雜居)、學校監での入院は一人、輕刑務所では男子一四二人、女子二二人。一九二二年には重刑務所で入院したもの、數一八人、内譯ルーヴン七人、ガン一〇人(雜居)、癲癩病監一人、輕刑務所では男子一五五人、女子二一人。一九二三年には、重刑務所五(内譯ルーヴン一、ガン雜居二、精神病監二)、學校監二、輕刑務所男子一六一人、女子一六人、一九二五年には重刑務所無し、學校監無し、輕刑務所男子一九二女子一六。

此處で亦吾々は、長期監、即ち重刑務所における入院

數が著しく少いことに注目しやう。五年の間に、ルーヴンは十三、ガンの獨房は二の入院者數を得、他方ガンの雜居房は二六の入院者數を得てゐる。吾々は此處でも亦自殺に於けると同じやうな指摘を爲すことが出来る。即ち、長期獨房拘禁が、痴呆をもたらす原因になるのではないと。

囚人の作業は、一九〇五年九月三十日の總則 (Reglement général) に従つて、決定される。それは主として、國家の計算において、實施される。然し仕事の供給量が足りない時には、所長は、企業者、製造業者の競争入札といふ方法で、自由なる産業を取入れることが出来る。所長は、翻譯・筆寫・製圖・及びその他類似の仕事を受けることが出来る。

請負の條件は、監理委員會 (la commission administrative) 及び所長が、委託者の支拂ふべき賃銀に關し承認を與へたる契約によつて、規制される。賃銀の十分の三はこれを控除して、國家の利益のために使用する。輕罪受刑者は十分の五を、懲役囚は十分の四を、苦役囚は十分の一を受取る。残余の部分は、國庫に收納される。仕事を義務的にやる必要のない囚人は、勞賃の全部を受

取る。(但しこの場合も事務費として三分の一を下らざる部分が控除されるのであつて、受取るのはその残余の全額である)。一九二五年には、個人企業者が支拂つた、若しくは直接官營事業のために支拂つた價格總額は、二、九六七、〇四三・六四フランに達した。六刑務所における刑務所としての受取額に對する支出の超過額は八四、八八〇・六六フランであるから、兩者を總計すると、三、〇五一九二四・三〇フランになる。(註)ところで産業労働に従事する囚人が八七一、七〇五・一四フランを受取り、家事労働に従事するものが二二八、四一三・六一フランを入手した。そして産業労働に特に附隨する職員に給與及びこの作業のために生じた若干の臨時費が合して一、一九三、五二九・九四フランに達する。即ち支出總計二、二九三、六四八・六九フランで、作業のみに關して言へば七五八、二七五・六一フランの利益をあげてゐる。

(譯者註) これだけが、即ち作業部内としての總收入額になる譯である。

諸刑務所における一日平均の經費は、一九二二年に七・八一フラン、一九二三年に八・二七フラン、一九二四年に八・五九フラン、一九二五年に九・七八フラン、一

九二五年に一一・二六フランであつた。一九一七年、一九一八年、一九一九年、一九二〇年には、それが、それぞれ、三・六〇フラン、六・〇四フラン、四・六八フラン、六・五三フランであつたことに注意しやう。

この計算の中には、病院や精神病療養所に移された囚人の費用も加算されてゐる。蓋しその費用は、刑務所の負擔になつてゐるのだから。

純經費といふ中には、囚人の給養、暖房、宗儀、教育や、職員・雇員の給料、事務費、囚人の賃銀等々、一年間にその建物内で行はれた消費及び支出を計上する。そしてそれに固定財産の償却費を加へた上で、それから、刑務所としての收納金、例へば作業生産物品の賣上げだとか、建物及び動産維持費に繰入れられる獻金だとか、他の會計の負擔になつてゐる囚人給養費の回收(乞食、住所不定のもの等)だとか、を差引くのである。

次の表は、懲罰延日數を示してゐる。

重刑務所	學校監	輕刑務所	
		男子	女子
一九二二年	一、〇六八	一五、三七四	一〇〇三
	〇・四九%	一・一三%	〇〇五%
一九二三年	二、三八三	一三、〇五六	六九三
	〇・八六%	一・〇六%	〇三七%

一九二三年	二、三一八	二、二五五	一一、〇一〇	五六七
	〇・九〇%	四・九五%	一・〇〇%	〇・三八%
一九二四年	三、〇三四	一、七三二	一一、七二七	四六四
	一・一二%	三・四四%	一・一〇%	〇・三四%
一九二五年	二、一二八	一、九〇九	一〇、四五三	四一六
	〇・七九%	三・四三%	一・〇一%	〇・二四%

注意——パーセンテージは拘禁日數百日における懲罰日數の割合を示す

醫療に關しては、刑務所に於ては保證が與へられてゐる。獨房にしろ、又は醫師の決定により病院に移された場合にしろ、必要なすべての手當が施される。他方刑務所で適當な手當が出来ない囚人は、これをその土地の病院に入院させることが出来る。そしてこの場合その病院は、刑務所の一出張所と見做される。だが、そういふことは稀にしかない。(傳染病だとか、刑務所で出来ない外科手術だとか、女の出産だとか)一九二一年には、この移送が三五件(内男子二三、女子一二)、一九二二年には一八件(内男子九、女子九)、一九二三年には一四件(内男子九、女子五)、一九二四年には一二件(内男子九、女子三)、一九二五年には一〇件(内男子七、女子三)あつた。若干の刑務所には、外科部門も設けてある。

次の表は拘禁延日數と疾患延日數の割合を示す。

1925年		1924年		1923年		1922年		1921年	
重刑務所	軽刑務所	重刑務所	軽刑務所	重刑務所	軽刑務所	重刑務所	軽刑務所	重刑務所	軽刑務所
拘禁延日数	三二五、六五三	二一、八五八	一、三六〇、五八二	一、〇九六、八七五	一、二二六、二五四	二七五、六一九	一、三六〇、五八二	三二五、六五三	二一、八五八
疾患延日数	一五、一五〇	一七四	八六、一九三	七九、〇三二	九七七、七二〇	二一、一三〇	二六、五〇三	一五、一五〇	一七四
重刑務所	二七〇、八四四								
学校監	五〇、三二七								
軽刑務所男	一、〇三六、六三七								
軽刑務所女	一一〇、八一三								

右の表は疾患延日数で、入院日数ではない。この中に

は、囚人の作業を妨げざる、轉室することなしに手當てを受け得るが如きごく些細の疾患迄も、含まれてゐる。病舎に運ばれた者の数は、一九二一年に、重罪受刑者一四人（内肉體障碍によるもの四、精神障碍によるもの一〇）、輕罪受刑者男子七四人（内肉體障碍五、精神障碍二〇）、同じく女子無し。一九二二年には、重罪受刑者一人（内肉體障碍二、精神障碍九）、輕罪受刑者三七人（内肉體障碍一八、精神障碍一九）。一九二三年には、重罪受刑者一四人（内肉體障碍四、精神障碍一〇）、輕罪受刑者三五人（内肉體障碍一九、精神障碍一六）。一九二四年には、重罪受刑者二八人（内肉體障碍五、精神障碍一八、癲癇五）、輕罪受刑者一一一人（内肉體障碍二四、精神障碍五一、癲癇三六）。

三ヶ月以上の刑を受けた囚人に就いてはすべて、その刑を果たす刑務所の如何を問はず、素行審査書が作られる。この書類には、その環境や收監に關する各種の資料が記入されてゐる。又その身分、職業、教育程度、履歴も記されてゐる。更に、彼が刑を受けるに至つた動機と事實の概要も記されてゐる。行刑當局はこれらの資料を訴追の任に當つた検事局が行政官の助力を得て作製したところの記録から採録するのである。この素行審査書に

は、該囚人に關する拘禁期間中の出來事を、細大となく記載する。例へば賞讃に値する行爲とか、取締違反だとか、懲罰だとか、その素行に關する職員の判定だとかその性格だとか、その精神能力だとか。人々は該囚人釋放の日に、この素行審査書に、その男の教育、素行、改悛の狀態に關する參考事項を、書き込む。

吾々が先に検討した五ヶ年間に就いてのこの素行審査の結果を、今此處に描圖することは、到底思ひも寄らない。余りに長くなるからである。吾々はたゞ次の事だけを述べて置かう。一九二一年には、三、五〇五人の囚人（内男子三、一六六、女子三三三九）が、素行審査の對象となつた。同じく一九二二年には三、一六二人（内男子二、八四八、女子三一四）、一九三三年には二、九九五（内男子二、七二五、女子二七〇）、一九二四年には二、八五〇人（内男子二、六三一、女子二一九）、一九二五年には二、六八四（内男子二、四八八、女子一九六）の囚人が素行審査の對象になつた。

受刑の動機となつた犯罪種類とか、刑の性質とか、囚人の年齢とか、その身分とか、その家系とか、その郷里とか、その履歴とか、そういったジュリディクションに關する統計は、これを逐一検討して行く譯に行かない。

これも余り煩瑣に亘るからである。

吾々は再び繰返すが、司法省の有能なる官吏が良心を以つて完璧に作り上げたところの、かの行刑統計を資料として、これが分析をこゝろみた。吾々は必要な數字や指示は勿論の事、用語に至る迄、すべての材料をこれから取つたのである。

これらの數字は、白耳義における獨房拘禁制度が、痴呆をも、生理的又は精神的又は道德的頹廢をも、自殺をも、もたらすものでないことを證明する。

數年前から、最もすぐれたる醫師の一人たるヴェルヴエク (Verweck) 博士が、フォレスト刑務所に入つて、囚人の精神状態の診斷を擔當して居られる。それによつて、この部門には、最大の完璧がもたらされた。僅か數日前吾々は、その設備を、詳細に參觀することが出來た。素晴らしく清潔な寢室、眞白い寢臺、最新式の浴槽、心を娛しませる草花の栽培された花園、そして、それに加ふるに、——吾々は繰返さう——受刑者の友として叡智を傾け、獻身的に面倒を見てやる注意深い醫者。

(終り)

海外時報

ポーランドに於ける

刑法改正

元來、ポーレン（ポーランド）に於ては、地方々々によつてドイツ、オーストリア及びロシアの法律がそれぞれ効力を有つてゐたのであるが、（註——ポーランド國は嘗つて露、普、奥の三國の間に分割せられてゐたことがあつたからで、大戰以前まではポーランドなる名稱はロシアの一州の名に止まつてゐたのである）、大戰後ポーランドが、獨立の一共和國となるに及び、爾來十二年、法典編纂委員の手で統一したポーランド共和國の刑法法典の起草に努めてゐたが其功漸く成つて、一九三二年九月一日より實施せらるゝに至つたのである。この新出刑法法典は、近代的刑法見解と現代の刑事政策上の要求とを深く斟酌したものである。

死刑は依然として留保されてはゐるが、しかし、法律では死刑適用を義務的のものとなせず、唯だ隨意的なものとし、裁判官の自由裁量に委ねてゐるので、實際の適用は甚しく制限されてゐるわけとなるのである。且つ、或る場合の死刑は五年より長からざる自由刑を以て之に代らしむることができるのである。

刑期は只だ稀れな場合に限りそのミニマム（最小限）を限定してゐるのであつて、普通は、「五年迄の懲役」とか、「二年迄の禁錮」といふ風に規定されてゐるのである。

刑の量定に當つては、犯人の行爲の動機精神上の發達變化、性格、これまでの履歴を考慮せられなければならぬのである。これ迄の懲役刑に代ふるに禁錮刑、禁錮に代ふるに罰金刑、罰金刑に代ふるに強制労働が認めらる様になつたのである。有罪と決定したものでも身體の勞働に堪えない場合には、或る刑は免除せられ得るのである。（von einer Strafe abgesehen） 尙ほ亦た、多くの瑣細の微罪（Delikten）の場合に獨立した形式で刑の免除が許されてゐるのである。財産に對する犯罪（Eigentumsdelikte）に科せらるべき刑罰は緩和されたのであるが、身體生命

に關する犯罪に對しては刑罰は今までよりも甚しく峻烈になつたのである。二年までの刑には（小ポーランドには六ヶ月まで）、監視保護の期間（Bewährungsfrist）が之に代つて許され得るのである。

少年犯人に對する手續は特別の章に規定されており、精神病者、常習犯人、及職業的犯人に對して社會を防御する所謂保安處分（Sicherungsmittel）についても是れ亦た別に長い一章が設けられてゐる。各論には特に著しく時代精神が現はれてゐるのである。攻撃的戦争（Angriffskrieg）を犯罪として取扱つたのは、恐らくポーランドの刑法が最初のものであらう。

婚姻、家族並びに性に關する犯罪も偏見に拘はれない近代的な刑法上の見解に従つて取扱はれてゐるのであるが、一方には、世界大戰並びに之に次ぐ所謂「戦後」時代（Nachkriegszeiten）にかもし出だされた風紀上の危機は、嚴に刑法によつて取締らなければならぬといふ意志方針が明にそれ／＼の條文から看取せられ得るのである。結婚詐欺（Ehebreug）は三年までの禁錮に處せられるのである。但し、これは被害者の告訴ありたる場合に限り公訴の手續に及ぶのである。妻に對する扶養の義務を履行しないものは二年までの禁錮を科せられるので

ある。女を妊娠せしめ、而して、妊娠したものに必要欠くべからざる扶助を爲すの義務を履行しないものは、二年までの禁錮に處せらるゝのである。若し、右の所爲の結果、死亡（Tod）又は徳性の壞敗（sittliche Verderbnis）又は殺兒（Kindesmond）又は自殺未遂（versuchten Selbstmord）を致したる場合には、五年までの懲役に處せられるのである。十七歳以下の男女（Personen）に對する猥褻の行爲（Unzucht）は一箇の犯罪として取扱はるゝのである。殆んど總ての性に關する犯罪は、利慾の目的を以て行はれざる限り、被害者の告訴を待つて初めて之を論するのである。姦通（Ehebruch）、獸姦（男色）は、新しい刑法にはもはや罰すべき行爲ではなくなつたのである。只だ、營利の目的で同性の男女を挑んだ同性愛の實行者のみが罰せられるのである。梅毒を感染せしめたものは五年までの禁錮に處せられるのであつて若し夫婦間以外に於ける場合には、公の犯罪として告發せらるゝのである。

現在、ドイツに於て人世觀上並びに黨派の政界上からや、かましく論議せられてゐる人工的妊娠中斷（Kunstliche Schwangerschaftsunterbrechung）の問題はポーランドの新しい刑法では極めてリベラル（自由）前號

「海外情報」参照)、な進歩的な見解で解決されてゐるのである。原則としては、墮胎 (Abortus) は懐胎してゐる婦女にとつても並びに之を幫助したるもの (Helfer) にとつても、處罰せられ得べき行爲なのであつて、若し婦女の承諾なくして墮胎せしめたものは、十年までの懲役に處せられるのである。しかし、其他の場合では、懐胎したる婦女の健康についての考慮からばかりでなく (醫療上の理由) 更らに亦た重大なる經濟上の事情、家族の安寧幸福、又は重要な社會的利益についての考慮からして (社會的並びに優種學的理論 — sociale und engenische Indication)、墮胎の處置を執ることが醫師に許されてゐるのである。

決闘 (Zweikampf) は傷害殺人と等しく一般犯罪として處罰される。

この新しい刑法法典 (StGB) は、其起草者の草案の結論で述べてゐる通りに、西歐の刑事思想に負ふ所の多いものであるが、しかも一般の思想に比べてみるとかなり先きへ進んだものなのである。「この刑法は教化的の働きを有つてゐなければならぬのである。而して、其精神は深くポーランドの國民の心に根を張つて、最高文化の坩堝たる西歐の思想界から攝取せられた智識で養は

れて行かなければならないのである。と起草者は説き、更らに筆を轉じて、裁判官の任務に説き及ぼし、「裁判官の任務は、法律生命を吹き込むことである。良い法律が出来ただけでは、事は半ば成就したに過ぎないのである。近代的法律は近代的な裁判官と司法制度とを要求するのである。この三つの要素——法律、裁判官、司法制度——が相融合しながらにそれ／＼其機能を發揮する時にこそ、初めて模範的な法的秩序のある公民生活が建設せられ得るのである」と述べてゐる。

この新しい刑法法典で、ポーランド國民は眞個の實質的な時代に適應した刑法を作り出したといふことを、我々ドイツ人は忘れてはならないのである。この新刑法は現行のドイツの刑法に比べると、非常に進歩したものである。茲處で思ひ出さるゝのは、我々ドイツ人は累犯に對する實際効力のある保安處分 (Sicherungsmittel) を猶未だ有つてゐないことである。成程、現在議案となつてゐる一九二七年の刑法草案には、かゝる規定が設けられてゐるのではあるが、現在のような政治上の危機に遭遇してゐては、この草案が何日になつて法律になるやら豫想することもできないのである。それに、ドイツでは、今日も猶ほ獸姦とか男色とか罰せらるべき行爲

となつてゐるが、かゝる刑罰法規に對しては之を非とする立派に認容せらるべき法律上並びに醫學上の理由が主張せられてゐるのである。にも拘らず今日に至つても猶ほかゝる僻見に煩はされてゐるのである。聯邦議會の刑法改正委員會で草案に現はれた、かゝる刑罰法規を革正せんとする努力を抹殺してしまつたことは、人の善く知る所である。特に、人工的妊娠中斷の問題についての規定は頗る時宜に適してゐるものと思はれるのであるが今日ドイツで行はれてゐる裁判所の判決に従へば、妊娠中斷は只だ單に醫學上の理由による場合のみが處罰されるのである。

尙ほ又た、目下ブラーグの下院に提出されてゐるチェコスロバキヤ政府の墮胎 (Abtreibung) の現在の刑罰規定に對する改正刑法案は、ポーランドの改正刑法よりも一步進んでゐるものである。チェコスロバキヤの改正草案に従へば、次の四つの場合には墮胎は罪に問はれないのである。

(一) 懐胎したる婦女より死の危険又は重大なる健康上の損失を避けしむる場合 (醫學上の理由) („um von der Schwangeren die Gefahr des Todis oder einer schwerere Gesundheit fernzuhalten“)(mediz. Ind.)

(二) 懐胎したる婦女懐胎に堪ゆる能はざる時又は出産後自己の生存又は法律上扶養しなければならぬ人及出生すべき兒と同じ程度の近親者の生存を危からしむる事なくしては兒を扶養する義務を果たす能はざる場合に (社會的理由) „Wenn die Schwangere die Leibfrucht nicht austragen oder nach der Geburt die Ernährungspflicht gegenüber dem Kinde nicht ohne Bedrohung der eigenen Existenz oder der Existenz einer Person, die sich nach dem Gesetz zu ernähren hat, und die ihr eberso nahe steht, wie das Kind, dessen Geburt sie erwartet, erfüllen kann.“(soz. Ind.)

(三) 強姦によりて十六歳以下の女子の妊娠したるの確乎たる事實なる場合 (道德的理由) („Wenn es unzweifelhaft feststeht, dass die Befruchtung durch Notzucht oder Schändung eines Mädchens unter 16 Jahren zustande gekommen ist.“)(ethische Ind.)

(四) 胎兒が精神的にも肉体的にも重大なる缺陷を有することの確乎たる事實なる場合 (優生學的的理由) („Wenn es unzweifelhaft feststeht, dass das Kind geistig und körperlich schwer belastet wäre.“)(eug. Indik.)

以上の場合に於ける妊娠中絶は、妊婦の承諾を得たる後、公立の病院で行はなければならないのである。手術は無料である。右以外に妊娠中絶を行ふものは犯罪者として處罰されるのである。

Strafvollzug. Sept.-Okt. 1932

(右の一文はハムブルグ「ホツシツシェ・ツァイラック」の週間附録「レヒト・ウント・レーベン」より轉載したるもので、クラカウの辯護士ドクトル・ゴツトリブなる人の手に成りたるものである)。

### 十二分退職贈與金並死亡贈與金交付

本會は昨年十二月中に於て豊多摩刑務所看守宮崎文作外三十三名に對し退職贈與金合計貳百八拾參圓を、又熊本刑務所看守長古賀熊彦外一名に對し死亡贈與金合計八拾參圓を、夫々贈與する所があつた。因みに死亡兩氏とも同年十一月、廿五年勤績を賞せられし人である。

## ジャーナリズムと犯罪記事

中野澄男

こんなことは、お他人さまの方が餘つほどご存知なのだが、こゝではジャーナリストとしての私に語らせて貰ひませう。……と云つて何もさう改まつた話ではないのですがこの頃の社會面に見受けられる、特異の傾向は、何時の年でも、押し追つた幕には付きもの、強窃盜、スリ搔拂ひ、その逮捕に女性が目覺しい活躍をしてゐると云ふ記事の多いこととです。一寸トチ込みを繰つて見ただけでも女性の手柄話が大きな活字で眼を射ります。一番はじめが、十一月の十二日の記事、それは、下谷

二長町の紙商横堀岩太郎さん所有の大森區桐里町の別宅に覆面の強盜が入つて来て、ローソクで硝子戸を焼き切つてゐる物音を産婆さんの戸川とめと云ふ六十三になる老女が聞きつけて硝子戸を隔て強盜と差向ひ  
『オイこらッ』  
『なんだ婆さん、ビックリするぢやないか』  
『ビックリするなあ、こつちのことだい』  
『しかしお前のところは二重に錠を下しとくとあ、感心だよ、中へは入らねいから、金を出せよ、出

さなけりや殺して了ふんだが、いかい』  
『本當に殺す氣か、それならこれだけあるから持つて行きな』  
と應答よろしくあつて婆さん、五十錢玉五ツほどを硝子の破れ目から投げてやると、  
『冗談しないで百円出せよ』  
『百円の金がある位なら女中なんかしないよ』  
と啖呵を切つたので流石の強盜怖れをなして逃げ出した、と云ふのである。度胸のいい婆さんで、非常時日本としては、誠に氣強い話だが泥棒から云はせると以つての外の代物に違ひない。  
するとそれから五六日おいた、十九日の午前二時、小石川區中富町的美松百貨店常務富樫充郎さんのところへ湯殿から海軍ナイフかなんか持

つた怪漢が押込んだが充郎さんの義妹の加藤よし子さんと云ふ二十四才の美人の奥さんが二人の子供を抱えて布團の上に起き上り怪漢を、きつと睨み、沈着にして隙を見せなかつたので、七千円かの約束手形一通を盗んだだけで出て行つて了つたと云ふ記事が出た。

次はこの月の二十七日、これは前の二つとは筋が違つて、板橋町の焼いもやさん石塚うたと云ふ五十四才になる媼さんが氷川神社裏の石神井川一本橋で、身投げをして浮きつ沈みつしてゐる五反田高田商會の社員須永義一郎の長女芳子さん十八才を救ひあげたと云ふ勇氣と人情をほめあげた記事が載つた。

越えて十二月一日には、神田區千代田町の漆器商高野東三方へ十八才位の學生風の押込みがあつたのを女

中さんの土屋よしと云ふ二十三になる女が呼び止めて

『あんたも學生のやうですが、不淨な金は身につけません、両親に知れたらさぞ歎くでせう』

と云つて一円を恵んでやつて歸へしてやつたと云ふ例によつて勇ましいニュース。

三つ四つ同じやうな勇婦傳を並べたので、私は到頭例によつてと云ふ文字を用ゐて了つたが、如何に氣永に構へてゐても、かう女性の武勇傳ばかり聞かされたのでは堪るまいと思ふ。

ところがまだ眼が覺めない、……と云ふと一寸變に聞えるかも知れんが、その翌日の二日には神田區今川小路の共立女子専門學校の分教場に賊が入つたのを小使の齊藤しげと云ふ七十一になる婆さんが唐がらしと

灰の目つぶしをくらはせ、賊に立ち向つて組んづ、ほぐれつの大格闘をして逃がしたがあとで、婆さん『もう少しで捕へるところを逃げられたのは残念だつた』

と腕を扼して語つたと云ふビツクニュース。

追つかけてまた三日には淀橋區下落合の渡邊銀行の元頭取であつた故渡邊和太郎氏の長男東京高等學校生徒六太郎君の家政婦金子かね、これも二十三才 共產黨員だと云つて入つて來た壯漢と一時間以上も無駄話をし、そのために賊はその筋の手で御用になつたと云ふ、かれも亦結局は女性絶讚の記事だつた。こうなる一寸鼻を衝きます。

チャーナリズムはストーリーを賣る商賣だと定義する人があります。私はこの見方に反對しません、從

つて、この様に新聞に女性の武勇傳が連続的に掲載されることに、何の不思議もありませんが、この華容相手の大事な商品にまやかし物があつたり、掛け値があつたりしては一寸面白くありません、これは川越いもだと云つても、食べて見れば場違ひものだつたりする場合と同じです。

話が少し横へそれましたが、どうでせう、五日になると、例の女子専門分教場の小使婆さんが、賊と大格闘をやらかし捕り逃がしたと云ふ記事は全くの嘘八百だつたと云ふ記事が出てゐるではありませんか、私は冷汗をかきました。直感的にチャーナリズムの邪道だと云ふ氣がしたのです。

チャーナリズムは多分にヒロイズムを包蔵してゐます。人をけなすと

は殺してさへもしまひますが、反對にほめるとなると矢鱈にほめあげて了ふものです。人が迷惑しようがしまひが、道徳的影響がどうあらうと社會的反響がどうあらうと構はずにやつてのけるのですから堪つたものではありません。早い話があの爆弾三勇士はどうでせう。他にもあの勇士達に勝るとも劣らぬ殊勳を樹てた勇士があつたに違ひありませんがコンデションがよかつたために、あんな騒ぎになつて了つたんです。

さき頃三勇士の遺族の方から社會事業のためにと云つて三万円の寄附を申し出たと云ふ新聞記事を見て私達さへ、吃驚したんですから、世の中の人の驚きはさこそだつたらうと思ひます。

一將功成つて萬骨枯ると云ひますから、昔から、運のよいものと悪いもののけじめは天と地との開きがあ

つたに相違ありませんが、新聞のなかつた時代と今とでは比較にならぬと思ひます。ところで今度の女子専門の小使婆さんなども、直接心境を聞いた譯ではないから、斷言も出來ませんが、相次いで起る女性の武勇傳を讀んで

(老いたりと雖、妾だつてこの位のことなら)とえらく姿婆氣を出した結果が到頭狂言をせなければならなくなつたものだと思はれます。

チャーナリズムの本旨から云へば又してもストーリーを得たのだから喜んで書くかと思ひの外、流石に氣が咎めたのか、嘘がバレた時は申譯的に出してゐました。

司法省では、三月末日現在の全國の女囚の數が七百五十名あつたのが十月末日現在では五百五十名に減つたと云つて、「婦道未だ頼れず」な

ん云つて喜んでゐますが、チャーナリズムが余り女性を持ち上げて武勇傳の報導を止めないと、いまに女性の強力狂が續出して、司法省を泣かせるやうなことになるかも知れません。

兎に角、新聞界に於ける七年師走風景の一つは女性の武勇傳だつたのです。一犬虚に吠えて万犬實を傳ふと云ふことは多少の相違があるかも知れませんが、一つの新聞が、何か目新しい趣好を凝らすとか、問題を提供するとかした場合は、これに追隨し、これを取り越えて、自分が先頭に立たうと焦るさまは商人が變つた品物で當てた場合、其處にも此處にも類似の店が出来るのと寸分變らぬ光景です。

この頃、かうした強盜の手合が常套手段として用ゐる言葉に「俺は共產黨員だ、資金を集めに來たのだ」

と云ふのがある。これなども、大森の川崎第百に押し込んだギヤングが意外な成功をおさめたのに見習つてそれほど怖ろしくもない共產黨員が本質以上に怖がられてゐる人心の機微を捉へたやり方で、間々成功してゐるらしいが、品物の流行と同じものだから、いまにまたこれが種れて何か新しい手口が用ゐられるに相違ない。

なにも過去に遡つて實證を示さうと云ふのではないが、こゝで思ひ出されるのは數年前の説教強盜のことである。御承知の通り説教強盜〇〇〇〇は一箇の平凡な盜賊に過ぎなかつたのであるが、これもチャーナリズムの強い意識を働かして或る記者が、穩やかに家人を口説く手口を生かさうとして「説教」の文字を見出しに用ゐたため、こいつあゝ素敵だとはかり他社がそれに倣つたため説

教々々明けても暮れても、當時の新開社は説教ならでは日が越せぬと云ふやうな事になつて了つた。丸で説教は人氣役者になつたやうなものでした。彼が捕まつたのは説教の異名を取つてから三年目かであつたが

法廷に出てからの彼れの陳述によると、毎日捜査の移動状況がこと細かに新聞に報ぜられるので、その間隙を縫ふて仕事をしてゐたと云ふことでした。これが本當だとすると（チャーナリズム説教を逃避さす）と云ひたくなる。説教に續いて現はれたのが、講談強盜、またの名二世説教、講談と云ふのは、人の家へ闖入するのに講談本かなんかを持つて入つて、家人に與へる恐怖心を緩和しようとして試みたとか云ふところから出たテクニツクらしいが、これなどはどうも感心した名前ではない。勿論彼れ講談強盜岡本某もちつとは頭の

よい奴と見えて、説教が神出鬼没容易に捕へられない所以がどこにあるかを研究し、説教とは變つた手口でしかも、強盜本來の目的を達成しようとして試みたことに違ひはない。まあかうなると世間の人が丸で手品師に誑らかされてゐるやうなものです。かうした奇智は一寸は買つてやりたいやうな氣持ちにもなるが、なかに、捕へて見ると、それほど人物ぢやなかつたんです。

それから軒並強盜、いや何強盜と出るは、丁度今度の女性武勇傳の續出と全く同じ傾向だつたのです。これもチャーナリズムが華客の趣嗜に適する新傾向、新流行の商品を並べようとする商賣氣質の所産に相違ないのです。

或る出来ごとを追ひ込んで型にはめる役、チャーナリズムはかうも云へます。説教強盜、講談強盜、その

他等々皆さうです。市營のバスを円太郎と云つて不思議がる人は一人もありません。それどころか円太郎でなくてはならないのです。さうかと云つて何處の車庫にも營業所にも、円太郎車庫とか円太郎營業所とか云ふチャチな文字は見受けません。だから本名は市營自動車に違ひないのですが、誰れもさう呼ばずに円

太郎、円太郎と云ふところにユーモラスな味ひがあります。これなどは市民の實生活にびつたりと即するところで、誠に重寶なテクニツクとなつて了ひました。なんでもこれは、震災直後、市がバスを買ひ込んで焼け跡の交通に寄與しようとして云ふので大いに宣傳の必要を感じて、新聞記者の試乗をやつて貰つたさうですが、その時の試乗記に何處かの記者が（丸で円太郎そっくりだ）と輕妙な

印象記をものしたのが評判となつて

それから円太郎でなくちや通らなくなつたと云ふことでした。

強盜と女犯の問題で考へつたことですが、數年前の説教や講談の場合に何時も侵入を受けた處の婦人が冒されたやうに傳へられ、この頃の強盜が何時もきまつて女性のために辛き目に逢はされたやうに傳へられてゐるのも、一つは時勢を反映してゐると思ひます。説教や講談が必ずしも女性に渴してゐたと云ふのではないのに、女性を冒したやうに傳へられたのは、丁度當時がエロ時代に這入らうとしてゐたからです。何もエロはその時が始めてではないのですが、これもチャーナリズムから來た流行で文字の上言葉の上でエロと云ふことを滅茶に用ひ出したからエロ時代と云ふに過ぎないのです。ところがいまは非常時です。女性と云はず老人と云はず、國民全體が打つ

て一丸となつて内患外患を除かなくてはならぬ國家緊急の場合なので、だからこんな時には婦人であらうが子供や老人であらうが、苟くも日本國民である以上、この國家の大目的に向つて、協力奮闘する義務があります……と云ふ事がこの頃漸く國民の頭に浸み込んで来たために、何んだと云へば、さうしたフアツシヨ的色彩が、歓迎される譯だと思ふのです。そこへ持つて来てチャーナリズムが無性に煽り立てるのだから堪つたものではありません。

もうこの邊で筆を擱きますが、世の政治が亂れた時のチャーナリズムの傾向の一つを申し上げて終ることにいたします。何んと云つてもさうした場合われ／＼が紙面で眼にふれる記事は疑獄の記事です。かの昭和三年以降續出した、東京市會疑獄、勳章疑獄、私鐵疑獄、越鐵疑獄、山

梨大將事件その他等々、それは讀者がもう眼を反けるほどに毎日の紙面を埋めたものです。民政黨が天下を取つた時代に政友會が辛き目に逢はされると代り合つて政友會が天下を取れば、今度は民政黨の御難時代となります。丸で馳ごつこです。これでは果てしがありません。疑獄時代に付きものは告訴告發の亂發です。それが麗々しく紙面に出るので、か書かれた人々に取つては堪らない苦痛です。勢ひその人は告訴した側のアラを見つけて逆にまた告訴することになるのです。この告訴時代、告發時代と云ふやつも手のつけられない恥さらしで、お互に傷づいて仆れて行くのは必定です。だから既成政治家は自ら墓穴を掘つて今日の様に國民の信望を失つて了りました。チャーナリズムはかうした醜い争いのお付合ひもしなければなりません。

ん。付き合ひ位ならまだしも進んで告訴をさせ、告發をさせてそれを特種だと云つて書くことさへあるので、これなきは説教や講談の場合よりも遙かに社會的害毒は多からうと思ひます。

チャーナリズムも全然自制や反省がない譯ではありません。だから余り進み過ぎたり、深入りしたと思ふ場合、あつさり陣を引く場合があります。今度の女子専門分教場の女小使が嘘八百を並べた場合の陣の引き工合などあつさりした方だと思ひますが、何しろその日暮しであり、御都合主義であるのですから相手の出やうではどんな狂態を演じないとも限りません。

チャーナリズムは一定の目當てなしに薄氷を踏んで行くやうなものです。(昭和七年師走九日)

# 劇と犯罪上

渥美清太郎

本文は茶話會に於ける渥美清太郎氏の講演を筆記したものである。間違ひや意の到らぬところがあればすべて筆記者の責任である。

(一)

こゝでは日本の歌舞伎劇に現はれた犯罪といふことについて御話して見ようと思ふ。元來人間がこの世に生活してゐるといふことがすでに、役者が舞臺に立つてゐるやうなものである。何かと自分を取りつくりつて見たり、様子ぶつて見たり、又成るべく人目をひかうとつとめたりする。大なり小なり役者が、つたものである。だが又一方舞臺の方からいふと劇は社會の縮圖であるなど、もいはれて

そこには人間生活のすべてのものが織り込まれ、演出されてゐる。殊に劇には見物といふ對象物があつて、多分の興行的價値を有つてゐなければならぬところから、興味中心のものとしなければならぬ。面白くしよう、見物を喜ばせようといふのが、今も昔もかはらぬ芝居道の約束なのである。だから劇の中には、犯罪若くは犯罪的葛藤といふやうなものが、一つや二つはきつと出て来る。全く犯罪のない狂言は殆んどないといつてもいい位である。それほど劇と犯罪は縁の深いものである。劇に出て来る犯罪にも種類はいろいろある。軽い罪もあれば重い罪もある。盗みかたり放火殺人から、天下を狙ふ反逆謀反まで、犯罪といふ犯罪は大てい揃つてゐる。で以下、犯罪の發生

から刑に處せらるゝまでの段取りについて、大体の順序を立て、一つ一つ狂言を例に引いて御話して見やう。

(二)

先づ犯罪の發生であるが、劇に出て来る犯罪で第一に目につくのは、善人が誘惑に負けて悪に入るといふ行き方である。しかし歌舞伎狂言なんてのはムチャなもので、その間の人間としての氣持ちを細かに説明したやうな脚本は至つてすくない。動機とか心理の動きとかいふやうな問題は素通りで、何のためにさうなつたのか一向判らないやうなものばかりである。だが中にはその氣持ちの経過をよく描いてゐるものもないではない。例をいふと、左團次芝居として知られてゐる「鑄掛松」なんていふ脚本がそれである。この脚本はもと講談から取つて、今の左團次のおちいさんが始めて舞臺で演つたものであるが、荒筋をいふと鑄掛屋の松五郎といふ男が、ある日のこと商

賣物のフイゴを擔いで兩國橋の上によつて来る。その時分の兩國橋といふのは今とはちがつて、江戸での盛り場、今でいへば先づ、淺草といつたところ、橋袂から廣小路にかけては、茶店や見世物小屋などがズラリと並んでゐて大した賑はひそこへ隅田川を見下すと、澤山の遊山船が上へ下へと面白さうに行きかひしてゐるといふ工合で、乏人にはまことに目の毒といつたやうな場所であつた。

で、松五郎が橋の上にかゝつて行くと向ふから屑屋がやつて来る。屑屋は松五郎を見て、釜が傷んだからなほしてくれといふ。で松五郎はその場に荷物を下して、すぐ仕事に取りかゝる。屑屋は傍にしゃがんでそれを見てゐる。芝居ではそこになか／＼細かな技巧を見せる。するとすぐ眞下の川面を、一艘の遊山船——屋根船が通つて行く。なかには、御大家の旦那衆らしい男と、そのお妾らしい女と二人が睨ましさうに向ひ合つてゐるのだ。松五郎たちはその船を見て、どうだ

い羨しいじゃねえか、こちとら貧乏人はしようがねえ、いつまでたつても立つ瀬がねえや、あゝ世の中がうらめしくなつたなア、など、噂し合ひながら釜をなほして、屑屋にわたしてやる。いふまでもなく松五郎はその日ぐらしの貧乏人、そこへ屋根船を見たり屑屋と話し合つたりして、つく／＼自分の貧乏がいやになる。どうせ一生、一つ腹を決めて、でかい儲けでも企まうか、といふやうな氣持になりかけたその途端に、屋根船の籠がする／＼と上つた。松五郎 思はず瞳をおとすと、男女二人は仲好く酒を酌みかはしてゐる。その中男は財布の中からいくらかの金を取り出して、お母さんに何か好きなものでも買つてやれ、といふやうなことで、女にくれてやる。見ると小判で十兩ほどある。松五郎にとつて十兩は大金である。松五郎でなくともその頃の十兩である、へ々な貧乏人は一生寝てくらせる。松五郎の胸には、羨しさ、妬ましきの念がつき上げて来た。同時に

世の中の不公平に憤りをさへ感じて来た。そこで例の有名なセリフとなる。「かう見たところ江戸じゃねえ、上州邊の商人体だが、ハマでも儲けた金か、切ればなれのい、使ひぶり、あれじゃ女も自由になる筈、鍋釜掛けをしてゐちやア、生涯出来ねえあの榮耀、あゝあれも一生、これも一生」でんで、松五郎思入れよろしくあるが、これがかれの人生哲學の一轉換機で、やがて鑄掛け道具を川の中へドブんと投げ込み、片足を橋の欄干にかけながら、「こいつア宗旨を變へざアなるめえ！」とちつと川面を見下すところで幕になる。芝居の道具なんてチャチなもので、一尺程の欄干だから足もかゝるが、いかに何でも、兩國橋の欄干に足はかけられまいといふので、今の左衛次のお父さんからは、欄干の眞中のサンに足をかけることにしてゐる。がとにかく、松五郎は、遊山船を見て氣がかはつて、次の幕からは泥棒となつて出て来る。これ等が、善が誘惑に負て悪

に入つた場面で、誘惑の動機は享樂である。正直貧乏で享樂に飢えながら、有るかないかの暮しをしてゐるより、どうせ五十年の壽命だ、太く短く手つ取り早く世の中を送つて出来るだけ面白い目を見た方がいゝ、といふ氣持ちになる。その克己心に乏しい小人の氣持ちの變り目などが、この脚本にはよく出てゐる。そしてその時の屋根船の女が、後幕に絡んで来て、芝居が複雑なものになる。

(三)

次ぎの例としては、市村羽左衛門役の「十六夜清心」の芝居である。清心といふのは、もとは坊さんで、なか／＼の色男、これも後では泥棒になるのだが、最初にも女犯の罪を犯してゐる。大磯あたりのお寺でお小姓づとめをしてゐたときに、廓の女の十六夜といふのに馴染んでそれが露見して牢に入れられた。昔は坊さんが女と關係すると罪になつたものである。だがその中、牢から放免されて、

清心は非常に後悔する。女のことなどふつつり思ひ切つて、京都へ行つて一修業して、道心堅固な坊さんにならうとさかしくも決心したが、それでも多少後髪をひかれる思ひで、とぼ／＼と歩みながら、川端へさしかゝる。そこへ十六夜が丁度通りかゝる。かの女は、清心が放免になつたと聞いて、會ひたい一心で、廓を抜け出て来たのである。腹にはもう清元の子までやどしてゐる。芝居だから二人けうまくぶつかる。こゝんところ、清元の出語か何かで一寸フリがある。舞踊劇である。清心は十六夜のこととはふつつり甲ひ切つたつもりのところ、女の顔を見て哀情を訴へられたので、氣弱くも再たヨリがもどりがゝる。そこで二人は心中の相談をする。芝居では濡れ場でいろ／＼な色模様がある。で二人はつひに身投げをするが、死にきれずに離れ／＼に助けられる。十六夜の方は大寺庄兵衛といふ大泥棒に助けられるし、又清心の方は、根が漁師の子だから泳ぎが出来るで、たうとう兩國の百本杭の邊に浮き上つてし

まう。川では死ねない、何か刃物でもないかと、清心が濡れ身のまゝしばらくぼんやりしてゐると、そこへ寺のお小姓が甕りかゝる。お小姓、實は十六夜の弟である。かれは、姉の戀人の清心が放免になつたと知り、金をみつがうと五十兩の金を算段してやつて来たのである。然し清心もお小姓も御互に相手を知らない。その中、お小姓が舞臺でシヤクを起す。清心はそれを介抱する。その際フと、お小姓の懐の、五十兩の金に手がさわる。これが悪への最初のきつかけである。小判に手が觸れて、清心は、自分は生き返つたが死んだ十六夜の家でさぞ困るだらう、いつその金を……と、十六夜の實の弟とは知らないで、お小姓の財布を無理に盗み取らうとする。十六夜の弟は、やるまいとしてそこで立廻りとなる。でトゞお小姓を殺してしまふ。殺すつもりはなかつたが、段取りがさうなつてしまふのである。だが事實は強盜殺ハに相違ない。清心は根が坊さんのことだから、とてもそれを後悔して、フと

眼についたお小姓の刀をとつて、切腹しよう<sup>と</sup>と決心する。あはや切先を腹へ突き立てんとするその途端に、ポーンと時の鐘、同時にほかりと月が浮く。これが芝居のおきまりである。芝居のお月様は出沒自在で、用のある時は出て来るし、用のない時は引つ込んでしまふ。それも近頃は電氣仕掛けか何かでどうやら月らしくも見えるが、昔は白紙を丸く切り抜いて、その中に蠟燭を立て、おいたもので不完全至極なものであつたが、それでも見物はお月様だと思つて嬉しがつてゐたものである。——その月を清心がフと見上げて又氣がかはるのである。これが悪への誘惑の第二のきつかけである。今日かうして十六夜と心中したが死にはぐれひよんなきつかけでお小姓まで殺めてしまつたが、この場を知るものは、お月様とオレだけ！、誰れにも感付かれたわけではない。折角助つた生命をこんなところで捨てるのも馬鹿々々しい、といつたやうな、その邊やはり鑄掛松と同じ行き方で、人間僅か五十年、百まで生きる

のも三つで死ぬのも、みな持つて来た身の業だ、といふやうなセリフをいつて、「こいつアめつたに死にきれねえ！」と見得をきつて、そこでお小姓の死骸をボンと川へ蹴落し、これからはオレも泥棒だ！といふ氣持となる。すると好い工合に月が引込んで、雨が降つて来る。トそこへ、大寺庄兵衛に助けられた十六夜が、庄兵衛と一緒に通りかゝる。だが闇のことで、お互にそれと氣附かずにすれ違つてしまふ。そして清心は、鬼薊清吉といふ泥棒になるのである。

この脚本は、前の「鑄掛松」と同じく河竹默阿彌の作であるが、鑄掛松よりは段取りが巧く出来てゐる。前に一度犯罪をやつて、それを後悔して、女と一緒に身投げまでしたが、浮き上つてからお小姓の金に手がさはつて氣がかはる。それから更に、月を見て、度胸がきまる。悪の根ざしがすつかり腹の地についてしまふ。その悪への氣持ちの動き工合がよく描かれてゐる。見物も、何程これじや、

善人も悪人にかはるだらう、と合點する。ところでこの脚本は、親子の訣れや義理人情のしがらみといふやうなことも見せ場にはなつてゐるが、クライマックスは何といつても犯罪にある。善が誘惑にまけて悪へ落ちて行く、その氣の變り目、殺人といふことが興味の中心となつてゐる。そこまで引きずつて行つて、見物の心理をつかむのである。

(四)

では芝居では、悪をいかにして表現するか、悪人を善人と區別する扮装なり演出なりはどうであるか、といふ問題だが、これには昔からいろいろ方法がある。時代と悪の種類によつて、それ／＼にちがつた工夫を用ゐてゐる。清心の場合などは時代が新しいだけに、寫實で行つてゐる。普通の人と變らない姿で舞臺に出て来る。それが昔の時代物となると、寫實を離れて非常に象徴的なものである。實際社會には有り得ないやうな或る表現

形式を與ふることによつて、人に悪を感じさせるやうな方法をとつてゐる。いはゆる赤い面といふのがそれである。時代劇に出て来る悪人に、マトモな顔をしてゐるものは一人もゐない、必ずや眞ッ赤な面をしてゐる。いくら昔の悪人でも、あんなに赤ッ面をしてゐるわけではないのだが芝居では赤ッ面といへば悪人にきまつてゐる。舞臺に出て来るもので、顔が眞ッ赤なれば、悪の看板をかけてゐると同じことである。例へば「阿古屋琴責」といふ芝居がある。阿古屋姫を責めさいなんで、景清の行方を詮議する。詮議役が秩父庄司重忠と岩永左衛門であるが、岩永は檢事役で、敵役、そこで岩永の顔は眞ッ赤に塗つてある。たゞに顔ばかりではない、衣服でも髪でもみな悪を象徴してゐる。衣服など眞ッ赤な錦の袴をまといつてゐる。それに料までが誇張的で毒々しくて、悪人を想はせる。かやうに赤ッ面といへば、悪人にきまつてゐるのが歌舞伎劇の演出方法の特色である。赤ッ

面は、舞臺の上で何一つせずとも、一目で悪人と知ることが出来る。

ところがその赤ッ面も、歌舞伎劇では實は下級の悪人にすぎない。悪人は悪人でもまだ下ツ端の悪人で、その上手の最上級の悪人となると、顔が眞青である。顔一面青グマを取つた役者が舞臺に出て來たら、こいつ凄い悪黨と思はなければならぬ。例へば菅相丞の芝居に出て來る藤原の時平、この役者の顔が眞青である。實際の史實はどうであつたか知らぬが、芝居の方では、時平といへばこの上ない悪黨に取り扱つてゐる。クマ取はもと支那傳來のもので、顔の筋肉の工合を象徴したものであるが、その青グマが最大悪を表現することになつてゐる。最大悪といふからは、普通ワルとか性ワルなどいふのとはちがつて、多くは自分では手を下さずに、部下のものにやらせる。悪事も世間並の悪事ではなく、天下を狙ふ謀反人といつたやうなのがこの青ッ面に出て来る。青ッ面にくらべると、赤ッ面の方は、悪の位が低い。青ッ面の部下

として、その命令を奉じて悪をはたらくのである。同く芝居で寺子屋の幕の春藤玄蕃、この男は時平の家來だから赤ッ面である。青ッ面の時平の下役として、赤ッ面相應の敵役を演る。かやうに歌舞伎芝居では、上級の悪人と下級の悪人では一目で判別がつくことになつてゐる。

今日から見ると、馬鹿々々しいやうにも考へられるが、しかし考へやうではなか／＼興味深い。今日でも、狂言によつては盛んに使はれてゐる。外國人などは、かうした象徴的な演出方法を非常にほめてゐる。簡明で、含蓄がある、といふやうなことをいつてゐるが、たしかに歌舞伎劇の特色の一つである思ふ。しかし時代の新しい鑄掛松や清心などは、さういつた歌舞伎の傳統からはすつかり離れて、全くの寫實になつてゐる。着つけなどに多少のキメがないでもないが顔を青く塗つたり、赤く塗つたりすることはない。

(五)

昔の芝居に出て来る泥棒では、袴垂保輔とか石川五右衛門とかいふ大立者をはじめ澤山にあるが、昔の泥棒はどうも望みが大きい。普通の盗みかたりなどには手を出さないで、同じ盗むなら天下を盗むといった謀反人型の大泥棒が登場して来る。石川五右衛門の如きはその代表的なものであらう。石川五右衛門といへば今日でも大泥棒の代名詞のやうになつてゐる。天下取りの秀吉の館に忍び込んで秀吉を殺さうとする。捕へられて四條河原で釜煎りになるまでの段取りは、いかにも大盗らしく、世にもすばらしいものである。「山門五三桐」といふ狂言は、この石川五右衛門を、英雄的謀反人に仕立て、大きいところを見せてゐる。山門といふのは京都南禪寺の山門で、その上に五右衛門が住つてゐるのだ。何の爲めに山門なんかに住つてゐるのかすこしも判らない。しかもその五右衛門の扮装こそは世にも奇抜なものである。尤もこの狂言では、五右衛門を悪人として取扱つてゐないから、顔だけは眞ッ白である

が、扮装に至つては、さながらに悪人を表現してゐる。先づ頭は例の百日鬘といつて、煙突の筒掃除見たいな逆毛のポツ／＼と立つたやつ、まさか百日刺らないでゐてもあゝまでは伸びまいと思はれるが、とにかくさういふ頭をしてゐる。そして幕のやうに太い眉毛をぐつと上へ引いてゐるが、とても人間のものとは思へない。その着つけといふのが又大へんなもので、ウンと綿の入つた天鷲絨のドテラを着て、その上に御丁寧に錦のドテラを羽織つてゐる。昔にも今にも、そこらには見かけない異様な風俗である。その異様な風俗をして、山門の中に悠然と胡坐をかいて、煙草をスバ／＼吸つてゐる。今時そんな異様なものがそんな格好をしてゐようものなら、すぐに捕まつてしまふのだが、芝居だから捕まらない。山門の横には、櫻の花が今をさかりと咲きほこつてゐる。随分丈の高い櫻の樹である。山門といふのが又、芝居では大層なもので、朱塗りの金ピカである。私がかつて、南禪寺へ行つてその山門を見

たことがあるが餘りきれいなものではない。黝ずんで半ば朽つてさへゐた。がとにかく芝居では、見た眼に派手なもので五右衛門がその櫻の花を眺めながら、いゝ気持ちで、例の「絶景かな／＼」とやつてゐるところは、見物こそ「絶景かな／＼」といひたいところである。かやうにすべての演出が、非實在的で、象徴的效果をねらうてゐるところが、昔の大泥棒の扱ひ方の一つの特色である。その中舞臺の中期がセリ上げとなつて、秀吉が出て来る。しかも巡禮姿で出て来る。秀吉が巡禮をしたといふ話はありません。聞きかたなのであるが、どうしたわけか巡禮姿になつて出て来る。浅黄繻木の着つけに浅黄の頭巾をかぶつて、手に杓を持つてセリ上つて来る。年若い、男である。あれが「猿」だなんてとても思へない。体がきまると、五右衛門を見上げてかの有名な「石川や濱の眞砂はつきるとも世に盗人の種はつきまじ」の歌を詠み上げる。そこで五右衛門はさては自分の素性を見あらはされたか、と、小柄を抜

くなり、秀吉目にかけて「えいッ」と投げつける。トそれを、秀吉は、持つてゐる杓で、發止と受けとめる。そして「巡禮に御報謝」とやつて暮になるのである。だがこれはどうも理窟に合はない。現實性の甚だ乏しい、むしろグロテスクともいふべき誇大の演出法であるが、時代劇の泥棒は、何れもこの調子で舞臺に現れて来る。

(六)

それが近世になると、日本駄右衛門、鼠小僧などいふやうな寫實的な泥棒が登場して来る。これ等は石川五右衛門などに比べるとグロテスク味も少し、象徴味も乏しい。日本駄右衛門の方はやゝ古典味を残してゐるが、鼠小僧などになるとすつかり寫實的である。今から二百年程前に、日本左右衛門といふ大泥棒が、日本國中を荒し廻つてゐた。この泥棒は、前身が濱島庄兵衛といふ大阪の侍であつたが、大阪で「東海道茶屋娘」といふ芝

居を見てゐると、日本左右衛門といふ泥棒が出て来て大さうな仕事をやる。そこで庄兵衛は、こいつは面白い、おれも一つ泥棒にならう、といふので、名も同じ日本左右衛門と名乗つて、大ぜいの手下を有ち、濱松、名古屋を中心に日本國中を股にかけて、荒稼ぎをして廻はる。芝居では日本駄右衛門といつて、「白浪五人男」の頭目となつてゐる。白浪といふのは、歌舞伎では泥棒のことで、浪が一度寄せて来て、再た引いて行く際に、そこいらのものをみなかつさらつて行くのにととへて、こんな名が出来たものだといふが、白浪物といへば泥棒の芝居を意味するのである。五人男といふのは、右の日本駄右衛門を年頭に辨天小僧、忠信利平、赤星重三、南郷力丸の五人のことで、何れも兄弟分の泥棒仲間である。芝居では、件の五人の泥棒が向島邊の土手で勢揃ひをやる。泥棒の勢揃ひも異なものだが芝居では大向うを唸らせる場面である。遠に日本駄右衛門は、仲間う

ちでの頭分だけに、頭など時代が、つた百日鬘をふり立て、ひどく、眼みを利かしてゐる。雨でも降つてゐるのか五人共雨傘をさし、傘には、てん／＼の名前が大きく書き出してある。これでは、オレたちは泥棒だぞ、とわざ／＼吹聴してゐるやうなもんだが、とにかく見た眼には賑やかな風景である。扮装も派手なもので、お揃ひの浴衣姿だが、日本駄右衛門のは船と碇を大きく染め出し、辨天小僧のは蛇のもやう、赤星や忠信はきれいな若い男、南郷は赤ッ面と、それ／＼の個性を出して、舞臺の上にズラリと立ち並ぶ。トそこへ大ぜいの捕手が立ち現れて来て、十手を振りかざして、躍りかゝらうとする。五人のものは、ピクともせず、てん／＼に自分の名を名乗つて、勝手なお詫を並べる。芝居の方ではこれを「ツラネ」といつてゐる。この「ツラネ」は人口に膾炙されたもので、日本駄右衛門の「知らざアいふて聞かせやう」から、どん／＼に控えた南郷力丸の「

念佛ぎれな南無力丸」まで、悠々とやつてのける。しかもその長い渡りゼリフの間、捕手たちはすました顔して待つてゐる。芝居でなければいけないことだ。名乗りがすむと立廻りとなつて、捕手だけは追ひちらされてしまひ、五人の泥棒は悠々と引揚げて行くのである。

(七)

鼠小僧となると一層近代的で、寫實味が勝つてゐる。舞臺に出る鼠小僧も本モノの鼠小僧もたんと變りはない。鼠小僧といふのは實際にゐた泥棒で江戸の町を荒してゐたが、天保二年にお處刑になつた。この泥棒が芝居では義賊といふことになつて、今日に至るまで人氣を呼んでゐる。同じ泥棒をするにも、町人や貧乏人の家へなどは決して入らない。大ていは大名屋敷へ忍び込んで、御金藏から金を盗み出し、これを貧乏人へ施してやる。實際の鼠小僧はそんな人間ではなく、普通の泥棒にすぎなかつたんだが、

芝居では、まことに同情心の厚い人間味豊かな泥棒になつてゐる。だから舞臺では、悪人でなく、善人として取扱はれてゐる。かれは大名屋敷の辻番のおやち金をやつたり、心中しようとした若旦那と藝者に金をくれて危いところを救つてやつたりしてゐる。ところがその金が生憎と極印金だつたので、足がついて、辻番のおやちも藝者も番所へあげられる。それを鼠小僧が聞いて。オレのお蔭で無實の罪を衣てゐる、氣の毒なことだ、こいつア助けてやらにアならない、とて、自分から罪を名告つて出るのだが、多くはこの類で盗みこそすれ、俠氣満々の男に出来てゐる。そこで見物は、手もなく鼠小僧に同情し、又禮讃さへする。見物心理を當て込みの芝居には、悪人も必要だが、同情すべき悪人も必要だつたのである。悪人といふと舞臺では、多くは、憎まれ役で、見物からもどうかすると「引込めー」など、聲がかゝるのだが、鼠小僧は、悪人でゐて、舞臺の人氣

ものとなる、とてもい、役である。こんな役を舞臺で演らせるのも一つは役者の關係から來てゐるのである。一体泥棒役を演ると、その舞臺の泥棒が見物から憎まれるばかりでなく、その役を演つてゐる役者までが憎まれることになる。ところが例へば、菊五郎、羽左衛門といった千兩役者になると、そんなことで人氣をそくねてはならない。だから、泥棒役を演るにしても、見物に同情されるやうなものにしとかなないと、第一當の役者が承知しない。今でもさうだが昔は役者本位で、脚本は役者を目安に、又役者の注文で書いたものである。だから鼠小僧のやうな、悪いこともするが善いこともして見物の同情を惹きつけるやうな人物を登場させて、それに扮する役者の人氣をそくねないばかりか、却つてそれを煽り立てるやうな仕組にしたもので、役者本位の見物心理に訴へるため、昔の脚本作家はみなさうしたものである。お蔭で實際にはゐなかつた「義賊」といふやうな人

氣のある泥棒が舞臺での呼び物となりそれが今日までも、何か知らぬが民衆の寵兒の様になつて残つてゐるのである。右のやうに、芝居の泥棒の取扱ひ方にも二通りあつて、袴保輔、石川五右衛門は勿論、日本駄右衛門あたりでも可なり象徴味の勝つたものであるが、鼠小僧となるとすつかり寫實的となつてゐる。

(八)

芝居でする犯罪の一つにカタリがある。即ち詐欺である。同じ詐欺でも、その詐欺であることを見物がハナから承知してゐる場合と、承知してゐない場合とがある。例へば、天一坊などの芝居は、詐欺の中での大モノで、見物は最初からカタリだといふことを承知してゐる。何しろ天下を横取りしようといふカタリだから、仕事が大が、りである。この脚本は満史の假作ではなく、これに似た事件は事實あるにはあつたので、實録では、源氏坊天一といふ山伏が將軍の御落胤と

いふ觸れ込みで乗込んでいつたのを、品川の伊奈半左衛門のために、ニセモノと看破されてしまつた。この事實を脚本したのだが、芝居では大岡越前守の手柄になつてゐるが、越前守とは時代もちがつてゐる。しかし芝居の方では太岡越前守と天一坊とは不離の關係にある。天一坊はもと法澤といふ小坊主であつたが十七八の頃、日頃世話をしてゐるおさんといふ婆さんに、よく酒を持つていつてやつたりした。婆さんの方でも、孫が生きてゐたら丁度お前さん位の年格好だらう、など、いつて大へんに可愛がつてゐる。で、ある雪の降る日に、法澤が酒を持つていつてやると、婆さんは酒を飲みながら自分の秘密をしゃべつてしまつた。以前おさん婆さんには一人の娘がゐて紀州様の御家老伊藤將監のお邸に奉公にあがつてゐた。處が八代將軍(婆さんの話してゐる當時の將軍)はもとく紀州から出て將軍職についた方だが若い頃には家老の伊藤の邸で育つた人でその

時、同邸の腰元であつた婆さんの娘に御手がついて、懐妊、そこで娘は、親元へ下げられたがその時、若様から御墨附が下つた。生れた子が男子だつたら、必ず然る可く取り立て、やるから訪ねて來い、といふわけで、御墨附と一緒に三ツ葉葵の紋のついた短刀一振を賜はつた。月満ちて、娘は玉のやうな子を生んだが、不運にもすぐ亡くなつてしまひ、ついで娘も死んでしまつた。おさん婆さんはすつかり氣落ちして、それから食べるにも困り、法澤のゐるお寺の近所へさまよひ出で、近所の情けでやつとその日くをすごしてゐる有様だが、その時の若様が今は時めく八代將軍、孫さへ生きてゐれば、と酒の上での愚痴まじりに、さういへば、顔までがお前さんに似てゐる、など、法澤にいふのである。この物語を聴いて、法澤の氣がかはる。もとく頭のはたらく法澤であるから、顔まで似てゐるといふ自分、一つその御落胤で賣り込まう、との謀反氣を起すのであ

る。そこで手始めにおさん婆さんを絞め殺して圍爐裡へ蹴込み、焼死したやうに見せかけ、證據のお墨附と短刀とを盗み出して、お寺へ歸る。その上自分もこの世にゐなくなつたものと見せねばならぬので、自分を知つてゐる師匠の感應院を毒殺し、下男の久助を下手人のやうに見せかけ、自分はその場を逃げ出す。すると芝居は都合よく出来たもので、丁度、その時久助が下女と密通して逃げ出したので、久助に嫌疑がかかる。法澤は諸國修業に出るとて、村人に送られて出發する。そして巡禮姿で再び村へ戻つて来るが、その際犬を殺して、その血を自分の負づるになすりつけ、久に殺されてしまつたやうに装ひ、自分の存在を否定して、打扮をかへて木曾の山中へ逃げ込む。するとそこには、山内伊賀介といふ浪人がゐて、出が公卿の家来だけに有職故實にあかるい。そこで二人は、腹を合して陰謀を企み、いよく、八代將軍の落胤といふ觸れ込みで、お墨附と短刀を

携へ、自ら天一坊と名告つて、江戸へ乗り込むのである。將軍家でも、言はれて見れば覺えのあることであり、殊に實の子とあつて見れば、會ひたいには會ひたい。たゞニセ物だと困る、といふわけなんだが、そこは例の山内伊賀介といふ軍師がついてゐて、抜かりなくいろ／＼と智恵を廻らすので、殆んどヤマがあたりさうになる。だが、大岡越前守は、こいつ怪しいと見て、紀州へ家来をやつて調べさせる。なが／＼判らなかつたが、紀州では久助が無實の罪で牢に入つてゐる。そこからたぐつて見ると、どうも法澤が臭い。だん／＼洗つ見て、法澤にちがひないと判る。元來、越前守は、松平伊豆守に向つて、ニセ物だと言明し、探査の期間十日間を請ふたのだが、その當時のこと、早駕籠を飛ばしても、紀州まで出張するのだから、途中の往復だけでも五六日はかかる。十日は經つた。が使者は歸つて來ない。越前守は申譯のために切腹をしなければなら

い。で席を設けて、切腹の用意をする。このところ、妻子三人が絡んで、チヨボにのつて愁嘆場がある。するとノハヤ切腹といふその間際に、「しばらく／＼」の先聲で早駕籠がかけつける。芝居はうまく出来てゐて、愁嘆場で、くどく／＼愚痴を並べてゐたお蔭で、危い所で駕籠が間に合ふのである。證據はすつかり揃つた、もう大丈夫、と大岡越前守は、自分の役宅へ天一坊を呼んで、いよく將軍家へ御對顔の運びとなつたから、御召物を差し上げませうといつて、つゞらを渡す。開けて見ると中には犬の血の附いた負づるが入つてゐる。天一坊、さては、と思つたがもうおそい。手もなく縛られてしまふのである。

(九)

天一坊などはカタリのうちでの大モノであるが、それ程にはない世間並みのカタリも、芝居には澤山出て來る。例へば前にいつた白浪五人男の日本駄右衛門や

辨天小僧などがそれである。辨天小僧といふのは、自分でもいつてゐる通り、江島の岩本院の稚兒上りで、女にでもして見たいやうな若いきれいな男である。そこで芝居する濱松屋のユスリ場だが、この不良、虫も殺さぬやうな艶かな娘に化けて、南郷力丸をお伴に仕立て、濱松屋といふ呉服屋へ買物に出かける。この時辨天小僧は、他店で買つて來た半襟を、澤山並べ出された品物の中にそつと交ぜておくのだが番頭は氣附かない。さうしておいてニセお嬢さんは、悠々とそれ自分の懐へ押し込む。それを番頭が見つけて、こいつ万引め、といふので、イキなり押へつけ、算盤で頭を打ち、傷をつける。ところが調べて見ると、半襟には他の店の符牒がついてゐる。さア、南郷力丸の家来が承知しない。大事なお嬢さんに傷をつけられ、自分は切腹しなければならぬ、この仕末をどうつけてくれるのだ、と強面に出る。結局百兩ゆすつて歸らうとするがその時、奥から一人の侍が出て來て、二人を呼び止め、その女は男だらう、と星をさす。辨天小僧は、さては見破られたかといふ見得で、

片肌脱ぎとなつて、フテくされをいふ。店からつき出してくれなど、イヤがらせをいふ。堅氣の店ではそれがイヤだから、十五兩やつて二人を歸してしまふ。かうなると奥から出て來た侍はい、顔で、店のものから有り難がられ、先づ奥の間で一杯とたらふく御馳走になつた上歸るとき主人からお土産にと反物を差し出す。すると侍は、反物ではなく、現金をくれ、といふ。主人がどれ程、と訊くと、この家の有り金を残らず寄越せ、と頭巾をかなぐり捨てた侍はと見ると、何のこと、こいつが百日鬻の日本駄右衛門である。辨天小僧の兄貴分の大泥棒である。つまり手の込んだ二重のカタリで、主人が、え、ツと吃驚する途端に、先刻歸つた筈の辨天小僧や南郷力丸などがどや／＼と出て來て、有り金をみな出せ、と抜き身をつきつけて脅迫する。結局主人は千兩箱を二つ持つて來て、これで歸つてくれ、といふが泥棒達は歸らない。それもその筈だん／＼訊いて見ると、辨天小僧は實は濱松屋の息子だつたのだ。濱松屋の主人が若い時分に、江ノ島へ遊びに行つたとき連れて行つた自分の子供を

見はぐつてしまひ、誤つて他人の子供を抱いて歸つて來た。以來その他人の子を自分の子として育て、來たがそれが現在のこの家の息子である、見失つた子供は岩本院の稚兒に拾はれたがそれが當の辨天小僧である。そして妙なことに、濱松屋の現在の息子は、實は日本駄右衛門の實子だつたといふことが判つたのである。さうなると、いかな悪黨でも、わが子の育ての恩といふものがある。そこで日本駄右衛門は、主人に詫び入る。主人は、主人で、わが子が泥棒仲間に入つたことを嘆く。トそこへ捕物の太鼓が鳴りひびく。泥棒達は、はつとした様子で引き上げてしまふ。そして次ぎの幕が前にいつた勢揃ひとなるんだが、こんなに人情晰めいたりするんだがこの芝居の中心はやはりカタリにある。男が女装してカタリに行くところがヤマである。しかしこのカタリは天一坊の場合とちがつて、カタリの底企みが最初見物には判つてゐない。片肌脱いだり、頭巾を捨てたりしてやつとその仕掛けが判るのである。カタリの筋にもかうした二通りがある。

# 刑務所建築の回顧(下)

白井勇松

## 四 甲府監獄建築の部

明治三十九年度より三ヶ年の繼續工事として改築に着手したる甲府監獄の工事は、一ヶ年を経過せるも工事は遅々として一向に進まなかつたのである、明治四十年の春に至て建築着手當時よりの典獄佐藏光二氏は交迭して、青森より典獄渡邊武直氏が轉任し、鋭意工事の進行に努められたのである。長崎監獄建築工事が明治四十年三月を以て大体竣成し僅かの残工事がある丈けとなつて、司法當局より私に甲府に轉し工事主任として渡邊典獄を補佐し、兎に角建築の秩序立つて進行の出来る様努力せよとの内命があつて私は大分長い間建築に苦勞して居るから建築を離れて仕事をさせて貰ふと思つて居つた矢先き、内心一寸躊躇したのであるが、國家の爲めに捧げし身なれば、殊

に長くなくとも宜しい、秩序立つて工事の進行が出来、一通り差支なきに至るまでの間と云ふ内交渉であり、旁以て上司の命に従て動くべきであると考へて之をお受けし、明治四十年六月甲府監獄に轉勤を命ぜられ、同監獄に赴き工事主任を命ぜられ、次で第三課長を命ぜられて、同監獄の建築工事は勿論、他の事務にも執掌したのである。私が同監獄に赴任して驚きたるは囚情の亂雜と遇囚の甚しく秩序立たざることであつた。建築工事の爲め經驗ある職員と受刑者とを、他の監獄より轉勤及移送を行つたのであるが、工事の爲めに移送せられたる受刑者は一の優越感を抱き横暴の風ありて、何監獄組と云ふが如き一の悪習風を成し、互に他の受刑者を煽動し、或は食糧に苦情を唱へ、或は戒護上等種々苦情を唱へ、多數の勢力を以て騒々しき舉動に出で、其

目的を達せんとするが如き惡風を醸成し職員の指揮命令に従はず、時々反抗するのであつた。

私は甲府監獄の工事が遅々として進行せざりし理由を推考するに

- (一) 建築敷地の選定が種々の事情のあつた譯であらうが、市の東端なる水田を買取したものであつて、其埋立と基礎工事の容易ならざること。
- (二) 其埋立に要する土砂を市の西端を流る荒川より受刑者をして運搬せしむること。
- (三) 建築は大体に於て甲府市の北方なる俗に圓光院山と稱する山より、石材を切り出し石造とする計畫であつて、我々が調査したる所に於ては其石材は脆弱にして建築用材としては、或る特殊の部分に用ゆることは格別として、建築の用に供すべからざる極めて不適當のものであつたこと、其運搬には特殊の方法を講せざるべからざること

### (四)

移送受刑者の反抗や反則に没頭せざるべからざる有様にて一般に秩序が自然紊れ、遇囚上にも事務處理上にも甚しき姑息手段、及怠慢濫滯があつたこと。

### (五)

斯くの如き有様なる爲め職員は勤勞劇しく其反動として自然情氣を生じて居つたこと。

以上の如きが主なる理由と思はれたのであつたから根本的に之が方策を立てて秩序の回復と工事の進行方法を講ぜざるべからざることを、渡邊典獄と共に相談し、司法當局に具申して、石造に代ふるに煉化石造を以てする見込を立て、敷地附近畑地の土を物色せるに、煉化石に用ゆべき適當のもの見當りたるに付、試みに之れを以て煉化石を焼きたるに至極適當なる品質のもの出来し、而かも原價僅かに一本金貳厘位にて製作し得る見込が

立ち、又基礎工事に用ゆべき石材として堅牢なる石材を眞近の舊城趾麓より切り出し得べきことを發見し、縣當局に交渉して、無償採取のことに爲し、斯くして司法大臣の承認を得て石造を煉化石に設計變更を爲し、圓光院山に使用せる受刑者の勞力を、荒川よりの土砂採取と煉化石製作に振向け、受刑者の勞力を大に無駄なく使用することに改め、私は千葉監獄より移送の受刑者にて最も不良視され居つた受刑者の大多數が、私の千葉監獄に在勤當時建築工事に使用せし者であつて、私を能く知て居り且つ又千葉にては決して不良囚ではなかりし者であつて甲府監獄の現状より彼等を驅つて不良囚と爲したる如き有様なるを認むるのであつたから、私は彼等に大に訓戒を與へて斷然其態度を改めしめ、お前等が模範を示さば他の監獄より移送の者も之れに見習ふべきであるからと大に諭して、其態度を一變せしめたので、自然他監獄より移送受刑者も漸次惡風を脱するに至り職員の勤務法に付ても、渡邊典獄に獻策

して大に改良し秩序立ちたる方法に改め食糧も豫算の範圍内に於て出来得る丈け改良し、全く舊來の惡風を一洗するに至り、工事は駭々として進行したのである。又從來の狀態は市民にも甚だ宜しがらざる感情を與へたのであつた様であるが、爾後は市民にもが感を與へた様であつた。

次には飲料水の問題である、甲府市は水の悪しき土地であつて、飲料用の水は荒川附近より湧出する清水を、一荷何程と稱して買て飲用し居る有様であつた。監獄では井戸を數ヶ所堀つたが何れも數間にて水は出づるも忽ちに涸渴してしまふのである。又水質も惡いのである。依て試みに堀抜井戸を掘ることに決したのである。甲府市に於ては從來屢々堀抜井戸の掘を試みたのであつた由であるが、何時も失敗に終つた歴史を持つ居ると云ふことを聞いて居つた。併し監獄は指導者を備入る外受刑者を使用するのであるから、氣長く成功を期せんとする積りである。幸に千葉より轉勤の看

守部長や受刑者には、其經驗を有する者があつたので氣長く之れに當らしめたのである。堅固なる磐層を突き抜くに多大なる困難を見たのであつたが、天も其熱心と努力とに酬ひたのであらう、遂に之れを突破して數十間に及び、凄然として清水が地上數尺に噴出したのである。實に其時の愉快は言語に盡くし難かつたのである。其噴出せる水は清冽にして飲料に適し、一晝夜の噴出水量は數百石に及び、其井戸一ヶ所にて有り餘るので他に掘鑿の必要もなく、甲府市の一名物として稱せらるるに至り、永久に歴史的に傳へらるべきものであつた。私は甲府監獄に在勤すること僅かに十ヶ月であつて、其後甲府市に水道が出来たので、其掘抜井戸は珍らしくもないことになつたのであらふが、其井戸は歴史的に永く輝くものであると思ふのである。

私の甲府監獄への轉勤は前にも述べたる如く建築工事の秩序立つて進行する様になるまでと云ふので、初より長くと云ふ次第ではないのであるから、建築工事も最早秩序立つて進行することになつたのである爲め、甲府監獄在勤十ヶ月にして明治四十一年三月司法屬に轉任、司法省監獄局獄務課勤務を命ぜられたのである。私が轉任の辭命を受くるや其翌日逃走事故が出来、其れから幾日ならず私の出發前に亦逃走事故が発生したのであるが、私の司法省着任後に於て受刑者の一部に騷擾めきたる事故が発生し看守中にも不平分子の怠業的行爲があつて、甚だ遺憾なることに思ふたが、不穩受刑者の嚴罰や他監獄への移送や、不平等看守の罷免等刷新が行はれ、爾後は著しき事故なくして工事は進行したのであつた。建築費も二十數萬圓であつたが、我々の關係する前の状態にては建築費豫算に大なる不足を告ぐるであらうとの大懸念があつたのであるが、石造計畫を煉化造に變更し、基礎工費用の石材を別に採取することが出来、大に費用を節減することが出来たので結局建築費の不足を見ることがなくして竣功することが出来たのである、當時の典獄たりし故渡邊典獄の苦心と勤勞

とは、實に容易ならざりしものがあつたのである。明治四十五年三月同監獄の落成式の時、私は長野監獄典獄であつたのであるが、其工事關係者の一人として案内を受け其落成式に臨み、工事に從事せし苦心の跡を追憶して其立派なる竣成を祝福したのであつた。(渡邊典獄は後、前橋典獄に轉ぜられ其後退職して悠々自適の境地に在られ、先年故人となられたのである)

五 浦和監獄川越分監(現川越少年刑務所)改増築の部

私は大正二年四月長野監獄典獄より浦和典獄に轉勤したのであるが、私が浦和監獄に赴任した際には、其分監であつた川越分監は全部木造で、外塀が前年暴風の爲め一部分が崩壊、大部分が半壊倒壊に至つたので、鐵筋コンクリート塀に改築する事になつて、其工事中であつたのであるが、其工事は年々の部分工事として二、三ヶ年に亘つたのである。川越分監は舊刑法當時懲治人及び少年囚を取

容することになつて、北海道に於ける監獄の伐採木材を使用して改築し、僅かに四、五年に過ぎざりしものなるに、木材の乾燥せざりしものを使用した關係と工事施行方法の甚だ不完全なる爲め、外塀の如きも其腐朽の度を早め、監房其他各建物に著しき差狂を生じたのであつて外塀の如きは暴風雨の爲め大被害を受けるに至りたるものなるが、右の如き關係上大修繕を要するのみならず、感化院式の處遇方針の下に設計せられた爲め、監房の大きさは四十疊敷や十八疊敷と云ふが如き廣さを有する房室が多かつたのであるから(感化院式に處遇したる當時の模様も私は聞知して居るのであるが、其利益よりは弊害の多かりしことは事實であつて、其弊害を矯正する爲め後日容易ならざる手段を要したのである。他日歴史的記述でもする場合には我々の傳聞して居る感化院的處遇事實の一端を一言する必要があると思ふも、本記述には關係なきものに付記述しない。)獨居房などは極めて少いので、私の前任典獄時代には

少年監として多少の改修を爲したとは云ふものの甚だ處遇上困つたのである。斯くの如き大監房である爲め、嘗ては房内に同囚の絞殺事件なども起つたことがある事實も聞知して居るのである。外塀の改築に引續いて現監房の改築及獨居監房の大々の増築を爲すことに司法當局にて定められ、年々の部分工事として、私の浦和赴任後四年間に亘つて面目一新の改増築を行ふたのである。其れに尙一つ困つた事は夏季に至ると井水の不足を見るのであつて、之れには非常に悩まされたのである。依て堀抜井戸の掘鑿を試んと欲して調査したのである。川越町(現川越市)附近の稍低地なる村落にて、堀抜井戸を數ヶ所に掘鑿して噴水して居るものあり、又川越町内某會社構内に堀抜井戸があつて、現に噴水して居るのである點より推考するに、分監の敷地は其れ等より稍高き土地ではあるが、噴水の望ありと思料せらるるので、當時前に甲府監獄建築に従事して、同監獄の堀抜井戸の事を熟知して居れる看守部長一

名と同様關係の管轄授業者一名と居つて、別に當業者を備入れずとも大体受刑者を指導して従事し得べき見込があつたので、尙更ら都合の宜しき様の關係であつて、受刑者の勞力の外は僅か許りの費用にて試み得らるる次第である爲め、司法大臣の承認を得て之を掘鑿し始めたのである。最初は建築工事従事の成年受刑者をして之れに當らしめたのであるが、數回中途に於て種々の故障に遭遇し掘り直しも二、三回行はしめ、私は飽くまで堅忍不拔の精神を以て之れを貫徹すべく、分監長と共に大に努力したのであるが、遂に成年受刑者は倦怠して工事の進行が遅々たるものであつたから、寧ろ少年受刑者に忍耐力和勉勵刻苦の修養練磨を爲さしむる爲め、少年受刑者をして之れに當らしむべく決し、成年受刑者を罷めて少年受刑者に従事せしめたのである。少年受刑者も矢張り中途に於て故障に遭遇する爲め、掘り直しを爲す等のことにて遂には倦怠の念を生じたるも、大に督勵し、後には指導者中に専門技術者一名を

備入れ、分監長以下直接の指導者は勿論  
 教誨師、教師等も之れを勵まして愈成功  
 したのである。當時の分監長は現京都刑  
 務所長長谷場典獄であつて氏の苦心努力  
 は容易ならざるものであつた。其成功は  
 氏及其部下にして監督指導の任に當りた  
 る諸氏に負ふ所多大であつたのである。  
 私は徹底的に事を爲すことを信条とし  
 て居り部下にも常に其事を申して居つた  
 のであるが、分監職員も受刑者も此鑿井  
 には倦怠して居り、餘りに長いのである  
 から見込なしと断念した方がまつぱりす  
 まいかなどの念を起し、私に其噴水を見  
 る二、三日前にも相談があつたが、私は  
 今含水砂の層に達したのであり、又格別  
 の故障に遭遇した譯でもないのであるか  
 ら、今一週間許り繼續して其砂の層の續  
 く模様を見やう、今此處で廢止するは三  
 年有餘の苦心を無意義たらしむるもので  
 あると言ふて激勵を加へたのであつたが  
 其れより二、三日の後即ち大正七年七月  
 二日拂曉俄然噴水したので、同日早朝私  
 の所に電話で報告があつた。私は直に川

越分監に出張して之れを實見し、大に喜  
 び分監長以下職員及従事受刑者と共々祝  
 福し、職員にも受刑者にも大なる實物教  
 訓を得たる點より忍耐と修養の大に必要  
 なることを説示し、爾後の少年受刑者處  
 遇上には、一の現實教材が目前に在るを  
 仕合せとしたのである。當時の監獄局長  
 谷田博士（現大阪控訴院長）は、其成功  
 を大に喜ばれて「成功の與ふる教訓と愉  
 快」とて大に教訓的の談話を爲され、當  
 時の雜誌紙上にも之れを見たのである。  
 此堀抜井戸の掘鑿に着手したるは大正  
 四年四月であつて、成功は大正七年七月  
 である。此間三年三ヶ月の歳月を費やし  
 堀り直しを爲すこと五回に及び、最後に  
 成功したる井戸は實に掘進百二十間半で  
 あつて、清水の噴出すること地上六七尺  
 にも及んだのである。尤も其成功したる  
 井戸としては一年九ヶ月で成功したので  
 ある。水の湧出量は一晝夜約二百六、七  
 十石であつて、分監用及官舎用に充當し  
 て餘りあつたのである。之れにて夏季如  
 何に早魁に遭ふも、湯水の心配なきに至

つたのである。  
 川越分監は前にも述べたる如く私の浦  
 和赴任當時は建物が甚しく不完全である  
 有様のみならず、作業の如きも大切の發  
 育期中に在る少年者を指導するに相應は  
 しいものは微々たる者であつて、大部分  
 は受負業である。經木細工に従事せしめ  
 て居つたのである。私は身神開發の上よ  
 り農工業を盛ならしむべく、先づ山林、  
 原野數町歩を借り入れて、之れを少年受  
 刑者數十名の手依り開墾せしめ、後ち  
 引續き農業に數十名を使用して、農業實  
 科の教育を施し、又大工、指物、印刷、  
 洋裁縫、鍛冶等の業を盛ならしめ、更に  
 瓦製作の作業を起し、又虚弱者の爲めに  
 は毛筆工等を起し、作業状態を一變し、  
 一面には累進制の處遇を行ふたのであ  
 る。  
 六 山口監獄岩國分監（現岩國少年  
 刑務所）建築の部  
 私は大正十年七月浦和監獄典獄より山  
 口監獄典獄に轉動したのであるが、當時

山口監獄の分監たりし岩國分監は、中國  
 及四國の一部少年受刑者を收容して居り  
 改築工事中であつたのである。岩國分監  
 は大正四年度七月より改築工事に着手し  
 部分的に改築して五ヶ年度を以て終了の  
 筈なりしが、世界大戰の影響を受け大正  
 十年度に及んだのであつて、大正十一年  
 六月全く竣功するに至つたのである。實  
 に七ヶ年の星霜を費やしたのであるが、  
 私は僅かに最後の約一ヶ年之れに關係し  
 たに過ぎないのであつた。要するに最後  
 の仕上を爲したのである。工事の竣功す  
 るや大正十一年六月二十五日を以て落成  
 式を舉行したのであつて、司法省より大  
 臣の代理として岩村參事官（現名古屋地  
 方裁判所檢事正）が臨場せられたのであ  
 る。落成式と共に釋放者保護事業の講演  
 會をも開催したのである。岩村參事官、  
 和田山口地方裁判所檢事正（現大阪地方  
 裁判所檢事正）及私の三人が講演したの  
 である。此の落成式の舉行と保護事業講  
 演會とに依て、當地方一般の人々に大に  
 監獄の理解と保護思想の宣傳が出來たの

であつた。岩國分監長として私と共に工  
 事に關係したるは典獄補兒島三郎氏（後  
 典獄に昇進、宇都宮刑務所長を最後とし  
 て退職）がある。兒島氏他に轉動後即ち  
 竣功に近き少しく前より落成式舉行當時  
 關係したるは典獄補井上金次郎氏（後多  
 獄に昇進、高松刑務所長を最後として退  
 職）であつた。  
 岩國分監は十八歳未満者と二十歳未満  
 者とを、別區域に收容する方式に設計せ  
 られて建築したのであつた。同分監に於  
 て井上分監長となつて後、氏の熱心なる  
 指導と分監保健技手の意見で、少年受刑  
 者の体質改善に大に力を盡くし、私に相  
 談があつて、体操は、夏季は胸部及背部  
 を直接日光に晒らし、其他の季節に於て  
 も可成日光浴式の体操を行ひ、大に少年  
 受刑者として多き乙種以下の体質を甲種  
 に進むるに至つたので、從て精神の緊張  
 を見るに至つたのである。  
 改築の最後に於て設計變更の認可を得  
 て、拘留監を、裁判所隣接地を購入して  
 之れに建築し、少年監獄内には刑事被告

人を拘禁せざることに爲したのである。  
 其拘留監落成の後刑事被告人を之れに収  
 容し一段落付きたる時、拘留監勤務看守  
 が朝食配與の際、輕卒なる行動より二個  
 房を同時に開扉し、一房の食事配與に氣  
 を取られ居るに乘し、他の一房の拘禁者  
 は直に房内より飛出して、表門の扉を攀  
 ち越へ、脱出した事故を發生せしめたの  
 である。工事中よりは落成後に於て、職  
 員に氣分の弛緩を生ずるが如きは、往々  
 見る所であつて人生の弱點を示す様に見  
 ゆるのである。私は至る所此事は大に注  
 意を喚起しつつあるが、此分監にも其弱  
 點が現出したのを甚だ遺憾としたのであ  
 る、大に注意を要するのである。  
 七 終りのことば  
 私は大体五ヶ所の刑務所建築工事に關  
 係したのであつて、以上の如くであるが  
 種々の事を記述すれば幾多の参考事項も  
 あるべきも餘りに長くなるから先づ以上  
 の如き所で擱筆することにする、



### 鹽野行刑局長の「精神的教化と人的戒護」を讀みて

名古屋 梅村重義

十一月號刑政所載鹽野行刑局長殿御執筆の、行刑一年の回顧と展望の文を拜讀中、其の第三節精神的教化と人的戒護の章を讀するに及んで、私の心は突然強力な電氣をかけられたやうな衝撃を受けた。

凡そ刑務に携る程の者なれば何人と雖も、同文中に列擧せられたるが如く、刑務官吏としてあるまじき不正、瀆職行爲の現實に行なはれつゝありし事實を聞き

實に嗟嘆悲痛の思ひ切なると共に、是等の不心得なる者達によつて、行刑教化の前途に一抹の暗雲を漂はしめ、教育刑の精神と使命を根本的に、汚辱破壊するものなりと悲しまざるを得ないであらう。然るに私共の勤務する名古屋刑務所に於ては、茲に例記せられたる犯罪より以上、重大にして深刻なる一大不祥事の惹起せらるゝあり。所内を擧げて混亂の渦中に在る時此の戒告の文章に接して、實に胸に鋭利なるメスを擬せられたるが如く、痛恨と慚愧、且つ恐懼に堪へざるものである。

事の顛末は既に東西の新聞紙に依つて喧傳せられ大方諸賢の既知せらるゝ所なるも、初め職員の或る二三の者に對する瀆職嫌疑事件あり。司直の手に依つて其の取調べの必要上強制處分に付せられるに至れるもので、私達ははじめ其の事のあまりに豫期せざりし處なるに依り、事の眞否を疑ひ、むしろ其の單なる風評に終らん事を願ひ且祈つて居つた。然るに

事件は意外に悪化して部長級一二の者の起訴を見ると共に、是に關聯して主任級看守長二三の者さへ其の渦中に捲き込まるゝに至つたのである。事茲に至つてあまりの事に私達は啞然たると共に、實に形容し難い悲憤をさへ感じたのである。私達は彼等の不行跡によつて再び醸成せらるゝであらう處の、社會の刑務所に對する侮蔑嘲笑の風評を恐れ恥づると共に、是等の不祥事に依つて拘禁者全般に波動する精神的悪影響を何よりも憂ふるものである。殊に其の職責指導監督の位置にあり、在所者一般の模範となり部下職員を誘掖督勵し統制融和を司るべき上長官自ら、其の職責を瀆し任務を怠れるが如きはたゞに部下の長官に對する尊敬と信頼を失墜して其の協調規律を亂るのみに止まらず、其の瀆職者の位置が高ければ高い程拘禁者が官職を輕視し、官吏を蔑視する氣風により強調せらるゝものにして、ために私達の命令訓誡の如きに對して彼等は稍もすれば嘲侮を以て之

を迎へんとする氣風を生じ、行刑上非常の障礙をなすに至るべきは必然の道程であり、現に昨今私達はこのために云ひ知れぬ苦杯をなめさせられつゝある事を認めない。斯くの如きは實に教育刑執行の使命を完膚なき迄に汚辱しつくすもので實に痛恨に堪へない次第である。

今回の不祥事を惹起せる裏面には種々の事情あるは勿論なれど、其の重因は彼等の人格品性の缺如にありと見るべく、彼等にして眞に其の職務の重責を知り高潔なる心性を以て之に従事したらんには奈何なる誘惑、奈何なる事情あるも斷じて斯の如き聖職を汚す行爲には出でまじく、實に官吏として重すべきは人格の練磨と品性の陶冶にあり、強固なる信念のもとに是が修練に心掛くるは官吏として最善の國家御奉公なる事を今回の事件に依りて痛切に教へられたのである。

### 行刑の社會的進出に就て

上田 小宮山生

凡そ吾人が社會の安寧秩序を維持し國利民福の増進を圖り、心の平和を乞希ふなら先づ彼の刑務所より釋放さるゝ幾多の憐むべき同胞を救ふことである。溫き慈愛の手を差延べて一般社會が彼等を理解し世に容るゝことである。決して前科の咎を加へるべきでは無い。再び社會の生存競争場裡に落伍せしめざる様夫れ相應の保護を加へて行かねばならぬ。

何となれば一度犯せし彼等と雖も已に過去の罪惡を清算し終へた更生者である。近代の行刑が多額の經費と努力とを要し社會復歸の適應性を賦與し、時代の流れに俾し得る素質を養成し再び犯さじと誓はしめた彼等である。夫れにも拘らず一般社會が『其の人』を容るゝことなく徒らに嫌疑排斥を爲す時は折角刑務所

が盡し來りし長日月の勞苦も所謂水泡に歸するのみか吾人の期待は完全に裏切られねばならぬからである。

然るに社會の刑餘者に對する仕打を見るに實に遺憾の點が多い。徒らに危險物視し白眼視するは未だしも前科の肩書あるが故に已に怖いもの、恐ろしいもの、再び犯罪行爲を繰返すものと斷定すると謂ふ淺間しさである。

夫れ故に眞實心から目醒た釋放者も頼るに人無く、求むるに職無く全く無立孤援の結果人を恨み世を呪ひ自暴自棄叛逆的行動に出づると謂ふ悲惨事を惹起せしめるのである。之眞に嘆かましいこと、謂はねば無らぬ。斯くては吾人が欲する安寧秩序の維持や國利民福の増進は愚か世は將に犯罪者の洪水と化するであらうし、善良なる國民は不安と恐怖の絆に束縛せらるゝ破目に陥ることであらう。

輓近行刑問題が社會問題として稍注目され來りしことは我々刑務官の榮幸とするところであるが未だ大袈裟に發表する

新聞の犯罪記事等を見るに前科者に對する社會が理解の乏しいことは争はれぬ事實である。が是れと謂ふのも我が行刑界に依然として横はる密行の障害物に依つて進化の行刑、收容者の生活状態等の公表を禁ぜらるゝ結果勢ひ刑務所は秘密の殿堂となつて居るからでは無からうか。従つて明るい管の行刑が社會の眼に映ずる時は何時も陰惨な滲々とした所謂牢屋は書でも暗いと印象せしめ此處に彷徨した汚濁者は人間仲間に加へるべきで無いかの如き觀念を抱懷せしめ、夫れが爲め刑務官が擧げて全生命を打込む行刑の目的は遺憾ながら社會の刑餘者に對する無理解と累犯者續出の名に依つて墜躓破壊されて仕舞ふので無からうか。

斯く觀じれば近代の行刑が率行の牙城に閉ち籠ることは已に時代錯誤であらう。當然の歸結として先づ堅く閉ざされた刑務所の門戸を廣く開放すると同時に之が運用の任に當る刑務官自身に於ても以上の眞理を一般社會に認識させんが爲

めには或は街頭に、或は演壇上に乗れり出し熱と力と眞心とを以て呼掛くると謂ふ此の進出的行刑こそ總て何等も世に容るゝ、導火線となり行刑終局の目的を達することゝ信ず。

之れ吾人が敢て行刑の社會的進出を叫ぶ所以である。

○某刑務所を尋ねて

眞洋生

大岡山驛から近いと謂つても、徒歩で二十分か、つてやつと東門に著いたのである。門衛に來意を通ずると、火口の爲めて閉鎖してゐるから、是からも一町程先きの表門口に往つて呉れと謂はれたまゝ、雨上りの汚れた道路を辿つて表門と稱ばしい入口についた。門衛が姓名住所と來意を帳簿に記入してから其ま、ツカ／＼とバラツク建ての御粗末な事務所の入口らしい所へ顔を出したら女給仕が

出て來た。名刺を渡して暫く玄關口に立つて、偶左側の室の方を眺めたら、何だか見覚えのある人がゐたので、思はずツカ／＼と這入つたら、火車見舞の口上を述べさせられた。夫れから警務室に案内されて、暫く警務主任と對話したのであつたが、初めての訪問であつたが頗る要領を得る様な話柄が出たので思はず長談義となつて時を過ぎた。時間の都合で此度は只新築の代表的建造物のみを瞥見して、急ぎ袂別を告げて再び、もとの道を辿つて驛についたのが丁度十二時頃であつた。是から目的は寧本能寺に在り矣！抑自分等が行刑の手段方法として、今も尙迷はされてゐるものは、實に收容者並に職員との處遇の點である。音に聞く新築の此刑務所を見て、自分受刑者の處遇方策について益々疑問が湧いて來てたまらない。一般に受刑者として所謂社會に適應せしめるやう、あらゆる方法を講じて之を試むるのもよからう。

「ハンブルグバント」可なり。米國の

「ベースボールチーム」等必ずしも現代行刑思潮にもとるとは謂はれない。況してや此所の新管作業の如き敢て非難する程にもあたらないと思はれるが、最近短時日の間茲に惹起された二大不祥事件否不可抗力の出來事を省みると、聊刑務所といふものが、愈病院化し或は工場化し或は學校化することがあつても敢て恐れるには足らんと思ふが、只虞れるのは規律の「ルーズ」になることである。噫！

這般當刑務所に就いて聊考へさせられる事どもがあつたので、茲に萬難を排して其實況を視察せんとした氣分になつたので、今日親しく所謂旅館化したとか謂はれてゐる當刑務所を見聞して感慨殊の外深からざるを得ないのであつた。

(七・十・二九)

○行刑教化の要諦を論ず

滋賀 黒田 巖

小學兒童又は其他の學研究慾に燃えて

ゐる人を教育する事は、恰も白紙に物を書くに等しいもので、さのみ至難な業ではないと思ふ。反之受刑者を教化して善良な公民に復歸せしめんとするのは恰も一度書き塗られた紙を再び漉き直して元の白紙として物を書き込むと同然であつて、それ丈に時を要し苦勞を要するものではなからうか。

數多い受刑者の中には、或は高等教育を受けたものもあらうし、又専門的技術を習得したものも有り、果た又無智盲昧根柢から僻んだ心の持ち主もあるだらうそれに彼等が刑務所に收容される迄には親兄弟達の誠心からなる意見も聞いたであらう。又は幾多偉い人々の説諭も聞いたであらう。であるに不拘彼等は遂に敢て道徳に背き國法を犯し、甚しきは神佛すらも否定してゐるのではないか。

繼つて彼等を直接指導し以て教化の事に當る我等刑務官吏を眺めると、刑務官吏の總てが高等教育を受けて居るのでもなければ、あらゆる技術の習得者でもな

く、勿論神佛乃至は聖人君子ばかりでもないのである。

これに依つてこれを見ても如何に受刑者の教化が至難であるかが瞭然とするのである。さらばとて之れを此儘に等閑に附す可きであらうか。否それは我等の使命がそれを赦さないならば、如何にして之れを容易になし得る様にするか。茲に於て私は思ふのである。學識技術の研究向上は素より必須なものであつて、一日として之れを等閑に附する事は出來ないが、それより先づ肝要なものは人格的自己の完成を圖る事ではなからうか。即ち教化の要諦は人と人との接觸であり、人と人との接觸とは、人格を以て人格を造るにありとするものである。言ひ換へれば、先づ刑務官自身が人格的に天地俯仰に恥じぬ處の自己を完成して、其れを受刑者の胸のフェルムに撮し取らすのである。それには熱誠と努力が必要であつて只だ單に自己の口に糊する爲めと考へる者や、恩給等を眼當てに務めようとする

人等には、教化に對する熱も誠も少ないと思ふのである。が而し眞に誠意を以て自己の完成に努めて居れば之を他に強はずとも自然感化されて來ると思ふものである。この意味に於て、巷間傳へられてゐる某刑務官吏の瀆職事件等の如き、事の眞疑は扱て措き、眞に慨嘆に堪えぬことと思ふものである。斯く言へば私は如何に偉い人間であるか、又は自誇心の強い者の様に思はれるか知れないが、決してそんなものではない。寧ろ缺點だらけの一匹夫に過ぎないのである。が適々巷間に聞く斯界の不祥事に刺激せられて吾々の使命たる教化に就いて考へたまでの事である。

乞ふ此の意を諒せられんことを。

◎受刑者の歸省に就て

青森雲 右生

昨年七月の少年刑務所長會同に於て川

越少年刑務所の提出に係る受刑者に歸省

制度設定の件は自由刑の要素の一つである改善作用を實質に生かしたことに、いひ得よう。抑々受刑者は社會より排斥せられ、親子夫妻より見捨られた人々が多数なのである。行刑中は彼れは改悛した改善された、今度こそは眞面目な人間になつた、とわれわれは信用して釋放される。しかし釋放されて間もなくまた彼れは犯罪したことを新聞紙は筆を揃へて書き立てることがしばしばである。之等は要するに行刑は社會接渉といふことを絶えず居たからではあるまいか。故に行刑中社會より排斥せられたものには社會と接渉せしめてその融和的適應性を養はせねばならぬ。親子夫妻より見捨られたものには、その家庭と接渉せしめてその交情を緩和せしめなくてはならない。行刑中に於てそのもの、人格を社會や家庭に理解せしめる、そこに社會の感情被害者の反感が融和されて初めて社會に適應した市民となり、家庭の人となること

が出来るのであらう。

行刑の本質は受刑者を社會へ復歸せしむるための教育でなければならぬといふことは學者の説も實務家の説も綜合して居られる。故に最近自由刑に隨伴する社會刑、所謂假釋放の新規程が確立されたのである。その社會刑に隨伴して家族の誕生されたことは行刑の社會化の意味に於て當然の歸結と言はねばならぬ。故に歸省制度は少年受刑者だけでなく一般受刑者に許さねばならぬ。何となれば成年受刑者は社會の感情、被害者の反感は勿論家庭に至るまで少年受刑者以上に複雑して居るからである。要するに歸省制度は受刑者と社會や家庭との調和手段であり、而して改悛の促進手段であるから成年受刑者にも是認の一日も速からんことを希望して止まないものである。

◎運

青森蘭 山生

吾々は日常激しい務に追はれ、漸く訪れる慰安の宿、看守休憩所、此處に於ては勿論同僚、先輩者との間に種々の雑談や執務上のお話が交はされる。又時としては職務上の研究と云ふ方面に立入り、お互が口角泡を飛ばして意見を闘はす事さへあるのである。

今此の對談中度々耳にする一ツを採り尊きページ欄を借り、聊か參考までに書かせて戴きたい。

休憩所に於ける對談中、斯う謂ふ事を耳にするのである。「人は總て運次第だあの人は運も運のよい人で梯子昇りに成功した」等と萬事が都合よく進められた人を見て斯く論評してゐるのである。茲に於て私は一體此の運なるものは如何なるもので、又誰が之を造るものであるかを少しく考へたのである。宗教家は人には必ず運の廻合せがある。焦らず時期の

到るを待つべきであると説明してゐる。

もとより若年にて淺學非才の宗教家でない私は決して此の説明に對する反駁意見や疑問を持つものでないが、然し運は字義の如く『ハコビ』であり、自分自らが之を造るものでなからうかと思ふのである。何故なれば吾々は何等のハコビもなく或ものに對する向上心もなくして啻漫然と日を送るのみにては到底此のウツを見出す事が出来ないからである。即ち運はハコビであり、運ぶと運ばざるとに依り幸運、不運が決せらるるものであると感ずるのである。運はハコビ……運ばねば進む道理がない、進んで初めて初期の目的に到達し人を超越して、信用を自己の一身に集め、而して或種の榮冠獲得が出来るのである。出来て運のよき幸運者となり、出来ざる爲めに不運者である事は疑のない處である。故に運は凡てハコビである事は、理論上當然の結果である。

人生本來の勞働を嫌忌し、一定の定職を有せざるの結果、入所せねばならぬ運

命に陥つた世の敗倫者たる收容者も、一には此のハコビの充分ならざる爲めの結果に外ならないのである。收容者に於ても入所運はハコビなる事をよく呑込んで充分の運を付け、事に當つたら決して現在の境遇、囹圄の人として冷い鐵窓生活は爲さず共濟んだに違ひない。社會に於ける生存競争は益々激化し社交的交際を巧に爲しつ、政治的争闘に打勝つ手段方法の試られてゐるのも各自が信用を集め、或種の榮冠を獲得するが爲めの方策に外ならない。

お互國家刑政の爲め全力を傾注して働く親愛なる讀者諸氏よ、立派なる刑務官として立つには前述のハコビが必要である。殊に看守以上の置位榮冠を得んには隠れたるハコビの必要なる事は火を見るより明かである。故に此の意味に於て吾々は職務によく勵み、書に依つて自己が修養を積み、體驗に依つて實際を研究し忠實勤勉に總てを運ばせ行刑最終の美を擧げらるゝ様努力せねばならぬ。嗚呼ウソの尊き事よ、ハコビの尊き事よ。



### 家庭の頁

## 正しく書くコツ

失禮でなく間違ひを起さぬ様

手紙

切手は正しく

封筒の裏表

切手は正しく貼ります。まず貼るのと傾けて貼るのでは時間にしていちらの相違でもありません、切手を逆さに貼った依頼の手紙なんかはまづ返事は吉でなく凶でせう。

封筒のおもて——住所は右側に、宛名は正しく中央に書きます、敬稱の「様」といふ文字をだらしなく崩し書きにしたのは失禮です、封筒の裏——紙の合せ目の下から三分の一程の高さから自分の姓名

を書き下します、住所はその右肩に書きます、これははつきり書いておかぬと、何かの間違ひで郵便が著かない時に戻り場がなくなります。日附は左側上に小さく、封は「封」「緘」「メ」などを用ひます、「メ」は草書の「行」といふ字から出たものですから、片假名の「ノ」に「メ」を打つたものと違ひます。

### 巻紙の書き方

初めのあきは指四本並べたほどの幅、終りのあきは指三本並べた幅、行間は普通は文字の大きさと同じ位、文字は五分角位がい、でせう、天地は普通天一字あき、地は二字あきですが、長上に出す場合には上を敬ふといふ意味でこの反対にします。

### 書簡の書き方

初めの行はあけて二行目に

宛名、その下に自分の名、次の行で上から四、五字下つた所からバラリと狭苦しくないやうに體裁よく日付を書きます。文言を書く時、巻紙の合は拜啓の下をあけて次の行から書き出した方が體裁がい、が、書簡箋の場合は拜啓の下一字あきすぐに續けて書いた方が體裁が整ひます。また書簡箋一枚で書き足らず、といつて、二枚目半分ほどにもならず、一行だけ飛び出してゐるやうな書き方は書く人の頭のよくない證據、初めから工夫して一行だけはみだすやうな、だらしない書き方は排すべきです。

### 必要な御注意

覚えておくべき注意いろいろ——人名・地名・品名・金銭數量などは必ず一行の中に書き込み二行に割つてはいけません。先方が積み違ひをする

と、とんだ誤りが起ります。御・奉・貴・尊などの敬語を行の下に書かぬこと、候といふ字は行のてつべんに書かぬものです、また、自分の父・母・兄・姉に對して御父上様の如く「御」の字をつけるのは間違ひで、父上様兄上様でよいのです、御父上様と書くこと

他人の父上の意味になります手紙は先方が禮をつくして送られるものですから、受取人も禮を以て開くべきものです封筒を縦にバリ／＼と破いたりする癖がつくと中に大切な書類が入つてゐた場合に中身までも破いてしまひ、大失敗をすることがあります。

## 民間療法

### 風邪によく効く

#### 野菜と果物

一つ試して御覽なさい

冬期の脅威は何と云つても風邪です。流行性感冒の恐ろしさは、その猖獗を極めた年に人間の命をどれだけ速かに、どれだけ多數奪つたかによつて知れませう。それに風邪は万病のもとと云はれる程

恐ろしいものですから、これにかゝつた人は早く治すことが肝要です。こゝには野菜と果物で風邪を治す方法を御紹介いたします。

のこみ聲のかれる風邪に林檍

先づりんごをそのまゝ、果心を下に向う側へ通らぬやうにぐるぐるのぐるり取つた部分を下にて焼く。そして黒くなる位の時、つゞけて下にかへしゑぐつた所に白砂糖をたくさん入れて召上つて御覽なさい。翌朝はどのいたみはとれ樂になります。

### 熱の高い風邪によい人參

人參約五十匁、細くきざみ土瓶に入れ、水三合で半分まで煮つめます。別に梅干を二二個黒やきにして加へ就寝前にのみますと、翌朝はちやんと治つてゐます。

殊に小兒の風邪に一般ではアンナペリン等を用ひてゐますが、これはしばし／＼用ひますと、副作用を起し易いものですから、以上の野菜療法をおすゝめします。大人の方は右の場合少量の生姜のおろしを加へるとよい。

### 咳の出る風邪に効く金柑と生葱

金柑十個程を約二合の水で半分位に煎じ、それに生葱又はにんにくを細く刻んで適宜に加へ、就寝の時のむとよろしい。呼吸器や喘息の人は常用するとよいのです。

にんにくは臭いが、これに三十分程してから梅干一、二個か又は白砂糖少量を加へて用ふれば臭氣はとれます。小さいお子さん方には右のものは嫌はれ易いので、咳止ポン／＼のやうなものを與へた方が効果があります。

### 鼻に支障を生ずる風邪

生葱をおろし、その汁に季節の果汁（今頃ならばりんごみかん）等を十分に加へたものを一日三回位づつ、用ひるとよろしい。悪性の場合には、鼻腔から生葱の汁のみを少量さしこむとよろしい。

ルビーのやうな毒は幼児の風邪によろしいものです。毒をつぶしたものに白砂糖と少量の食鹽を加へ、同量の牛乳をそ、ぎちよつと煮立てたものを一日數回づゝ飲ませますと、幼児の風邪に特效があります。

又乳兒のある婦人、妊婦の方にも適してゐます。また前にした人參湯を混ぜて就寝時に飲むと一層よろしい。

### 怒りっぽい人は 長命出來ません

昔からおこりっぽい人は長命は出來ないと修養談にも俗間でもいはれてゐますが、これは醫學的にも理のあることです。怒る時に顔に青筋を立て、激昂すると顔が赤くなり青くなる度毎に血管運動神経に大なる響を與へその影響は直接心臓にさはるもので神経過敏で毎日腹を立て顔色が青くなるほど激昂していると永い間

にはだん／＼と心臓壁が薄くなつて來るものだからです。即ち生命の働きの一秒間も休んではならない心臓がさはるのだから長生きは出來ない道理です。

### 毛の手洗 のやり方

お宅でもよく聞くことですがどうしても毛メリヤスを洗ふと縮ませておしまひになります、何故かといふとそれは水の温度と、石鹼にお氣をおつけにならぬからです。  
▽：毛メリヤスをお洗ひになるのに、他の毛織ものも同様ですが毛に急激な温度を感じ

△：これがら毛メリヤスをお洗濯になる機会が多くなり申上げませう、この

さしてはならないのです、とすれば毛織類は湯で洗ふとよいもの、やうに考へられてゐますが、熱い温度を感じさせるよりもむしろ水の方が縮まないのです。熱い湯で洗つて後急に冷い水で注ぎ洗ひをするのがよくないのです。

▽：微温湯で洗ふならば、すゝぎ洗ひをする時に徐々に温度を下げてゆけばよいのです。水で洗ふならば最後まで湯で洗ひます。併し普通には湯で洗ふよりむしろ水で洗つた方が失敗がなくて宜しいのです、編物も同様です。只この際礫砂で下洗ひをなさる事、そして後にマルセル石鹼溶液を作つてその中でお洗ひになる事が必要です。

▽：縮絹物の場合下洗ひをなさる時アルカリ分を使つてよくないものは初めに清水に浸します。ワイシャツの襟とか袖口等が黄色くなつてどんなに洗つても落ちない時は曹達

水が石鹼水で一寸煮ますと綺麗に落ちます。  
▽：總じて寒い時に洗濯の効果を努力せずしてあげるには下洗ひ(前以て漬けておく事)が最も肝要です。

### 洋服の光りを消すには

サージの洋服などは長く着て居りますと、尻とか脇とか多く摩擦する部分がテカ／＼と光り出すものですが、あれは毛が寝るために起り光るので、寝た毛を起せば元通りになるワケです。

簡単な方法としては濡れた手拭で拭けばよいのですが、毛糸屋へ行くとテイセルといふ植物の果を賣つて居りますから、これで逆になれば光りはとれます。また近頃は細い針金で「毛掻き」が出来て居りますからこれでこそすつてもよいのです。メリヤス類にも應用が出來ます。(被服廠小川安朗氏)

### 句選所感

六騎君の時雨の句、取材に敏感なところがある。田舎では何處でも大概鶏は放し飼ひにしてゐる。自由に放たれてゐる鶏は、近所隣りの屋敷内へも遠慮なしに遊びに行く、また門の田や背戸の畑へ出て、時には野菜などを荒しもする。どこの家でも三四羽の鶏を飼ひ、他家の地内に入りこむこともお互ひのことにして、時々氣づいたときに追ひかへす位である。だから鶏は知らぬ間に随分遠くまで遊びに行くものだ。此の句の鶏も、勿論放し飼ひだ。それで遠くへ出て遊び呆けてゐるところへ、俄かに時雨が來た驚いた鶏はとりあへず近い家の軒下を無斷拜借して雨宿りした。あはただし時雨の一点景である。そして、時雨を佗しむ作者の主観がその鶏に托されてをり、その内在する主観が此の句を活かしてゐる生命である。假りに中七を「他家の鶏ある」としたら句が極めて平面的になつて了ひ、時雨の冷たさ、佗しさが出て來ない。つまり鶏が活きてゐないからである。何のためか鶏が他家の軒にゐるのだから、はつきりしかくは、時雨も活きて來ないのである。

毎月募集

### 刑政俳壇

題當季隨意  
×切毎月十五日限  
用紙官私製業書

### 編集部選

軒下に他家の鶏來し時雨かな	天	西大門	六	騎
冬の日の干菜にあたる草家かな	地	飯田	史	山
冬の月冴えて小さし海の上	人	大曲	刀	羅象
演習の跡あり／＼と冬田かな	秀逸	西大門	龍	門
夜市はねしあとひつそりと冬の月		名古屋	梅	重
鳴きつれて山に入りけり寒鴉		水戸	獨	想
綿入に着膨れて來し隣の子		水戸	麗	庵
冬めくや谷一つばいに温泉の煙		咸興	不	鳴
秋雨や指揮刀光る御親闕	佳作	北支	ふ	る
縫初や古稀の祝にはく袴		豊多摩	晴	風



# 練習所見學記

- (1) 市谷刑務所
- (2) 八王子少年刑務所及多摩少年院
- (3) 小田原少年刑務所
- (4) 川越少年刑務所及所澤陸軍飛行學校

## 市谷刑務所

T K 生

十月二十二日未だあさもやのやうなものがうつすらと暮の様に張られてある八時を過ぐる頃我等練習生一同は市ヶ谷刑務所の正門を門衛の方に挨拶しながらぐつた、そこにはグリーン色の建物が見正面に千古の沈黙を守るかの様に肅然と建てられて在った。それは事務所であつた。軀を事務所に向けた儘そつと首を右に廻せば、そこには數人の群が居た女も居た男も居たお粗末な着物を纏ふた人達

も居た悲しげな皺を額によせて青靨めた顔いつばいの筋肉は憂鬱に歪んで居た。この人達は收容されて居る人達の家族が親族の方々が多いに違ひないのである。やがて我々はグリーン色に塗られた表面の其の木造の建物の中に吸込まれる様に消えた。我等の至るを待顔に用意萬端整へた二階の會議室に案内されて盛大な茶菓の御接待に預つた。こゝで御寄贈に預つた刑務一覽のパンフレットは常所の諸般の事どもを一目瞭然たらしめて我等見學の徒を非常に喜ばしめた。それに依つて我々は當刑務所のおぼざつばな事を

先づ觸むことが出来た。  
當所は明治三年に入重洲町鍛冶橋内監倉事務取扱所として華士族閥刑律に依つて罪科未決の者を拘禁する施設の爲設置せられ明治七年鍛冶橋監獄と改稱せられ其後色々の變遷があつて明治三十四年未決囚拘留の爲牛込富久町に起工し同三十六年東京監獄と改稱翌三十七年竣工鍛冶橋より全く移轉し大正十一年市ヶ谷刑務所と改稱して今日に至るもの土地として構内は九七四五坪五合構外は八七四二坪一合八勺現在職員は二百九十餘名收容者は約千五百人其の中女性は五十餘人である。  
九時から一同は二班に分れ一班は大坪看守長殿他の一班は白倉看守長殿の御案内を受けて所内を一わたりみる事が出来た。先づ最初に調所に這入つた。收容者の身體検査や領置品の處理やで職員諸氏は御氣の毒な程目まぐるしい努力を續けて居られた。次に木造の暗い感じのする監房にはいると階下の中央には配置所があつて此處で數多い面かも出入の烈し

い收容者の配置やそれに伴ふ職員の移動の頻りな配置を大馬力で作つて居られた扇形の浴室を見て二階に登りこゝぞ當に其の構造に於て四表に籠たる書信室に入る。一人の職員でよくもみまもられて未決拘禁者の百人ばかりの認書者が各別なしきりのしたよそ見の出来ぬますの中で一時に書を認めて居つた認書は一日二回以内と制限されて居りその書信に關する用品の授受は細絲を附した車仕掛のものでおだまきをくりかへす様な格好をしてやつて居た。特殊者の書信室は別にあつた特殊者といふのは主として思想犯者であるといふ。その傍にラヂオや蓄音器を備附けた室があつた。おゝこれこそや國家といふ最高の人格が涙をふるひ泣いてまで其の情緒細やかに切々と迫り來つて以てその分子たる國民であり又特殊なる人たる收容者を普通人に迄慰撫し教導せんとする處の慈父の如き聲を代つて出す蓄音器及びラヂオである。監房は雑居房と獨居房とに分たれ雑居房は更に累犯者の房を區分してあつた。こゝでは作業は

殆んどやつて居らなかつた。仕事をやらせるにも未決は労働を課せられては居ないからやつたりやらなかつたりでは結局あてにならぬ仕事となるのであてにならぬ仕事では利害關係の必然の結果として仕事を頼む者がなくなるようになる。けれども私はこの仕事を未決たりともさせずにおく事は考物ではあるまいかと思ふ。何となれば人としては働かねばならぬものであり要する場合には働くことを知らしめ又國家經濟上からも由々しき大事な事が故である。拘禁上困る問題ではあつてもこれを何とか考慮して仕事をさせ國家の爲にも又本人の爲にも圖るところがあらねばなるまい。炊場はよく整へられあつた、食器は木製とアルミニウム製とが併用されてあつた。野菜類は耕作地を持たぬから全部購入するのださうである。魚肉豚肉等をよく用ひ營養價値百パーセントの献立振である。炊場から洗濯場を見渡したあたり寒村の醬油屋を聯想せしめるのであつた。洗濯場では赤や青の着物を着たあはれな魂達が五六動いて

居た。替繕工場では十七人の收容者がブリキ工縫工大工などのとりどりの仕事を無言でいそしんで居た。病舎では普通病室や沈静房や結核病舎やが區別されてあり其の外に此の世をば寂しく死んでゆく可憐な人達のなきがらをいたはる屍室もあつた。死刑を執行せられる者の爲のさゝやかなそして靜寂な教誨堂や近世行刑の自殺と迄難じられる方法により恵まれない懊惱の運命に抗し難くあはれなききだにはかなきものは人の命なるを短かき自然の壽命も持たせもやらざあくれれば悲し武藏野のあしたの露とそゝくさと淡く消え行く死刑囚の死刑執行場たる此處都西北市ヶ谷の絞首臺下に滲み出でたる水それはかなしい人の死をきいて地獄の鬼も泣くやらんましてやこの絞首の臺下に消えて行く子を持つ親や兄弟やのなげきの涙や止めんとしても止まざらんつもりにつもりし不斷の涙これぞこの絞首臺下の涙の水がこの水迄が死せるが如くつめたく動かす永遠の寂寥を其の儘に無言の形に物語るにぞいたく心を打たれるので

あつた。次に當所が非常な苦心の傑作たる路に高低のある雑居運動場で收容者達は掛聲しながら運動をして居るのが見受られた。最近に出来たモダン建築の獨居拘禁房や其の設備に細心の注意を拂はれた獨居浴場を觀そのよく備はれるを氣持よく感じ男子參觀禁制の女子收容所の塀を右にして歩き乍ら私はかう感じるのであつた。新舊諸様式建築がだんだんに並べられた當所の凡べての建物がるまると行刑建築の歴史的標本を見て居る様だと、ここを過ぎて一般人と辯護士とに依つて區別されてある接見所へ行つた。近年共產黨運動の其他の思想運動と相俟つて益々高調されると共に従つて其の思想犯收容者の數も増大を加へるが爲之に對應して接見所の數や其他の設備等も色々考慮を拂はれたものが新築されつゝあつた差入辨當の検査所を見て會議室に戻るであつた。こゝで大橋教誨師殿が其の蘊蓄を傾倒されて思想犯人教化の問題をひつさげて約三十分間に亘り熱誠其のもの、御力説をして下されたのを感謝する、

### 八王子少年刑務所 及多摩少年院

Y T 生

そして山海の珍を盡くせる書齋のおもてなしに預かつて欣然齋裏三昧の境に彷徨するのであつた。

これで待憶がれし我が市ヶ谷刑務所の見學も終幕を閉ぢたのであるが余は社會の涼々として行刑に餘りにも無關心なるを遺憾とする司法立法行政の三權分立に於ける其の司法よりして行刑を抜き去らんには其處には何者が残るであらうか。まことや行刑は司法の大半を占むる、爾かく行刑は重要なものである而して行刑は我々國民の爲のものである國民のものであるが故に國民舉つて行刑を理解し行刑の目的の貫徹を期さねばならぬ。

十月二十九日！ ドンヨリと曇つた朝の空は、今日の天氣を氣づかはせた。此の日、多摩少年院と八王子少年刑務所を見學すべく、都の座を後に午前八時十五分、京王電車四谷新宿を發した。約一時

間半にして山田驛で下車、此の頃から雲の切間に朗らかな光すら見えて天氣の懸念もどうやら薄らいで来た。

清い空氣とのんびりした田舎の景色に今更の如く大自然の恵みを喜びつゝ、約十分にして多摩少年院に到着、此所は南多摩郡由井村であつて、富士の靈峰を遙かの西方に仰ぎ附近には名勝舊蹟多く、土地は高台になつて居り極めて閑靜で訓育上好適の場所である。而して第一印象は農學校と言つた感じであつた。

先づ、講堂に通されて温厚其のもの、如き院長先生より院の目的其の他につき御説明を受けた後、院内諸所を案内される。其の大略を記して見れば左の通りである。

院の目的事業は、少年法の規定に依つて、少年審判所から送致された者と、民法第八百八十二條の規定によつて入院の許可があつた者を收容して、之に教養を施し其性格を矯正し、社會生活に必要な實業を練習せしめ、以つて彼等の現在有する反社會性を爰除し、其の本來有すべ

き善良なる萌芽を引き出して合社會的性情を有する良き國民とすることにある。現在收容者は二百名に近く、墮落學生、浮浪者、丁稚階級の者で少年審判所から送致されたものだけで委託に依る者は無い。收容者の數は増加し、素質は低下する傾向があるとのことである。而して、これを感化訓育するに付いては學科實習を科し其他特殊施設を以つてするが、個別的で學校的分子を多分に有し、且少年刑務所に比し優遇的に處遇する關係上、監督についても被の如くならず極めて困難であり、如何なる社會でも同じではあるが此所では賞罰の公平といふことが最も重要で、これが指導の要諦だと言つてもよいとのことであつた。入院者は、最初之を三十日を限度とする一定期間考察といふ單獨室に收容する。そして靜かに自己の過去を反省させ將來を考へさせ荒んだ心情の鎮靜と安定とを促し、併せて其間に本人の身上に關する諸種の事項を考査して將來之を如何に教導すべきかに付き、基本の方針を定め、併せて、や

がて編入すべき普通寮での生活への豫備的訓練を與へる。そして後、愈々普通寮で規律ある共同生活の下に改善作用を施すのである。普通寮では之を八階級に分ち各々其の處遇を異にし、矯正の目的を達したと認めた場合には退院させるのであるが、院に於て安心して退院させることの出来る者は三十パーセント位で、改善の最も困難な者は二十五パーセント位だとのことである。今少し内容に立ち入つて見學したかつたのであつたが時間の都合で充分になし得なかつたことを残念に思つてゐる。此の見學で特に嬉しかつたとは、院の各所の整頓がよく出来てゐたこと、院長先生初め諸先生の人格的ひらめきと、院の設備の内外が如何にも大自然の抱擁其のもの、様な所であつた。何故ならば是等のものは相互的に相關聯して立派な環境となり、良き環境は良き品性を作り、良き品性は良き行爲となつて現はれるものだからである。而して、彼等、稚くして傷ける入院者は其の恵まれざる環境に支配され、スポイ

ルされた者であるが故に、院に於ける斯の如き状況は、やがて彼等の過去を清算して光明ある前途を與へられることを確信するからである。院長先生の御言葉の中に在つた最も改善困難の二十五パーセントの者もやがては全く救はれる日の在ることを信じ、且つ彼等の救はるべき日はやがては全社會の救はれるべき日であることを想ひ、言ひ難い歡喜に充たされ諸先生の一層の御健闘を祈りつゝ、辭去したのは十時五十分であつた。

それより院の方の御先導で八王少年刑務所に向ふ。到着したのは十一時十分であつた。

この刑務所についての外觀的第一印象は、どつかの紡績工場といった様なものであつたそれは今まで見た刑務所が、コンクリート固めの立派な外塀を持つた、いかめしいものであつたのにひきかへて、こゝは又、古びた板塀でしかも外部から見える舎等々の屋根は、余りにも現代式設備と隔があつたからである。先づ、一室に案内されて茶菓の御馳走にあ

づかりつゝ、所長殿の御説明を承る。こゝは、最初は市ヶ谷刑務所八王子支所であつたが、中頃、女監であつたこともあり、少年刑務所として獨立したのは、昭和二年七月であつて、従つて設備は不完全だとのことであつた。——成程と、第一印象を思ひ出す——

こゝには、心神耗弱の少年受刑者のみを收容することになつてゐるが、これは斯る者に對する統一ある特別處遇の必要上特設されたので、治療を主として居るので従つて作業の如きも、他の刑務所と異り、作業時間も短く科程を強ひること等もなく、又其の種類も、成果が直ちにあらはれる様なものでないと彼等が爲さないといつた關係上、風船張りに限られてゐることである。收容區域は三重岐早、長野以東であるがこの區域外よりも收容してゐるものもあつて、現在收容数は少年受刑者九十五名であるが、この外、警備經理等のため、成年受刑者が数名收容されて居る。而して、收容者は強暴犯者極めて多く其の数は四十八パーセ

ントに及び、全國比率の二十パーセントに比べて其の比率の多いことも注意すべきである。扱て、新に收容した者は、これを二ヶ月の獨居に附し、此の間に智能検査等を行ひ、各々之れを精神病學的に分類して處遇方針を定め、醫療や教育や又作業訓練等相俟つて治療の方法としてゐることであつた。終つて、吾々のために特に作られた珍味の晝食に一同舌鼓を打つて御厚意を謝し、少憩の後、二班に分れて、所内を一巡した。こゝの設備で特に珍らじかつたのは、智能測定のための設備と持續浴室（現在は使用せず）隔離室の設備であつた。隔離室は板とか壁とかの代りに、布で作つた厚い軟かなものであつた。昂奮性變質者のための特別設備として珍らしく拜見した。只だ、そのこれを固定させるために金屬製の釘様のものとめてあつたが、これに代るべきものが何かあつたらと思つた。教場の如きも個性別に設けられて居り、娛樂室等もうまく設けられて居て、建物

方法に得る所が頗る多かつた。終つて、廳舎玄関前で一同記念寫眞を撮り厚き御もてなしを謝して辭去した。それより、御繁多中わざ／＼片倉驛まで御先導下された看守長殿に御別れして、大正天皇陛下の英靈永へに眠りまします多摩御陵へ向つたのが午後二時二十分であつた。

小田原少年刑務所  
見學の記

岡 本 生

今日は見學日である。省線新宿驛に行くつとブル連でもあらう紅葉狩りに行くらしい幾多の人々待合室に入ると折詰正宗キリンビール等山をなし其傍に油切つた中年の太つた男が赤帽に何かしきりに命じてゐた。其の時だつたルンペンらしい一人の男が手拭を首に巻付けて汚れた絆經著の四十近い男とも思はれる人がフンとも何んとも言はずに通り返さたつて。惠れた秋の日の快晴に季正に十一月五

日一路華の東京を後に一行四十九名は〇氏引率の下に目的地たる小田原少年刑務所へと向つた。

暫らくして小田原はいゝなアなど、語り合ふ連中限りなき山野の續き其の眞只中を小田急は心地良くおつ走しる相模厚木驛頃ほひまで行くと我々を否大日本帝國をガツチリと守護でもしてゐるかのやうな英姿富士秋空高く晴渡つた山又山の間にニヨツキリ現はれ早や眞白なお傘を覆つて見えた。

斯くして英姿富士を前に右に左に小田原驛へ午前九時三十分には到着した。數分の後未だ何處の刑務所にも見ぬ『表門衛所』といふ門を入り一見村役場のやうな感に打たれつゝ右側の演武場へ案内されてくつろいだ。

總て所長殿御來席遊ばされ親しく歡待の辭を賜はり終つて三班に分れそれ／＼所内の見學に就いた。

先づ各工場を一巡し而して少年刑務所獨特な自治房といふ最高級者を入れる房へと案内された。此處には各房に施設を

せず隣房から隣房へ自由に歩行が出来るやうになつてゐる便所は一定の場所に設けられ之が刑務所の監房！など、は何うしても感じさせられなかつた。各室内には鏡、花瓶又書籍の山と置かれてあつたのが實に好感を禁じ得なかつたM先生が何時も強調せれる自治制度は各人の自責心を助長する事で此の自責の觀念は決して他動的であつてはならない……と又吾人の日常生活に付いて顧みるに共同生活の秩序も平和も吾人の自責心に待たねばならないのと同じ様に彼等に科する行刑は社會復歸作用が行刑の一作用であり従つて彼等受刑者の動作を基本とし其の改善程度を測定せねばならぬ結果自らの程度の一要素として自責心が重要視されねばならない。惟ふに先哲の既に道破せるが如く『我思ふ故に我在り』又東洋の學者は人の性は善なりと云ふも人間は其の天性として孤獨にて存在するは出來ぬのだから行刑作用は人として價値ある人たらしむる事にあるは勿論のことであらう而して此の自治房は一般社會へ近付ける

最も直前なもので各自の上いやはが上にも自責心を向上させ獨立獨行の精神を授けしむるといふ之自治制の最も期待せる所以ならむ。

次に二階建の監房に行く、今日まで何處の刑務所へ行つても一番不快なのは舎房の窓であつた。吾々行刑學徒實務家に最もよく受ける事は搜檢時又夜警時に外部から見るあの小さな窓から光線の洩れて来る光影を何と氣味悪く何と凄慘な氣持で眺める事よ、然し其の不快な氣持は先づ小田原少年刑務所に依つて一掃された、充分なる採光従つて換氣等も周到に行はれるわけである。あの明るい居房をのぞいた時のすが／＼しい感じは何時迄も腦裡から離れない。

只二階建の二階の便器は改良する必要があるのでなからうかと思つた。しかし各房に机と本が置かれ分けて本の山をなしてゐるのが堪らなくうれしかつた。最後に少年達の眞面自な作業と職員の仕事に心盡しを述べて終りとす。先づ少年達の作業状態を見るに最も眞

面目なそして純朴で柔和さうな然し潑刺たる向上心の何となく蠢いてゐる彼等、吾々一行には氣付かぬやうに懸命であつた。其のいちらしい姿を見た時グツと込み上げて来る熱いものが湧いて来るのを何うする事も出来なかつた。其處彼處には何とはなしに若々しい空氣と純情な彼等少年達の匂ひが一つづつ漲つてゐるやうな感じさへした。

一番最後になつたのに氣が付いて急いで工場を出ようとすると『笑へ友よ働いて』といふポスターを見る。何から何まで行き届いた少年達に對する職員の優しい心配りと努力の總てを如實に物語つてゐた。

斯くして正午豊富な資料を賜り、少年達と健かなれかしと祈りつゝ、小田原少年刑務所を辭した。

U・S 生

十一月五日第五回  
の見學

今日は小田原少年刑務所の見學である

お互に昨日の降雨が氣懸りにて早朝より今日の天氣は如何なるやの聲を耳にして思はず外を眺むるに恵まれた見學日和に一同は元氣付き我先に宿舎を立ち新宿驛に集合。午前八時早くも小田原急行の人となつた高速壯快なる電軍にて乗心地よく車窓を眺むるに見渡す山は秋色を飾り紅葉は深緑の常盤木に點綴し美觀を添へ田圃は一面黄色にて其中を走つてゐる確か富水驛附近だと思ふ二宮尊徳先生誕生の地とした大きな標柱が雜木で囲まれた一角に現出したがあれと思ふ瞬間にして過ぎ去つた。獨り勤儉貯蓄の鼓吹者として人口に膾炙せる先生の遺徳を忍び遠い昔に想ひを走らせつゝ、乗車一時間四十分にして目的地なる小田原に著いた。

我等練習生の爲め席を設けられた演武場に落付き茶菓の饗應を受けつゝ待つ間もなく寺澤所長殿が私服姿で入場せられ御挨拶ありて承るに所長殿は數日前より御病床にて御静養中なるに我等見學の爲め無理から御出勤下され御歡待に預りたるも後日支障なきやを案ずると共に感謝

する外なし。直ちに三班(一、二、四十九名)に分れ私は第一班の一員として某看守長殿に案内せられた。

建物は大部分木造にて大體に於て建築様式は散在的であるが實に明るい刑務所である。工場は三ヶ工場に區別せられ木工洋裁、靴下編、印刷作業を主と爲し、之に従事せる少年受刑者の規律正しき及び一心不斷の勤勉振りには感服せぬを得ない。次に居房に這入るや此處の居房は窓側に沿ふて横に長い窓がまた付いて居りつまり此の小窓から入つた空氣が上の窓から逃れると云ふ仕掛けになつて居て他の刑務所の換氣裝置に比して一段と優れて居ると云ふ事が出来る行刑衛生上の觀念より申すれば採光換氣の點に付ては周到なる注意を拂はれ完備せるものと云へよう。患者は殆んどなき状態にて多少以上の設備の點が基因するのではないかと考へられた。それから當所獨特の優遇房は明るくして實に心地善い施設なく自由隣房と往復が出来るこれこそ正に一

九三二年式の刑務所であらねばならん。

私は今茲に行刑の目的に云々するのではない。然し行刑の目的が少く共科學的に犯罪者を分類し處遇しその目的に到達せねばならぬ今日威歴と暗い形式的の行刑は根柢より破壊せられん事を痛感すると同時に自治制度を施行せる此の刑務所が何となく懐しく感じた此房は各室を班に分類して一班より三班とし各班に受刑者の班長及び副班長六名を設けて其上に組長一名ありて三十餘名の小社會生活が營まれて居るとは何となく將來が頼しく感じた。又一般的に掃除が行き届き快感を與へた。最後に構内にある正方形の縦十四米横十三米水深一、七米のプールがあつて此處で彼等を二ヶ月間ボートにより漁撈訓練を爲し終了の上は浦賀支所へ送るのである其隅に建設されたる有名な二宮尊徳翁の銅像は此地の篤志家の寄贈により建設せられたものにして少年受刑者に對して勤勉力行の精神を扶植する意味深き熱望より寄贈されたるに對し職員も受刑者も面前通過の際は必ず停止敬禮す

べき事になつて居るとの御説明であつた此の點より考へるに當地方民が如何に行刑に付いて理解ある事が表示される構内の見學を了へ再び演武場に來るや教務主任殿より當所の沿革處遇方法及び犯罪別等に付いて御説明があり他の少年刑務所に比して當所は二十三歳未満の準少年受刑者收容の關係上性的原因の犯罪者多數にて以前十八歳未満者收容當時の約二倍を占むるとの事である。斯様に性的犯罪者の増加に付いて我々刑務に職を奉ずる以上之が防止策に一段の努力を拂ひお互に研究すべき問題である事を痛切に感じた。それから當所幹部御一同とテーブルを圍んで中食の馳走に預り小田原少年刑務所を辭して箱根に向ふ。

川越少年刑務所及所澤  
陸軍飛行學校見學記

白石文章

吾等は週間の學徒としての生活から離れて實際に應用的觀察と改善的批評とを

加へて將來の參考資料となすべく又他面所謂社會の實相に接觸して其の狀勢を究める事は缺く可らざる重要性を帯びて居る。此の點から何と云つても見學こそ吾等の待望して已まない絶好のチャンスに違ひない。第七回の見學は清寒い晩秋の碧空いとも清朗な十一月十九日をトし川越少年刑務所及所澤陸軍飛行學校を目指して先づ一行は午前八時西武線高田の馬場驛に集合した。高田の馬場と云へば其の古へ、堀部安兵衛の十八人斬仇討を聯想するが今は人家の櫛比する市街地に變つて當時の颯爽たる氣概を偲ぶにうたゝ感慨無量を禁じ得ぬ。やがて汽笛ならでフォイスル一聲車中の人となつた。黄塵萬丈の都を後に武藏野の大平原を西に慕進する爽快さ譬んものもなし。右顧すれば車窓に映ずるは常盤木の間紅葉點綴せる、大自然の晩秋の狀景、野趣を好む都人の憧憬の的たるもの又宜なるかなと云ふべし。左盼すれば遠く連山の彼方に富岳の勇姿は巍然として雲表に聳え既に全身白衣に包まれて白銀のまばゆく太陽

に輝いてゐる様實に一幅の繪畫となん云はんか！。電車が所澤に迂り込んだ時忽ち何處ともなく爆音の聞ゆるに思はず仰ぎ見れば今し一機！二機！翼を連ねて雁行する、オー我空軍の精銳は此處からだと頷かれて異口同音に快哉を叫んだ。かくて時餘にして吾等は第一の目的地川越に第一歩を印した。純朴そのもの、田舎街を歩む事數町にして刑務所に辿り著いた。先づ外部より一瞥すればさすがは少年刑務所にて墻壁は極めて低く一見宛ら大邸宅の感がする。

近時累進制度の發達と共に所謂半自由的監獄が設けらるゝ様になり其等の監獄には墻壁のないものが少くない。又例へば「ハンブルグ」の「ハーネフェルザンド」少年刑務所の如く累進制と關係がなくとも墻壁のないものがある。斯様な點から墻壁は必ずしも監獄の必要條件でないのであつて少くとも川越少年刑務所の普通外塀に類する墻壁は近代行刑の上から觀察して最も快い感じが與へられた。○看守長殿の出迎えを受けて教誨堂を當てた

して個性の調査及作業賦課の査定等に屬してゐる。而して優良者は八ヶ月にして最上級の甲級に累進することになるとの事此の内容は不完全に付將來は點數制を基準とした模範的累進處遇を實施すべく其他に付ても極めて豊富なる御確信を仄めかされた。終て心盡しの晝飯に舌鼓して一同意氣軒昂終始歡待に盡され而も停車場迄御見送り下された○看守長殿に厚く感謝して川越發第二の目的地所澤に向つた。

數十分にして所澤著一行は驛前に整列した見れば町の各戸には日章旗が翻翻として居て吾等一行を歡迎して呉れるかの如くである。探聞すれば此の日滿洲國の陸軍大官張氏外二名が午後一時より飛行演習參觀の爲來澤する日、滿陸軍の交歡に對する「ヴェルカム」であつた。時宛も良し、一同足も軽く勇躍して飛行學校に著した時正に午後の○時三十分である。引率の○氏から刺は通じられて「武士と櫻」に由縁も深い櫻樹の中を貫く中央道路を抜けて滑走路の廣場に案内され、週

休憩室に案内され茶菓の饗應を受けて一休の後一行は所内を參觀すべく案内された。當所は明治四年の廢藩置縣に際して入間縣熊谷囚獄が建設され爾來熊谷縣埼玉縣と官制が變遷して明治三十六年少年受刑者を拘禁する特殊監獄となり、明治四十一年に改めて純少年に限られて拘禁する所となり續いて浦和監獄川越分監となり尙大正十一年浦和から獨立して、川越少年刑務所となつて今日に至つたとの事敷地は約一萬坪現在の收容人員二四四名であつて建物は隨時修繕改築を加へて今日に至つた故が相當古びたものだが清潔と整頓は至れり盡せりである。所内に樹木多く自ら風趣を副へて伸びんとする少年の心情を和ぐるに相應しきものである。各工場に於ける作業は木工、印刷工洋裁工、紙風船張等にて孜々として精勵し其の成績は少年に似合はぬ相當のものである事は各工場何れも數個の製作品に對する賞狀の掲げられてゐるのを見ても肯定される。斯の如き彼等少年の行動は「心ゆるめば事故起る」の教訓を實踐しつ

番士官殿から飛行機に關する概念の説明を受けつ、時の來るを待つ。當校の敷地は總坪五十五萬坪、滑走路三十六萬坪の廣漠たるもので飛行機は百三十機を有し主として操縦術の練習を目的とし八九ヶ月間、約百時間にして習得するとの事である。折から耳も聳する爆音に一行期せずして注目すれば三機正に離陸、續いて三機又三機！忽ちにして三十機は空中高く、教導の一機に従つて隊形を整へて編隊分列飛行は開始された。壯觀と云はんか、嚴肅極まりなく胸中自ら躍動するを覺ゆ。眼を轉ずれば單葉にして最も輕快なる九一式戦闘機三機は入り亂れて中空高く或は低く宙返り、横轉、逆轉、木の葉落し等宛も蜻蛉の飛び交ふ如き高等飛行は行はれて其の妙技實に神境に在り手に汗せしめて唯啞然たるのみ。遠く白雲の間より敵機一機襲來忽ち之に防戦空中戦闘は開始せられた。正面！背面！側面！より縦横無盡に襲撃を加へし爲か敵機は目的を果さずして倉皇として退却我機は敵機に對して致命的損傷を與へたと

あるものでなくて何であらう。改善の道程を辿りつゝある少年等の將來に幸多かれと祈つて工場を出で舍房に案内された。三棟の舍房は東西に並列して建てられ第一舍は雜居房で有賞者及是に次ぐ優良者の優遇房が附設されてゐる窓は比較的大きく採光充分であるが各舍房の東西並列は衛生的見地からして甚だ遺憾に堪えなかつた。晝夜獨居房を抜けて運動場に出た。春秋二回の運動會の外此の所に各工場毎に毎日教練は行はれて現役將校に依て一週二回査閲が行はれ軍事教育に重きを置き規律と訓練の養成に力を注ぐ事は誠に喜ばしい。教誨堂に接近して三教場がある。教育は普通科、補習科實業科に分科して普通科及補習科は六ヶ月を以て進級せしめ實業科は農、工、商に區分して期間はなく教育されて居る。一行は一巡の後休憩室にて吉田所長殿の處遇其他に付御高見と將來の抱負を拜聴した。當所は現在累進制に類した甲乙丙級の三段階に別けて各級共四ヶ月を以て進級し丙級は青木帝大助教に依て主と

か。斯くして午後二時飛行演習は終了して一行は中央第一格納庫に導かれた。最も優越した性能を有する九一式單葉戦闘機を始め複葉九二式戦闘機、八八式偵察機等に付て部分的に極めて詳細なる説明を受けて第二格納庫に至る、二十餘機の戦闘機は秩序整然として格納されて居る。仄聞すれば何れも愛國號として一般國民より献上したるものとの事に斯くあつてこそ我軍は連戰連勝、光輝ある歴史を中外に宣揚する所以のものであると、思はず胸襟を正うして敬虔の念禁じ能はぬものがあつた。第三格納庫を通じて最後に全國よりの氣象無電受信所の説明を受けて今日の見學は終了を遂げた。吾等は此の意義ある見學に依て我陸軍勇士の飛行技術の優秀と優越なる機體の出現は吾々の豫期を裏切た事は否めない事實であつて、又其だけ我陸軍の將來は洋々たるものである事に感謝せざるを得ない。K週番士官殿の懇切熱心なる御説明に感謝の意を表して午後四時名残りを留めて同校を辭し茜さす夕陽を浴びて歸路に著いた。

か。斯くして午後二時飛行演習は終了して一行は中央第一格納庫に導かれた。最も優越した性能を有する九一式單葉戦闘機を始め複葉九二式戦闘機、八八式偵察機等に付て部分的に極めて詳細なる説明を受けて第二格納庫に至る、二十餘機の戦闘機は秩序整然として格納されて居る。仄聞すれば何れも愛國號として一般國民より献上したるものとの事に斯くあつてこそ我軍は連戰連勝、光輝ある歴史を中外に宣揚する所以のものであると、思はず胸襟を正うして敬虔の念禁じ能はぬものがあつた。第三格納庫を通じて最後に全國よりの氣象無電受信所の説明を受けて今日の見學は終了を遂げた。吾等は此の意義ある見學に依て我陸軍勇士の飛行技術の優秀と優越なる機體の出現は吾々の豫期を裏切た事は否めない事實であつて、又其だけ我陸軍の將來は洋々たるものである事に感謝せざるを得ない。K週番士官殿の懇切熱心なる御説明に感謝の意を表して午後四時名残りを留めて同校を辭し茜さす夕陽を浴びて歸路に著いた。

か。斯くして午後二時飛行演習は終了して一行は中央第一格納庫に導かれた。最も優越した性能を有する九一式單葉戦闘機を始め複葉九二式戦闘機、八八式偵察機等に付て部分的に極めて詳細なる説明を受けて第二格納庫に至る、二十餘機の戦闘機は秩序整然として格納されて居る。仄聞すれば何れも愛國號として一般國民より献上したるものとの事に斯くあつてこそ我軍は連戰連勝、光輝ある歴史を中外に宣揚する所以のものであると、思はず胸襟を正うして敬虔の念禁じ能はぬものがあつた。第三格納庫を通じて最後に全國よりの氣象無電受信所の説明を受けて今日の見學は終了を遂げた。吾等は此の意義ある見學に依て我陸軍勇士の飛行技術の優秀と優越なる機體の出現は吾々の豫期を裏切た事は否めない事實であつて、又其だけ我陸軍の將來は洋々たるものである事に感謝せざるを得ない。K週番士官殿の懇切熱心なる御説明に感謝の意を表して午後四時名残りを留めて同校を辭し茜さす夕陽を浴びて歸路に著いた。

(完)



### 海外異聞録

#### ◇借金悲劇「死んで返せ」

不景氣が嵩じて来ると何でも金、金、金の世の中になつて、飛んだ悲喜劇が起る。イタリーのE・メッツァーリといふ四十歳の男は長年の病氣で醫者にも見離されたが、たまたま金の必要が起つて友人から借金をすることになつたが、その契約書といふのがまた前代未聞、即ちメッツァーリは一萬一千ポンドの生命保険に入つて友人を受取人にして置き、もし二年経つても醫者の豫言通り死ななければ自殺してまで借金を友人に返すといふのだ。

飛んだ契約だがさて契約の二年後になつたがメッツァーリは一向に死なぬ。その友人といふのがまたシャイロツクの様子がガツチリした奴で、それでは契約違反だと自殺をすゝめ、メッツァーリは「死なぬ」と頑張り、喧嘩になつたが結局、人の善いメッツァーリは無人をつれてアルプス山中に行き、崖から飛び降りて死んでしまった。友人は友を失ふ悲しさと金を得る喜びと交々で、保險會社に請求に行つたところ、どつこい司直の手が延びて、自殺教唆罪で懲役二年八ヶ月に處されて

#### ◇死刑囚を減刑したル氏

フリーヴアー氏を破つて次期大統領に當選したルーズベルト氏は寛仁大度の政治家でニューヨーク州知事としても頗る評判がよい、最近においても殺人犯として裁判長から死刑を宣告されたニューヨーク市のギヤング「やぶにらみのゴルドン」に減刑の恩典を與へ、終身懲役としたのもさうした彼の性格の表はれだといはれてゐる。ゴルドンは殺人罪で死刑を申渡されたのだが、その後警官オブライエンを殺したジャツク・ザロフの逮捕及びその取調べに便宜を與へたといふので、その邊の事情を參照して終身懲役に減刑したものである。

#### ◇終身刑は果して死刑より人道的か?

「終身懲役は死刑よりも人道的か」といふことが最近米國の監獄改良論者の中で盛んに論じられてゐる。問題は最近五十六年間の獄中生活の果漸く死によつて救はれたマサチューセツツ州の有名な終身懲役囚ジェツセ・ボモロイによつて投ぜられたのである。彼はこの五十六年の間絶えず脱獄方法を考へ、十二回も失敗してゐる。がモント・クリスト伯まがひの脱獄用具ヤスリや鋸を作り、また一本の釘で刑務所の外に通ずるトンネルさへ掘つた位だ。晩年脱獄の體力さへ無くなつた彼の獄中にはナイフや短銃や鋸、ヤスリなどの七つ道具が揃つてゐた。十四歳から七十歳まで獄中の獨房で生活した彼のことを考へれば、終身刑は死刑より果して人道的なりや、といふことが疑問視されるわけだ。

#### ◇ラヂオ警報で犯人を逮捕する新装置

人類の文化を象徴する世界の祭といふのである。

#### ◇ルーズヴェルト氏邦人を助命

丁度一年前の歳末のことであるが、ニューヨークから約六マイルのニューヨーク州ブリーキープシイで米人富豪邸に雇はれてゐた佐賀縣人秋山源太郎なるもの、同家の主人を殺害し、裁判の結果死刑の宣告を受け、更に控訴したが、敗れて、去る十二月十日早曉にアメリカ東部における邦人として最初の死刑が執行されることになつた。他方ニューヨークの日本人會が中心となつてアルバニイにゐる州知事ルーズヴェルト氏に向つて最後の助命運動を続け、あつたが、九日午後三時同知事は助命請願を受諾し、死刑の執行を止め減刑すべき旨正式に發表した。一般在留邦人は秋山のために喜ぶと共に、或は新大統領ルーズヴェルト氏が日本に少なからぬ好意を持つてゐる證據であると、同氏の裁断に感謝してゐるものが多い。

#### ◇パリの自動車盜難數

世界の贅澤を集約したやうな佛都パリには自動車泥棒が大いに流行してゐる。最近の發表によると盜まれる自動車の數が平均して年に五千臺、更に平均すると一日に十四臺の割合で、そのうち元の持主に戻るのが四分の三、もつとも自動車は詐欺にかゝるのが最も多い。自動車を賣るために新聞に廣告すると立派な風采の紳士がやつて来て、交渉の末小切手と引換へに車を受取つて行く。それが大概土曜日の午後だから銀行へ小切手を持つて行くのは月曜日の朝だとしてその小切手がインチキであることを發見した時は後

#### ◇保證金最低記録

米國アルカンソー州ブライスピルの農夫モンガモリー氏は、禁酒監督官にワイン密醸器を發見され直に拘引投獄されたが、家には七歳を頭に六人の幼児が餓に迫つて父の歸りを待つてゐるので、判事も

一の大都市であると共に犯罪の都としても他にヒケを取らぬ、ニューヨーク市に於いてはラヂオ警報装置を試みたところそれが大成功。そこで過去に於て永年使用されたフラッシュ（閃光）信號装置は愈々お廢止となつた。實際フラッシュ信號は今にして見ると未だ電話が珍しく無電が單なる空想だつた時代の遺物でしかなかつた。此フラッシュ信號は市民が至急警官の出張を求むるための警報装置で、萬一の場合戸外に飛出して附近に裝置された非常ボタンを押せば交番に取附けられてあるランプから綠色の光を放ち警官の注意を喚起することになる。そして交番の警官及び最寄の巡査がその閃光を見つけて現場にかけつけるのだが、ラヂオに比べるとこんなのは甚だしく時代遅れたるを免れない。ラヂオ装置によると殺人、盜難その他の犯罪を警察に急報し、その出張を求めんとする場合、市民は交番に知

# 馮滿洲國司法總長の行刑視察

建國草創の滿洲國政府は此の度同國司法總長馮涵清氏を我が國に特派し委しく我が國の裁判制度檢察制度及び行刑制度等を調査視察せしめ文化形態を一日も速かに完成せんと企圖しつゝあつたが、此の程愈々馮總長一行の來朝を見るに至つた。

馮總長は既に東京に於ける裁判所制度の視察を了へ本月一日には、正木書記官の案内にて豊多摩刑務所及び小菅刑務所を同三日には秋山保護課長及び正木書記官の案内にて八王子少年院及び少年刑務所を詳細視察研究するところがあつた。滿洲國政府としては一日も早く治外法權撤廢を期したい意向があるので馮總長も特に行刑制度の視察に付いては重命を帯びて居るさうだが、總長としては近く更に同國行刑司長一行を特派して具體的に調査研究を遂げしめる爲めに自分は概括的に視察するに止めた。

馮總長は視察後左の如き感想を述べ

自分は日本の行刑制度がかほどまでに發達進歩して居るに付いては全く驚いた。刑務所といふよりも工場といった方が適當である。囚人は強制労働に就いて居るなどは考へられないほど熱心に愉快に働いて居るが之は中國や滿洲などでは期待するものが出來ぬ。しかしなんといつても日本行刑で感心する點は役人全部の間にみながつて居る緊張と熱心との氣分である。滿洲國の行刑にもこの氣分が一番大切なことと思ふから今後貴國の指

た。

## 大阪刑務所の「事故なし旬間」

大阪刑務所に於ては、今初冬大阪府下に於て、陸軍秋季大演習を舉行せらるるに際し、畏くも聖駕を進ませ給ひ、親しく御統 あらせらるゝに付き、此の際職員は特に諸事に留意なし、誠實以て其職に該り又一面、收容者には一層謹慎をなさせしめ、能く勤勉力行の良風を發揮なさ

導援助によつてこの點の成果を納め度い。

滿洲國にも現在奉天に刑務所があるがこれは中國時代のもので日本の刑務所に比べると地獄と極樂との差がある。しかし、今滿洲下層民の爲めに日本のやうな刑務所を作るとは早いと思ふが、滿洲國の差當りの問題に治外法權撤廢を速かならしめる必要があるので今後の行刑制度は日本行刑を理想として進み度い。滿洲の司法行刑制度は國家が新しいだけに目標も亦既存制度だけを参考にしたくない。出來れば日本で目下審議中である理想案なども参考にして見たいと思ふ。

しむことに勉め、職員、收容者共に、保健に注意なす等、事故なき事を期し以て奉公の誠を盡さむ爲、十一月八日より全十七日迄、事故なし旬間を実施せり。

左に旬間の計畫要旨を記載すれば

八日 事故なし日

旬間實施に際し、心の準備を整へ感謝

精神を基礎とし、旬間に入り遵守事項を熟考し事故なきを期する事。

九日 規律日  
禮儀正しく、協力一致、時間勵行、秩序を立て作業の計畫を進める事。

十日 保健日  
快活なる動作、工場居房の清掃、食事前の手洗ひ、便所の清潔、身邊の衛生等保健に留意する事。

十一日 防火日  
火の用心、火の始末、消火器の完否、消防演習等に留意する事。

十二日 緊張日  
常に緊張心を以て事に當り、苟も油斷の爲に事故を發生させざる事。

十三日 謹直日  
言動を慎み服装の端正、靜肅を旨とする事。

十四日 安全日  
安全裝置検査、危險防止、運搬設備の保全。

十五日 努力日  
無駄せぬ事、精一杯働き能率の増進を計る事。

十六日 整頓日  
工場内外の製素品、器具機械の整頓、愛護。

十七日 感謝日

神佛禮拜、國王の恩、天地の恩、父母の恩、社會の恩等に對する感謝の念、教誨の謹聽服膺、圖書の閱讀等。

旬間に關しては前以て、上司の方より懇篤なる訓示あり、而して收容者には毎朝作業開始前、擔當看守より訓示若しくは説明を加へ、注意を喚起せり。又各部



## 効果を収めた奈良の「安全週間」

長、工場擔當をして本旬間委員に擧げ、實施の監督に任せしめ、職員及び收容者全部上のマークを、胸間に附したり。

尙さきに當所職員及び、收容者より募集入選したる、時局標語、修養標語を毎日適宜、旬間日訓要旨と共に、ポスターとして工場舍房に掲示し、人心を緊張せしめたり。

かくて、此の種催しは兎角、形式に流れ易きを以て今回は特に、實質に重きを置き其効果の大ならん事に留意せる結果全所内些少の事故もなく、大成功裡に終りし事、職員並びに收容者の均しく緊張せる結果に外ならずと思料せらる。

奈良刑務所にては大元帥陛下の行幸を機として、十一月十日より十七日までを安全週間とし、毎日大演習の實況並びに觀兵式の御模様を、ラヂオ又は工場教誨に依りて放送し、特に十六日の如きは所長自ら賜饌の光榮に浴されたる其の感激をマイクより放送され、の光榮を領つ意味に於て特に製菓司に命じて、紅白の御紋菓を謹製せしめ、收容者一同に頒與

# 訓令通牒

衛生材料中器械ノ過不足調書提出方ニ關スル件通牒

司法省 行甲第二、七六六號  
行刑局 昭和七年十月二十八日

衛生材料中器械ニ付テハ昭和四年四月行甲第三九一號依命通牒第二ニ依リ毎年三月末日現在ニ於テ各器械ノ機能ヲ精密ニ検査シ定數ト現在高トヲ照合シ使用不能ノモノ又ハ不足數量等ヲ報告相成居候處之カ調書ノ様式各所區々ナルト其ノ記載方ニシテ往々不備ノ點アル爲要求ノ器械配給ニ際シ遺憾ノ點アリ又過剩品ニシテ他所へ保管轉換方ヲ指示シタルモノニシテ毀損甚シク到底使用シ得サルモノアリ或ハ過剩品トシテ報告セルモノニシテ調書提出後幾何モナク廢棄等ノ處分ヲ爲セルモノナトアリテ當局ニ於ケル醫療器械ノ配給若ハ保管轉換方指示スルニ際シ齟齬ヲ來タシ事務處理上支障不尠候條次回ヨリ左記様式ニ依リ御報告相成度候

- 備考
- 一、用紙ハ美濃判トス
  - 二、検査、診療及調劑器械ニ就テモ本様式ニ依リ調査シ尙規定ノ器械全部ヲ掲グルコト(過不足ナキモノニ對シテモ)
  - 三、現在品ニ付テハ細密ナル機能ノ検査ヲ行ヒ毀損甚ダシク到底修理不能ナルモノ及指定ノ制式ト異リ配給ヲ必要トスルモノ等ハ其ノ事由ヲ備考欄ニ記載スルコト
  - 四、過剩品ニ就テハ使用ニ堪エ他所へ保管轉換ヲ爲シ得ヘキモノ又ハ制式ト異ルモノ若ハ破損甚ダシク修理不能ナルモノ或ハ小修理ヲ加フルニ於テハ完全ナルモノ等ノ區別ヲ備考欄ニ明記スルコト
  - 五、定數ニ對シテハ不足ナルモ醫務室(検査、診療、手術室等)

品目	制式	數稱	定數	現在數	過不足		備考
					過	不足	

ニ於ケル設備ノ不充實(例ヘハ器械ニシテ瓦斯、電熱等ノ設備ヲ必要トスルモ未タ之カ施設ナキ場合等)等ニ依リ配給ヲ必要トセサル器械ニ就テハ其旨備考欄ニ明記スルコト

六、調書提出後ニ於テ過剩品ニシテ其後附近刑務所へ保管轉換ヲ爲シ又ハ破損甚ダシク使用不能トナリタルモノ等異動ヲ生シタル際ハ遲滞ナク之ヲ報告スルコト

動物名	年月日	検査用動物受拂簿			摘要
		頭數	受拂	殘數	

司法省 行甲第二、九二八號  
行刑局 昭和七年十二月五日

收容者ノ疾病ヲ早期ニ診斷シ或ハ疾患ニ對スル疑問ヲ明確ナラシムル爲「モルモット、家兎」等ノ動物ヲ醫務科ニ於テ飼育スルコトハ診斷學の檢索上必要ナル事項ト認メラレ候處右動物及其ノ食餌ノ受拂等ニ關シテハ左記ニ依リ御取扱相成度候

- 備考一、用紙ハ半紙半截トス
- 二、動物名ノ異ル毎ニ口座ヲ別ニスヘシ
- 三、摘要欄ニハ受拂ノ事由(例ヘハ出産、斃死、解剖等ノ別)及其ノ他必要ナル事項ヲ記入スヘシ
- 四、本簿ハ會計年度毎ニ調製シ丙部記録トス
- 二、飼育用食餌ニ付テハ衛生材料受拂簿ニ依リ其ノ受拂ヲ爲スコト

左記

一、検査用動物ヲ飼育スル際ハ左記簿冊ヲ設ケ其ノ受拂ヲ爲シ尙検査ノ爲動物ヲ使用シタルトキハ其ノ検査ノ顛末ヲハ必ス診療簿(參考事項欄ニ)又ハ病床日誌(診斷學の檢索欄ニ)ニ記載スルコト

- 三、検査用動物、飼育費及同容器ノ支出科目
- (イ) 動物及飼育費ハ收容費ノ項、療養費ノ目
- (ロ) 動物容器(金網製ノ如キ移動シ得ルモノ)ハ事務費ノ項、備品費ノ目

### 叙任辭令

豊多摩刑務所長典獄椎名通藏海外出張中ノ處本日歸朝ニ付同所長事務取扱自然消滅

豊多摩刑務所長事務取扱 佐藤 乙二

(十月二十日)

死 亡 支所長 古賀 熊彦 (京町支) 看守長

(十月二十九日)

名古屋轉勤 看守長 多治比宗興 (横濱)  
 横濱轉勤 全 三輪 良保 (滋賀)  
 滋賀轉勤 全 堀池 猪太郎 (名古屋)  
 免本職 支所長 佐久間 安藏 (下妻支)  
 名古屋轉勤 看守長 榎本 寧 (水戸)  
 下妻支所長 全 太田 卯八 (盛岡支)  
 川越少年轉勤 全 山根 義幸 (宮崎)  
 京町支所長 全 川添 猪之吉 (福岡)  
 任看守長宮崎勤務 看守

(十二月四日)

文官分限令第十一條第一項第四號ニ依リ休職 看守長 高橋 佐一郎 (名古屋) 全 木下 弘 (全)

(十一月二日)

盛岡少年轉勤 看守長 江口 精之進 (札幌)  
 任看守長札幌勤務 看守 渡邊 長八 (秋田)  
 三重轉勤 支所長 山田 利助 (四支日)  
 四日市支所長 看守長 山下 兼三郎 (三重)  
 全 山下 兼三郎 (三重)

(十一月九日)

文官分限令第十一條第一項第四號ニ依リ休職 看守長 久保 居回四郎 (名古屋) 看守長

(十一月七日)

任看守長名古屋勤務 看守 原 長榮 (巢鴨) 看守長

(十一月十日)

免本職 支所長 山下 兼三郎 (四支日)  
 名古屋轉勤 看守長 上野 豊 (名古屋)  
 四日市支所長 全  
 (十一月二十六日)  
 木更津支所長 看守長 稻葉 雄次郎 (千葉)  
 千葉兼務 看守

(十二月一日)

### 編輯餘録

□ 満洲國の司法總長馮涵清氏と編輯子とは縁あつて満洲國將來の行刑展望に關して意見を交へるの機會に遭遇したのである。馮總長は編輯子に對して大様二つの質問を發せられた。その一は治外法權と満洲行刑との關係、その二は満洲國の治安維持と行刑との關係。

□ その一に對して編輯子の意見は治外法權とは文化をはかる尺度である。而して、文化は生活の表現である。恰も、人の生活が衣服で表現されるやうに一國の文化も亦國家の衣服で表現される。國家の衣服として他國人の著眼する第一のものは行刑施設であるから然し當り主要都市にそれを完備され度といふこと。

□ しかし、一國の行刑をその國の産業狀態、國民生活の情勢、地理の

關係から離れて確立すれば失敗である。工業國には工業刑務所を主とし農業國は農業刑務所を主とせねばならぬことは行刑學の結論である。

□ 満洲は廣漠たる農野を背景として居るから文化の著物となる都市刑務所を除いては所謂刑罰植民地を本位とし能ふべくんば之を移動的なるものにする必要があるといふのがその二に對しての答へであつた。

□ 牧野先生に玉稿を戴いた。編輯子は新年初頭から教育刑主義の大示教を得て、茲に今年のわれらの努力すべきあるものを掴み得るのである。學者の主張とわれらの實驗とがどこまで合致し得るか、それを合致せしめようとする努力によつて進化が生れるのである。その爲めにわれらは毎に學者の叫びを聞かねばならぬが今先生の玉稿を得てこの必要の満されたことを特に感謝する。

昭和七年十二月十六日夜

あき羅

註文規定	廣告料			定價表		
	一冊	二冊	三冊	一冊	二冊	三冊
●御註文は總て前金のこと	一冊	二冊	三冊	金二十五錢	金一圓五十錢	金一圓五十錢
●御送金は郵便爲替ならば司法省郵便局取扱にて拂込のこと、但なるべく振替を利用せられたし	一冊	二冊	三冊	金二十五錢	金一圓五十錢	金一圓五十錢
●御座は東京二五〇五九番刑務協會とすること	一冊	二冊	三冊	金二十五錢	金一圓五十錢	金一圓五十錢
●御註文の際は必ず送附先明記のこと従つて轉居の際は新舊住所を御届下されたい。	一冊	二冊	三冊	金二十五錢	金一圓五十錢	金一圓五十錢

明治二十七年二月二十六日第三種郵便物認可  
 昭和十年十二月二十八日印刷納本  
 昭和八年一月一日發行

編輯人 伊藤 忠次郎  
 印刷人 竹田 益平  
 印刷所 東京市葛飾區小菅町一八四番地 刑務協會印刷部  
 發行所 東京市麹町區西比谷町一番地 刑務協會  
 電話銀座 二三四四、三八二五番  
 振替口座 東京 二五〇五九番

46<sup>e</sup> Année n°1

Janvier 1933

# KEISEI

Revue pénitentiaire du Japon

dirigée par

S. Shiono

Président de la Société des Prisons du Japon

## Sommaire

Note éditoriale.

Makino, E. — Technicisation, économicisation, éducatrisation et  
légalisation de l'exécution de la peine.

Nakao, B. — De la science pénitentiaire en 1932.

Mouvement des idées à l'étranger:

R. M. Simpson, Unemployment and prison commitments.

KEIMU-KYOKWAI

(Société des Prisons du Japon)

prés le Ministère de la Justice

Tokio